

# 配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査 報 告 書

平成 21 年 4 月

仙 台 市

(財) せんだい男女共同参画財団



## 配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査

第Ⅰ部      アンケート調査 ..... 3

第Ⅱ部      個別面接調査 ..... 93



## 第 I 部

### アンケート調査



# 目 次

I	調査の概要	7
1.	調査の目的	7
2.	調査の項目	7
3.	調査の設計	7
4.	回収結果	8
5.	本資料を読む際の注意	8
II	回答者の属性	9
III	調査結果の分析	13
1.	男女の役割・子どもへの暴力に関する意識について	13
2.	配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律・施設などの認知度について	15
3.	配偶者やパートナー間での暴力等の意識や経験について	18
(1)	配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識	18
(2)	配偶者やパートナーの有無	31
(3)	配偶者やパートナー間での暴力等を受けた経験	32
(4)	最初に受けた暴力等の種類とその時期	42
(5)	暴力等により受けた影響	44
(6)	暴力等を受けた時の対応	45
(7)	暴力等を受けた時の子どもの状況と被害	48
(8)	配偶者やパートナー間での暴力等を行った経験	50
4.	子どもの頃の暴力等に関する経験など	63
(1)	子どもの頃の暴力等に関する経験	63
(2)	子どもの頃の暴力等に関する経験を受けた時期	64
5.	配偶者やパートナー以外からの暴力等に関する経験など	68
(1)	子からの暴力等に関する経験	68
(2)	親への暴力等に関する経験	69
6.	配偶者やパートナー間での暴力等防止対策について	71
◎	「その他の自由意見」より一部抜粋	72
IV	資料	75
	使用した調査票（単純集計結果付き）	77





# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

仙台市と（財）せんだい男女共同参画財団では、仙台市が平成16年に策定した「男女共同参画せんだいプラン」に基づき、配偶者やパートナー間での暴力の防止や被害者保護に向けた取組を積極的に推進しているところである。

今回の調査は、男女の役割に関する事項や配偶者やパートナー間での暴力などに関する市民の意識及び被害・加害の経験などを把握することによって、現状と課題を明らかにし、配偶者やパートナー間での暴力等の防止および被害者保護に役立てるために実施したものである。

## 2. 調査の項目

- (1) 男女の役割・子どもへの暴力に関する意識
- (2) 配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律・施設などの認知度
- (3) 配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識
- (4) 配偶者やパートナー間での暴力等の行為を受けた経験など
- (5) 配偶者やパートナー間での暴力等の行為を行った経験
- (6) 子どもの頃の暴力等に関する経験など
- (7) 配偶者やパートナー以外からの暴力等に関する経験など
- (8) 今後の配偶者やパートナー間での暴力等の防止対策
- (9) 回答者の属性

## 3. 調査の設計

- (1) 調査地域 : 仙台市全域
- (2) 調査対象 : 平成20年6月1日現在、仙台市内に住所を有する20歳以上の男女を住民基本台帳から無作為に抽出し、対象とした。
- (3) 標本数 : 男女計3,000名、有効標本数1,088名
- (4) 調査方法 : 郵送調査法（調査票の郵送配布・郵送回収）
- (5) 調査期間 : 平成20年6月～8月
- (6) 調査実施主体 : 仙台市 企画市民局 市民生活部 男女共同参画課  
財団法人 せんだい男女共同参画財団
- (7) 集計分析 : 東北学院大学 教養学部 片瀬 一男 研究室

#### 4. 回収結果

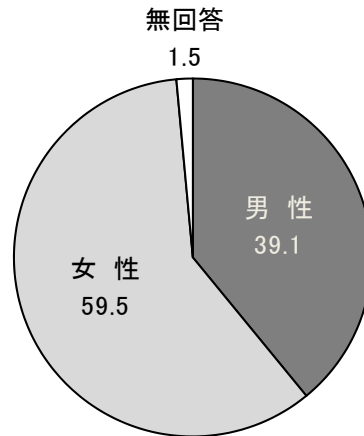
標本数 ①	総回収数	有効票数 ②	回収率 ②/①
3,000	1,097	1,088	36.3%

#### 5. 本資料を読む際の注意

- (1) 図表の中の N とは、Number of cases の略で、回答者総数または分類別の回答者数のことである。
- (2) 百分率は、回答者全体に占める質問の選択者数の比率として算出している。少数点第 2 位を四捨五入しているため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。
- (3) 1 つの質問において 2 つ以上の回答を認めたものもあり、その場合の百分率は 100%を超える。

## II 回答者の属性

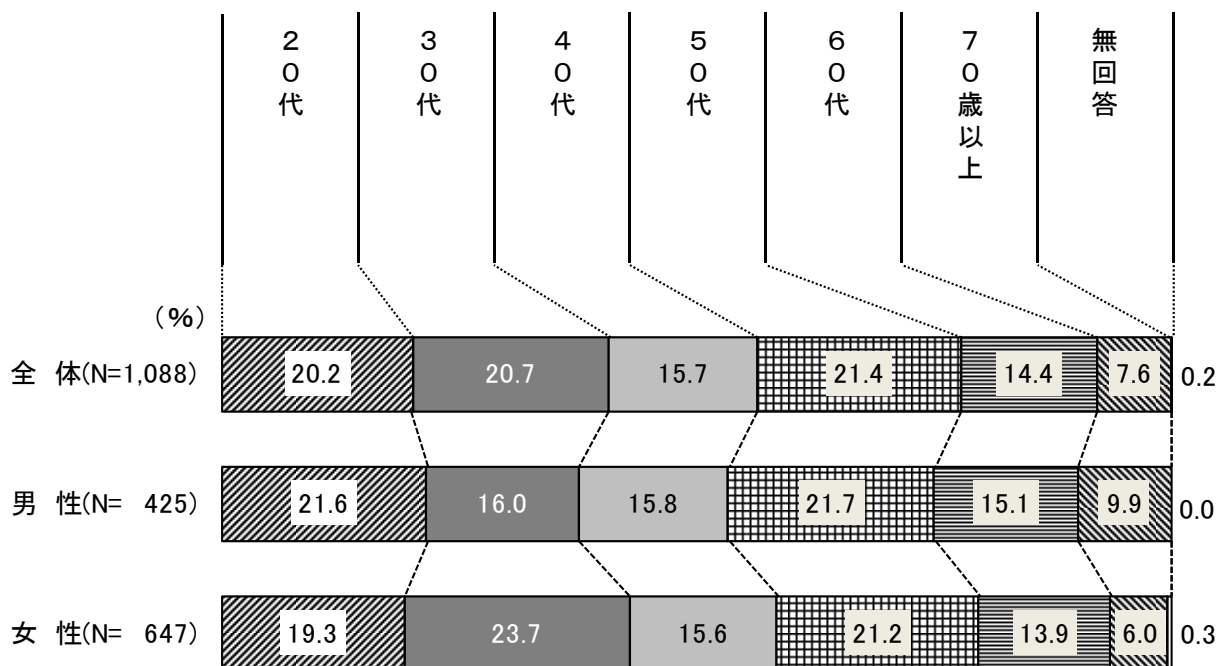
性別



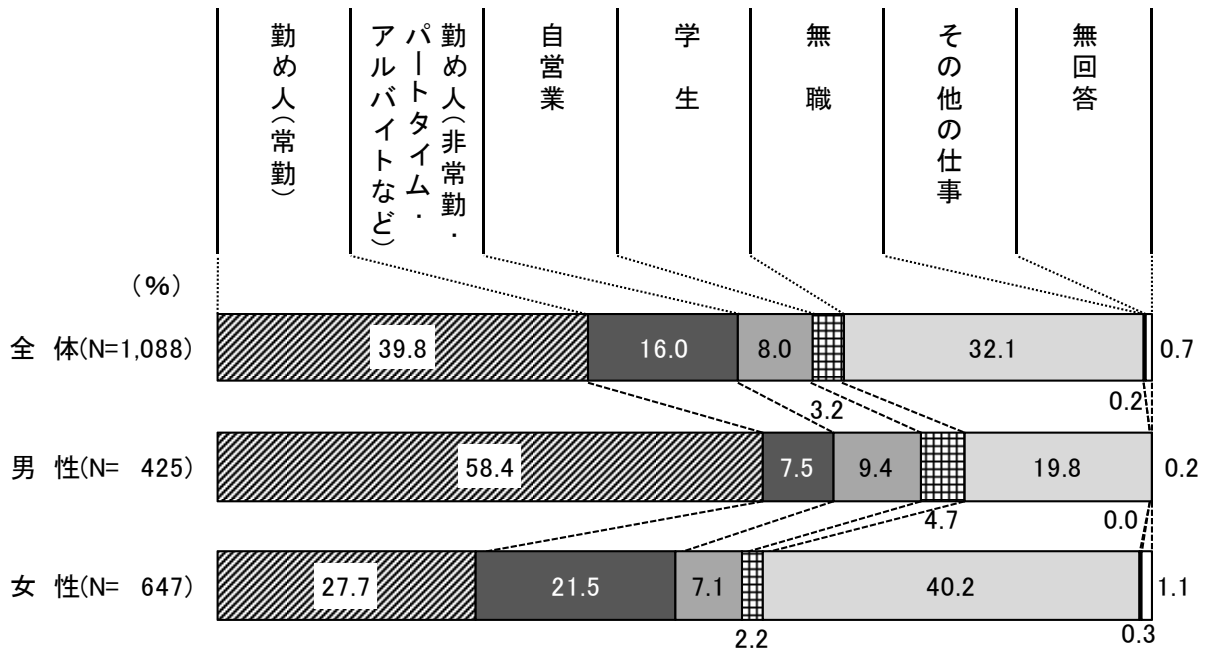
N=1,088

(%)

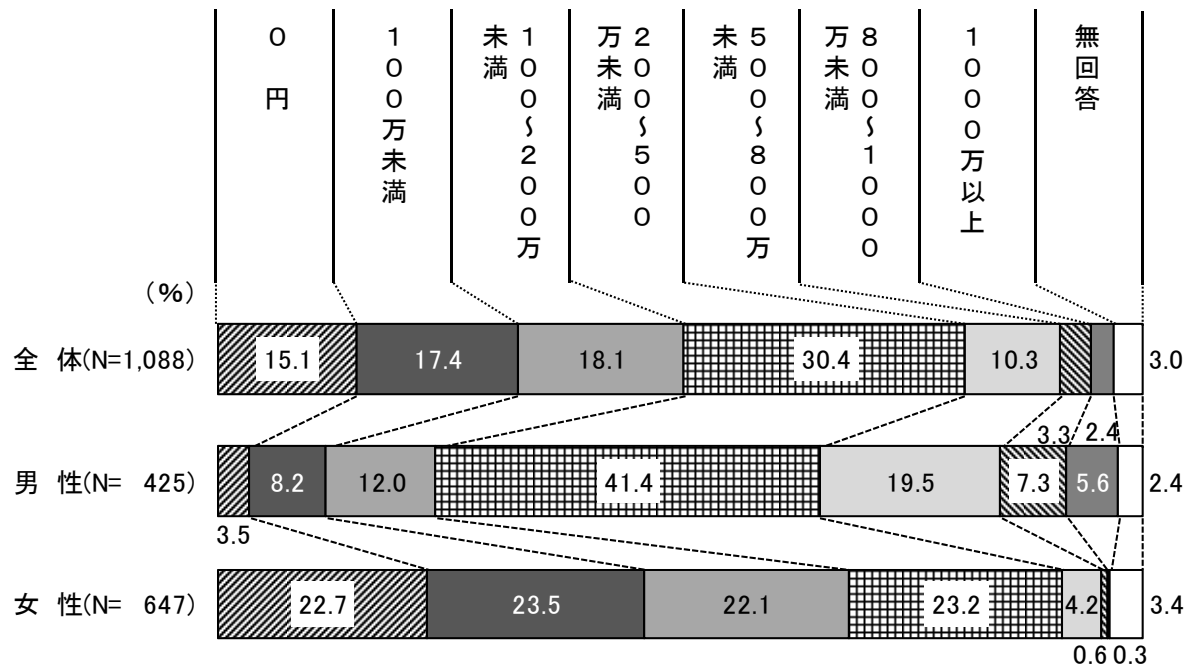
年代



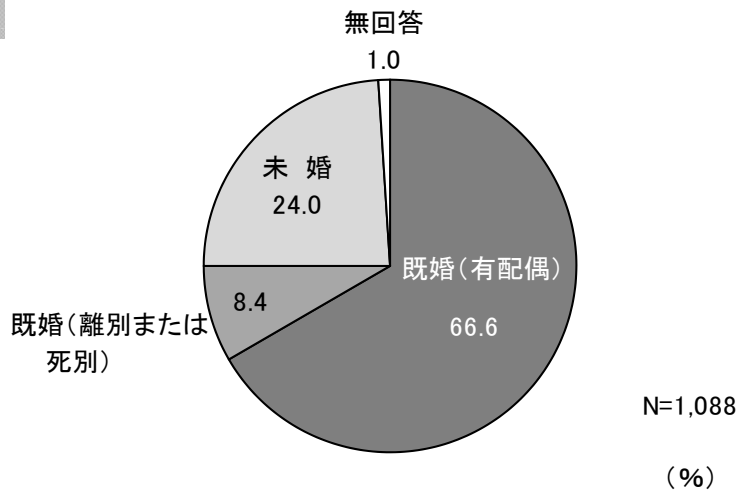
# 職 業



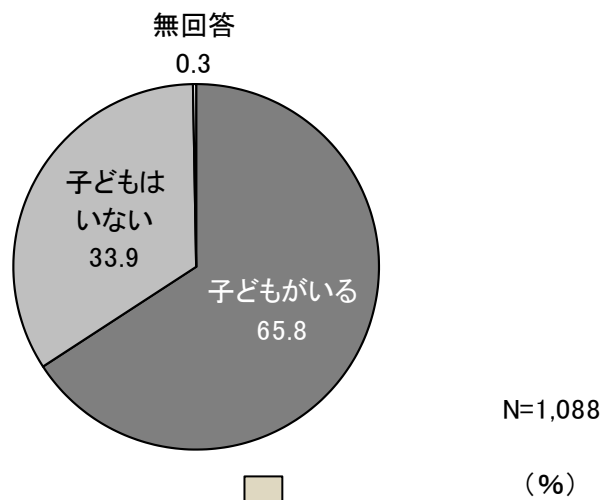
# 年 収



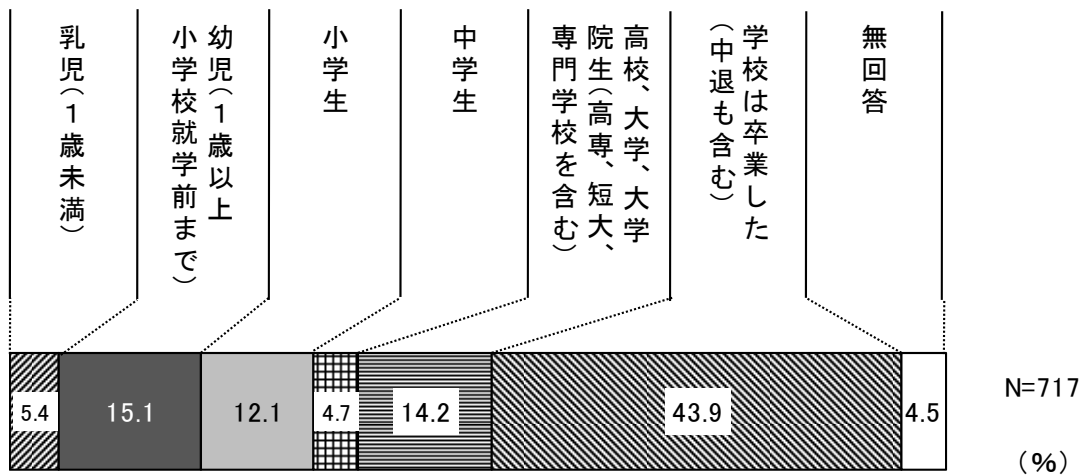
未既婚



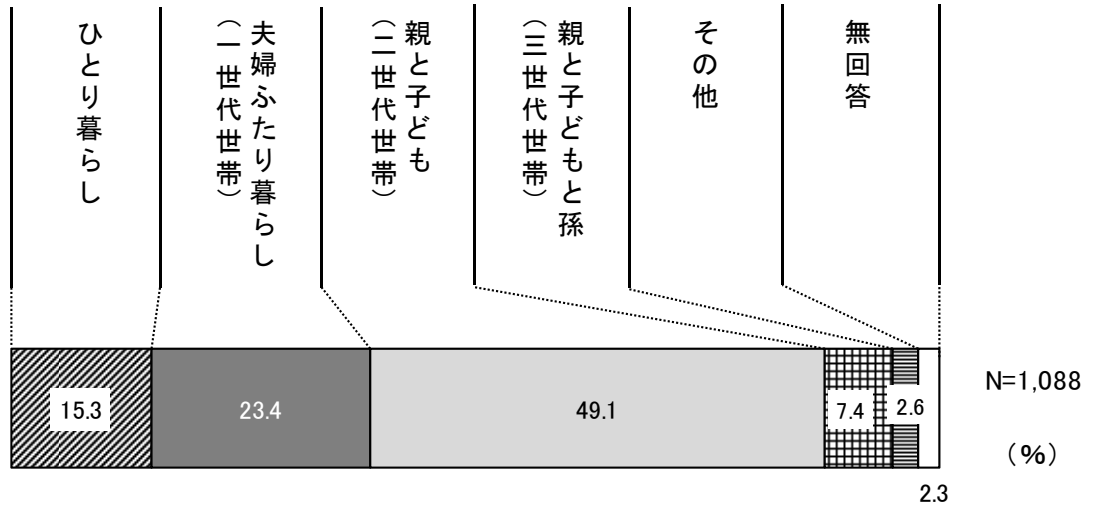
子どもの有無



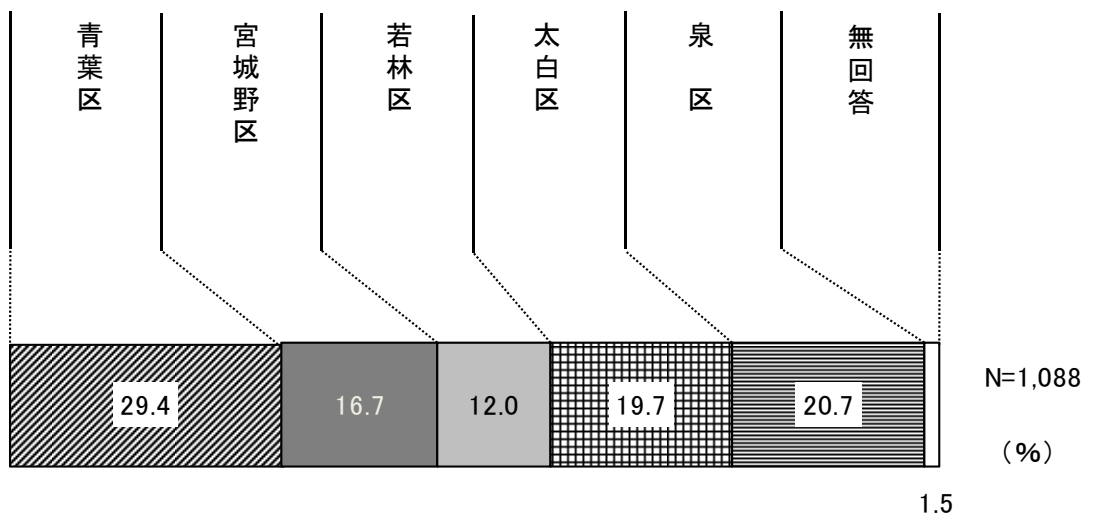
【一番下の子どもの状況】※『子どもがいる』人のみ



## 家族構成



## 居住区

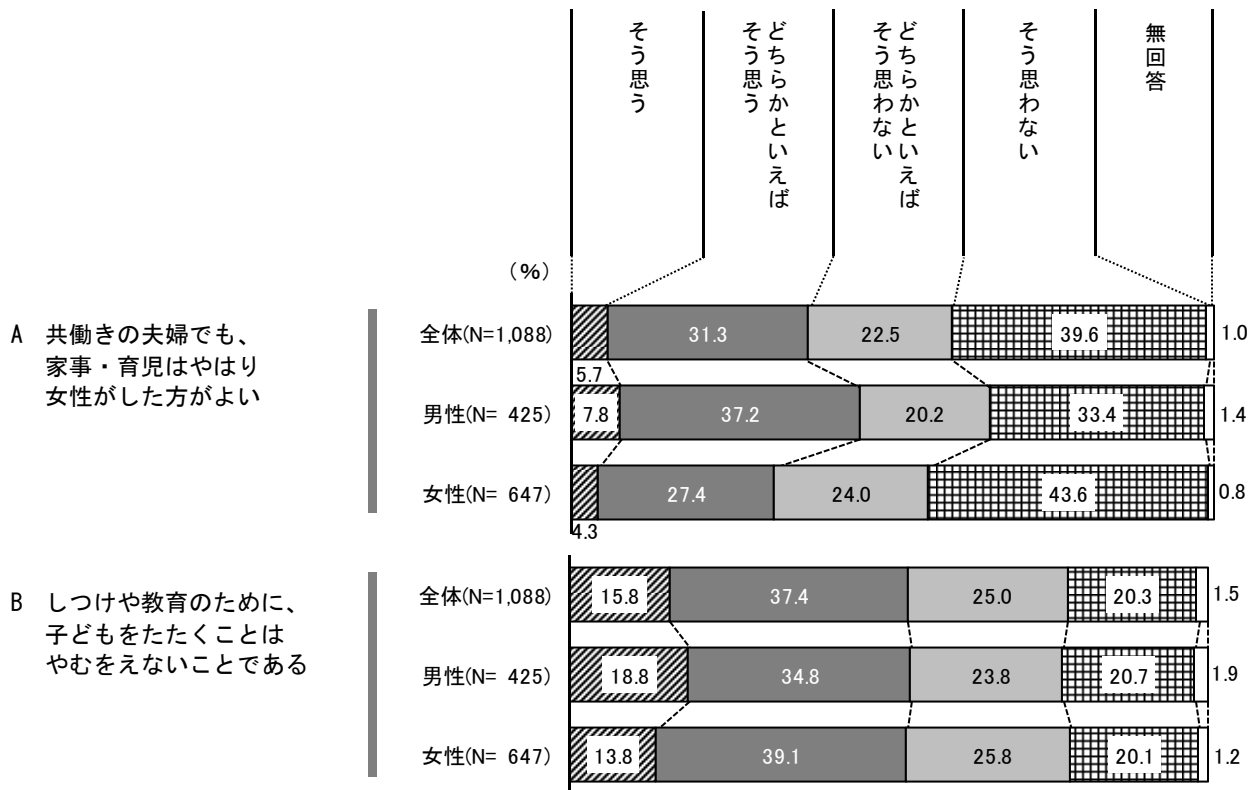


### Ⅲ 調査結果の分析

#### 1. 男女の役割・子どもへの暴力に関する意識について

問1 次にあげる考え方について、あなたはどのように思いますか。(それぞれ単一回答)

図表1-1 男女の役割・子どもへの暴力に関する意識（男女別）



男女の役割等に関する意識についてたずねたところ、以下のようになった。

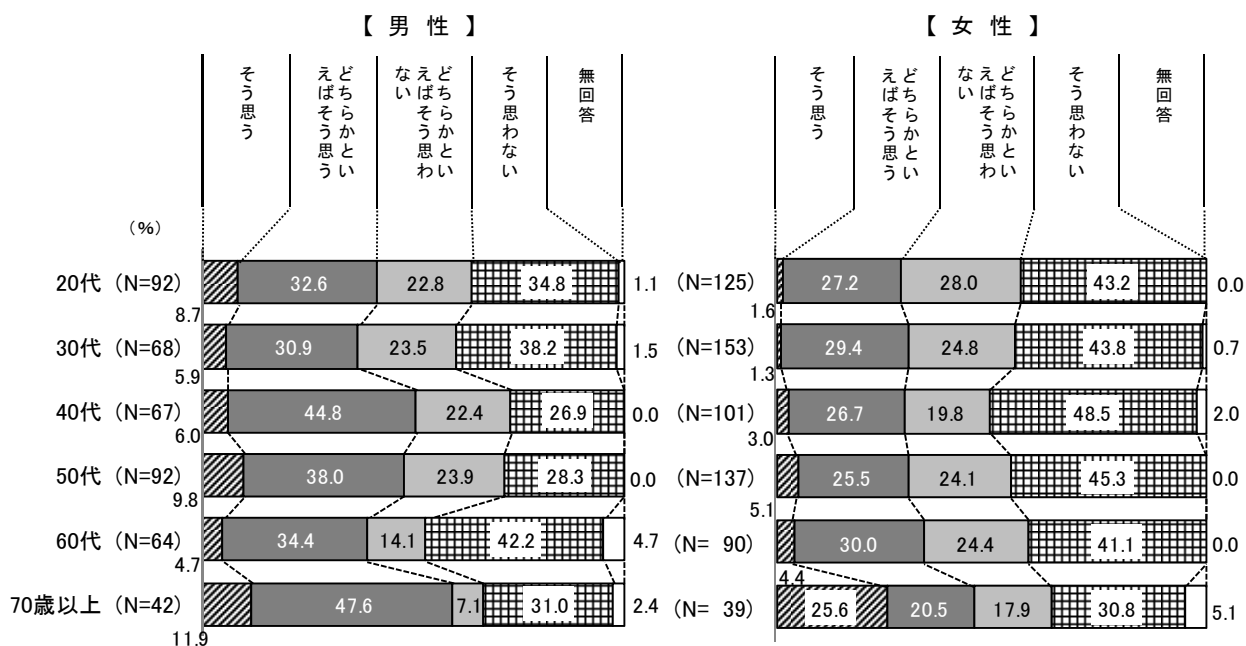
〔共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい〕という考え方については、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した『否定的な人』（以下同じ）が過半数を占めている。男女別でみると、男性では『否定的な人』が5割程度であるが、女性では7割近くが否定的で男女間での役割分担に対する意識の差がみられる。

〔しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである〕という考え方については、男女とも「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した『肯定的な人』（以下同じ）が『否定的な人』に比べて若干多くなっている。男女差はほとんどみられないが、男性は「そう思う」と強く肯定し、反対に女性では「どちらかといえばそう思う」という回答の傾向がある。

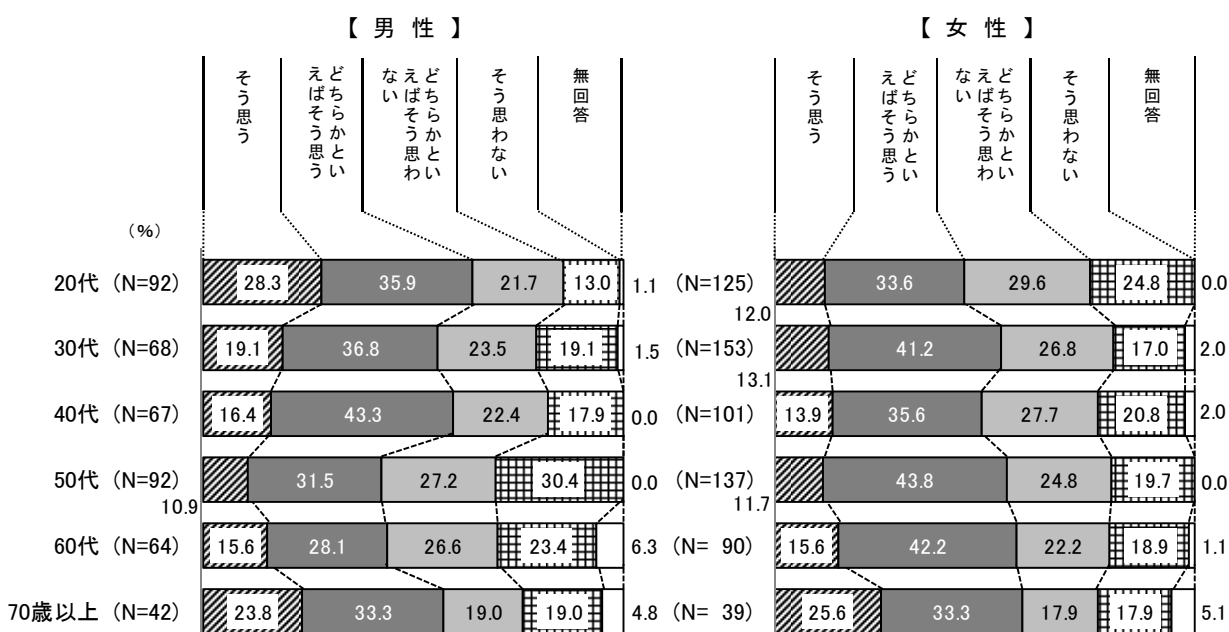
性・年代別でみると、「共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい」については、70歳以上では男女ともに他の年代と比べて「そう思う」という回答の割合が高くなっている。特に、40代と50代で男女の役割意識の差が大きい。

〔しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである〕については、男性の20～40代と70歳以上、女性では30代と50代以上で『肯定的な人』が半数以上となっている。

図表 1-2 男女の役割意識 共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい（性・年代別）



図表 1-3 子どもへの暴力に関する意識 しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである（性・年代別）

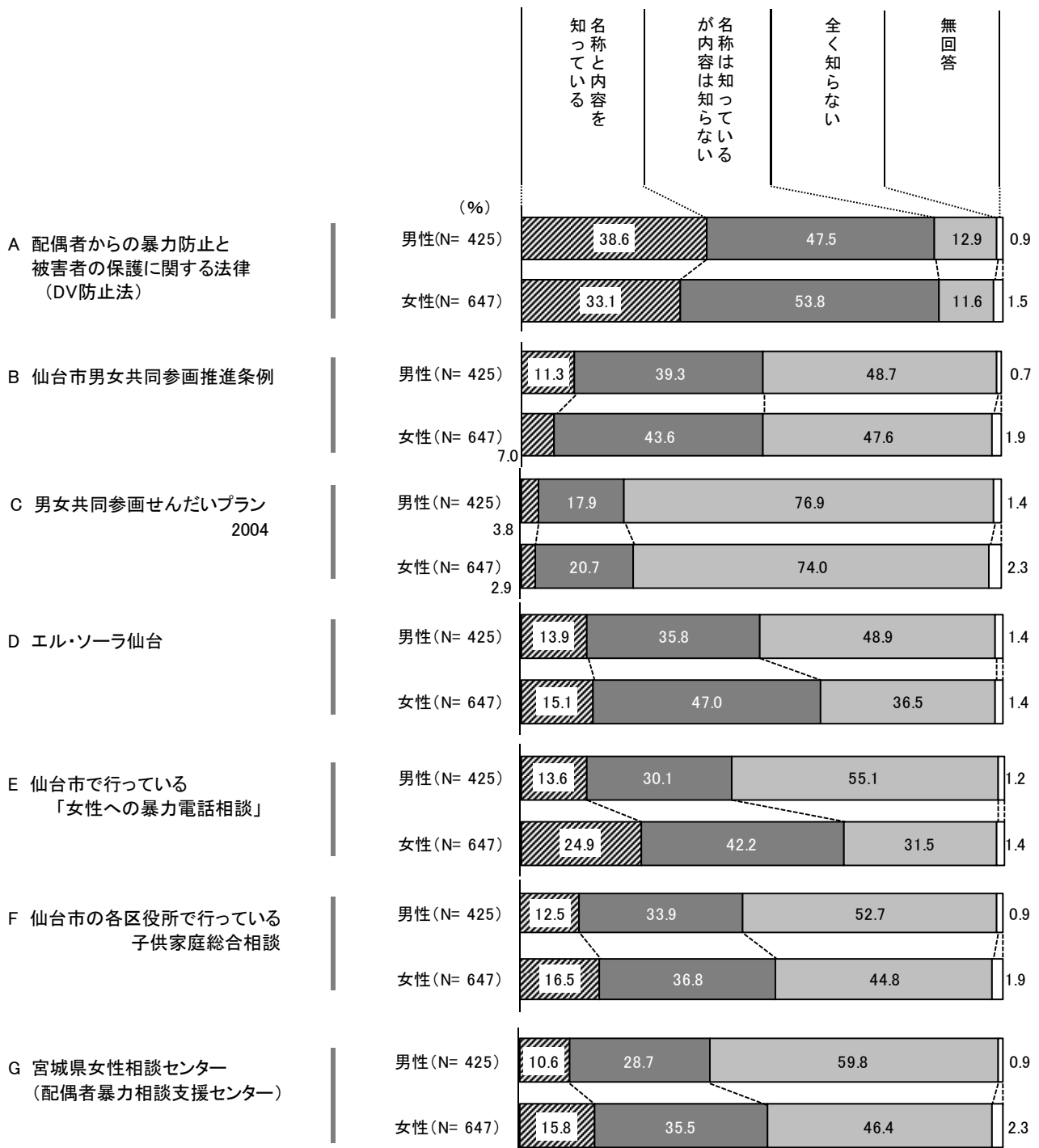




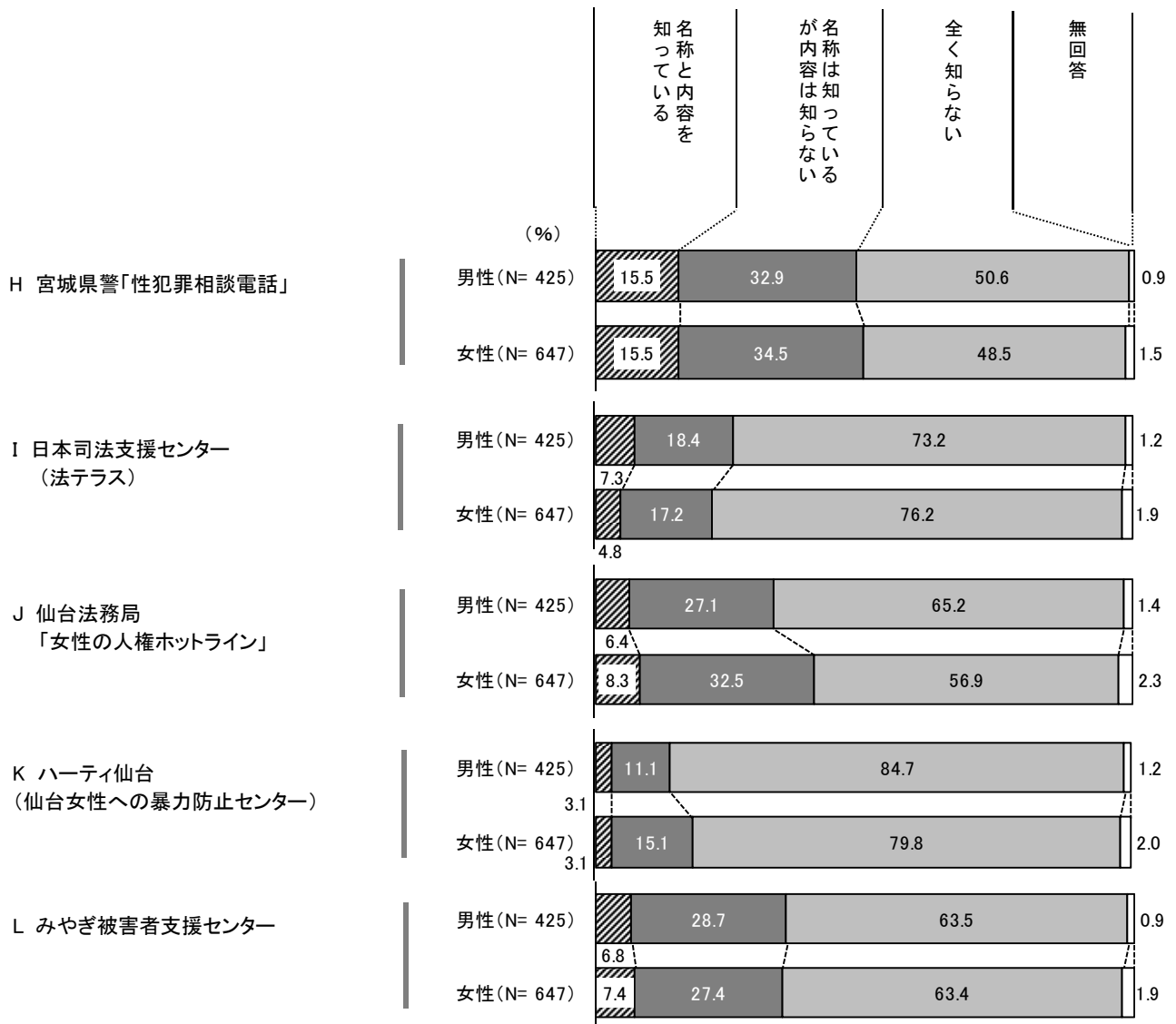
## 2. 配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律・施設など認知度について

問2 あなたは次のような法律や仙台市、宮城県、国及び民間団体との施設などを知っていますか。  
(それぞれ単一回答)

図表 2-1 法律や施設などの認知度 (男女別) ①



図表 2-2 法律や施設などの認知度（男女別）②

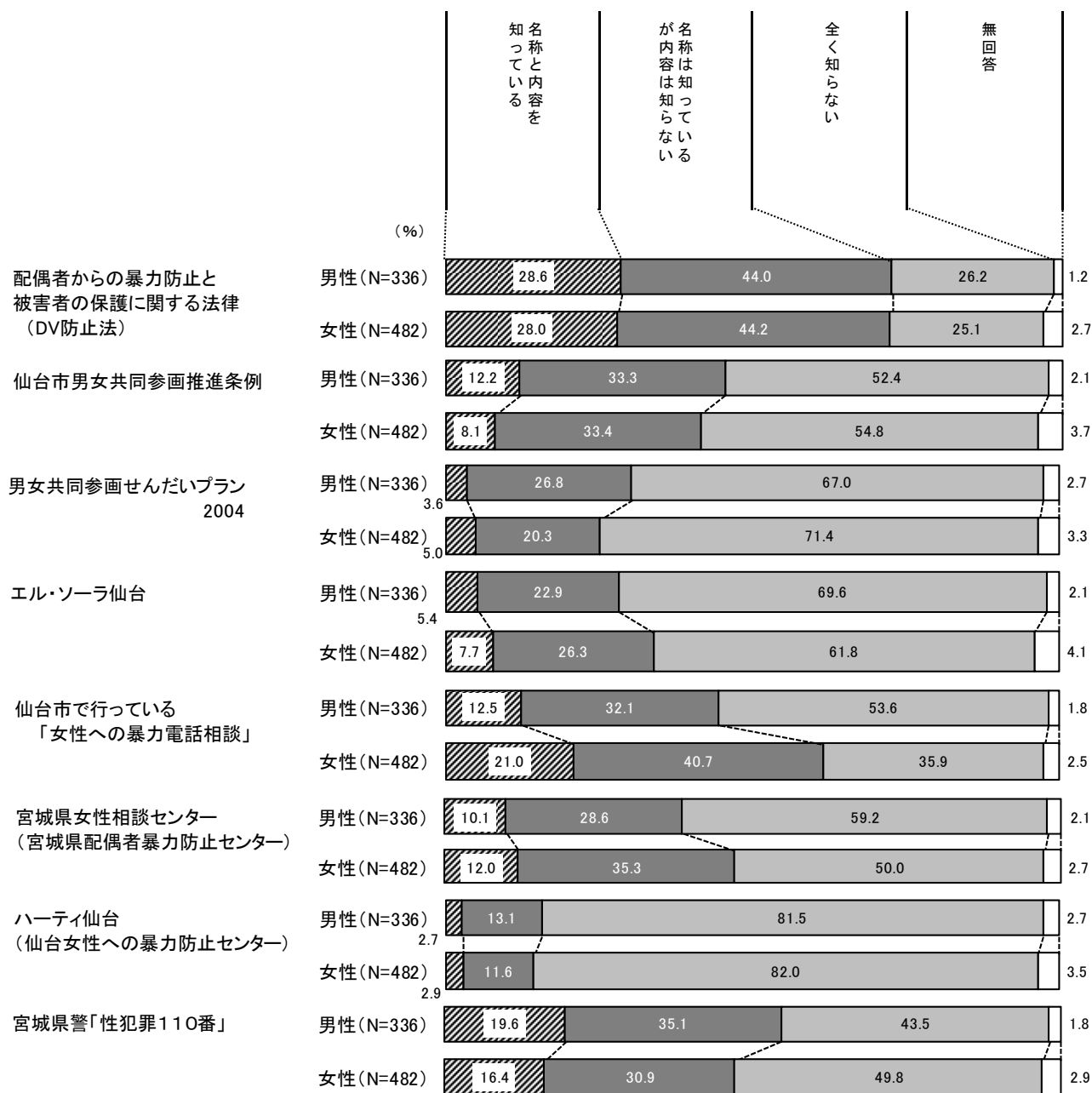


法律や施設などの認知度をみると、〔A 配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律（DV 防止法）〕では、「名称と内容を知っている」と「名称は知っているが内容は知らない」をあわせた『知っている』が8割以上であるが、その中で「名称は知っているが内容は知らない」が半数程となっており、法の存在や名称は周知されているが、内容への理解は十分とはいえない。

「名称と内容を知っている」と回答しているのは〔A 配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律（DV 防止法）〕や〔B 男女共同参画推進条例〕については男性が、施設・相談窓口（D～G）については女性がそれぞれ多い。

〔参 考〕 平成17年4月 仙台市調査より

あなたは、次のような法律や仙台市、宮城県及び民間団体などを知っていますか。



※一部抜粋

平成16年度に行われた仙台市の関連調査と比較してみると、多くの項目で認知度が上がっている。その中でも、特に〔A 配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律〕では「全く知らない」人の割合が半分以上になり、〔D エル・ソーラ仙台〕でも以前は『名称のみ』を含めて3~4割の認知だったが、男女ともに半数以上の認知となり、変化があったといえる。

### 3. 配偶者やパートナー間での暴力等の意識や経験について

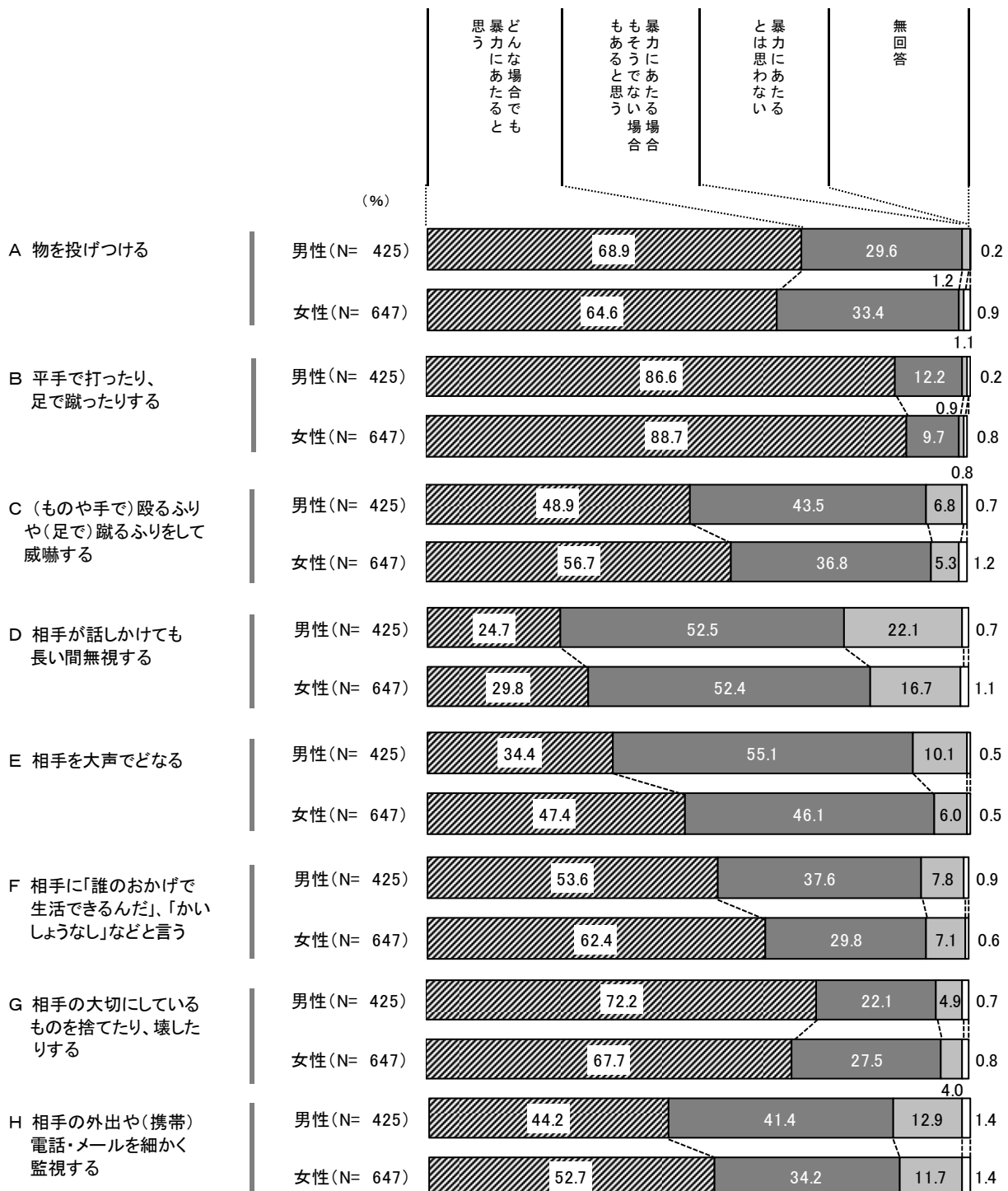
#### (1) 配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識

問3 次のようなことが「配偶者やパートナー」間で行われた場合について、どう思いますか。配偶者やパートナーがいない場合は、いると仮定してお答え下さい。(それぞれ単一回答)

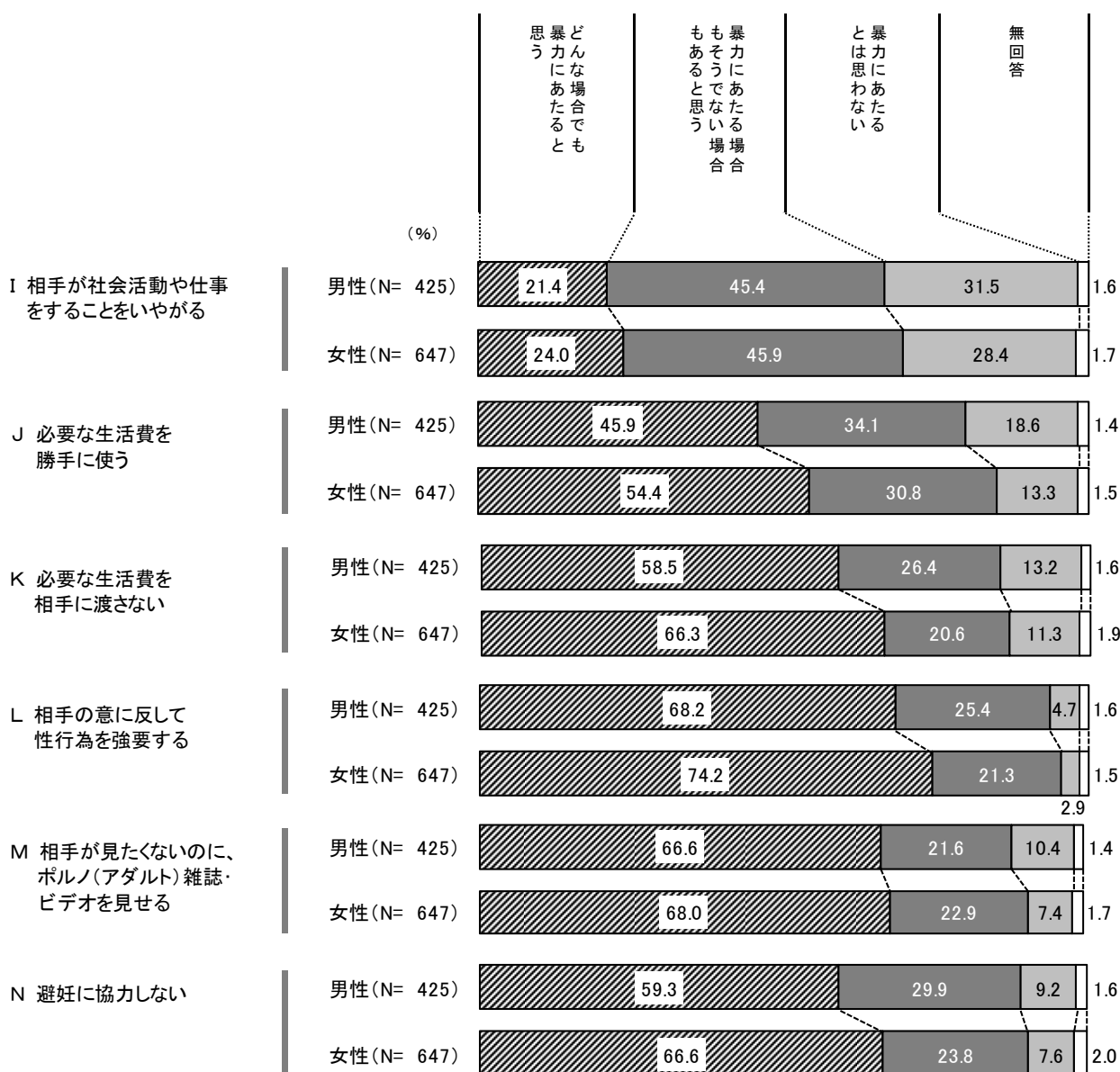
※配偶者やパートナーとは「夫、妻、前夫、前妻、同棲相手、恋人、元恋人」など、一定期間親密な関係のある(あった)相手をさします。

※配偶者とは、婚姻届を出していない事実婚や別居中の場合も含まれます。

図表 3-1 配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識(男女別)①



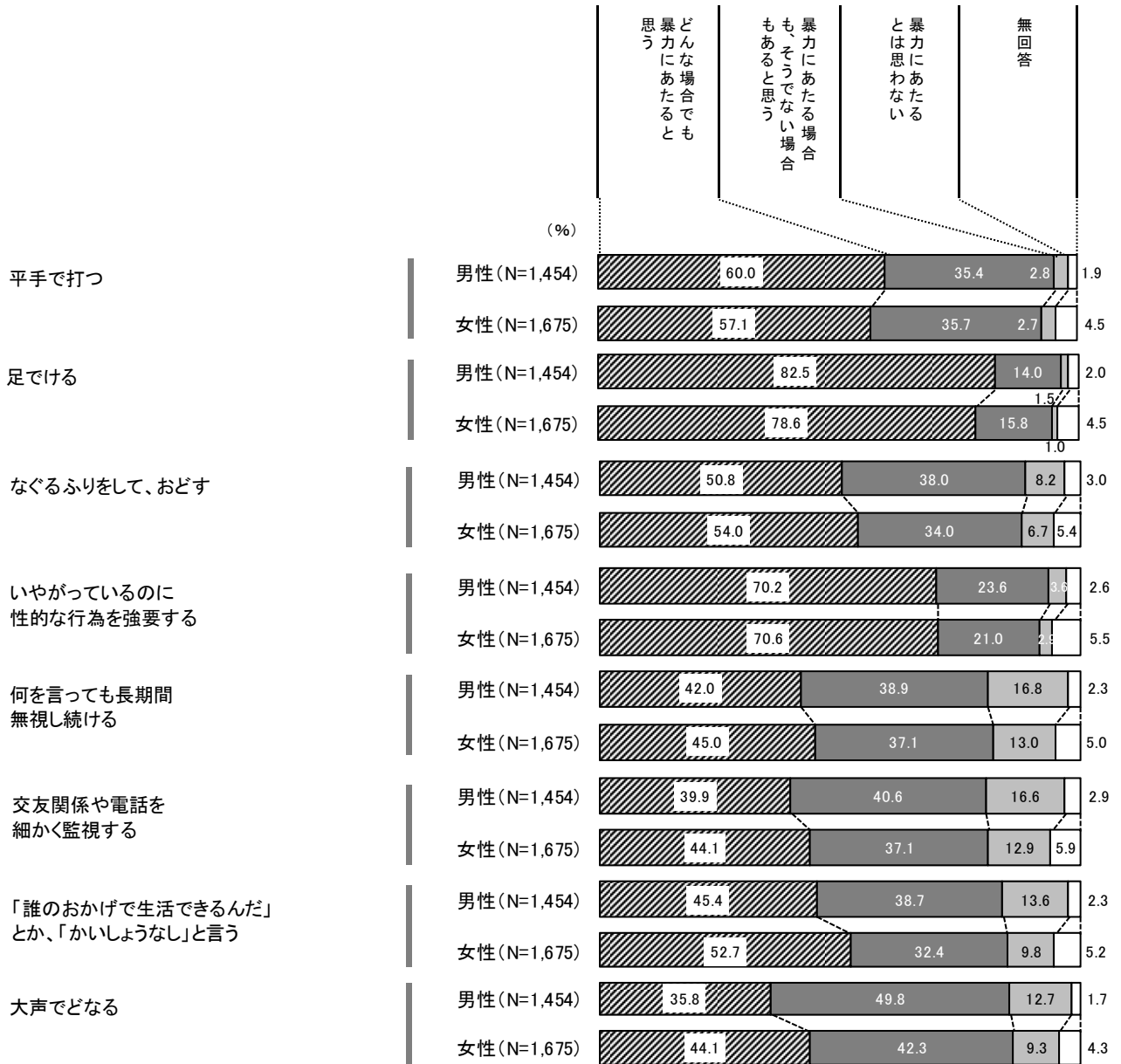
図表 3-2 配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識（男女別）②



配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識については、[A 物を投げつける]、[B 平手で打ったり、足で蹴ったりする]といった『身体的暴力』は、「暴力にあたる」と6割強～9割弱に認識されている。また[L 相手の意に反して性行為を強要する]や[M 相手が見たくないのに、ポルノ(アダルト)雑誌・ビデオを見せる]といった『性的暴力』も「暴力にあたる」と考えている人が多く、6～7割が回答している。これに対して、[D 相手が話しかけても長い間無視する]、[E 相手を大声でどなる]や[I 相手が社会活動や仕事をするのをいやがる]では「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」と回答する人の割合が男女ともに高めである。

〔参 考〕 平成21年3月 内閣府調査より

あなたは、次のようなことが夫婦間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。



※一部抜粋

平成20年度に行われた内閣府の関連調査を見てみると、同一項目に〔E 相手を大声でどなる〕、〔F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしようなし」などと言う〕、類似項目に〔D 相手が話しかけても長い間無視する〕、〔H 相手の外出や（携帯）電話・メールを細かく監視する〕、〔相手の意に反して性行為を強要する〕がそれぞれ本調査からあげられる。

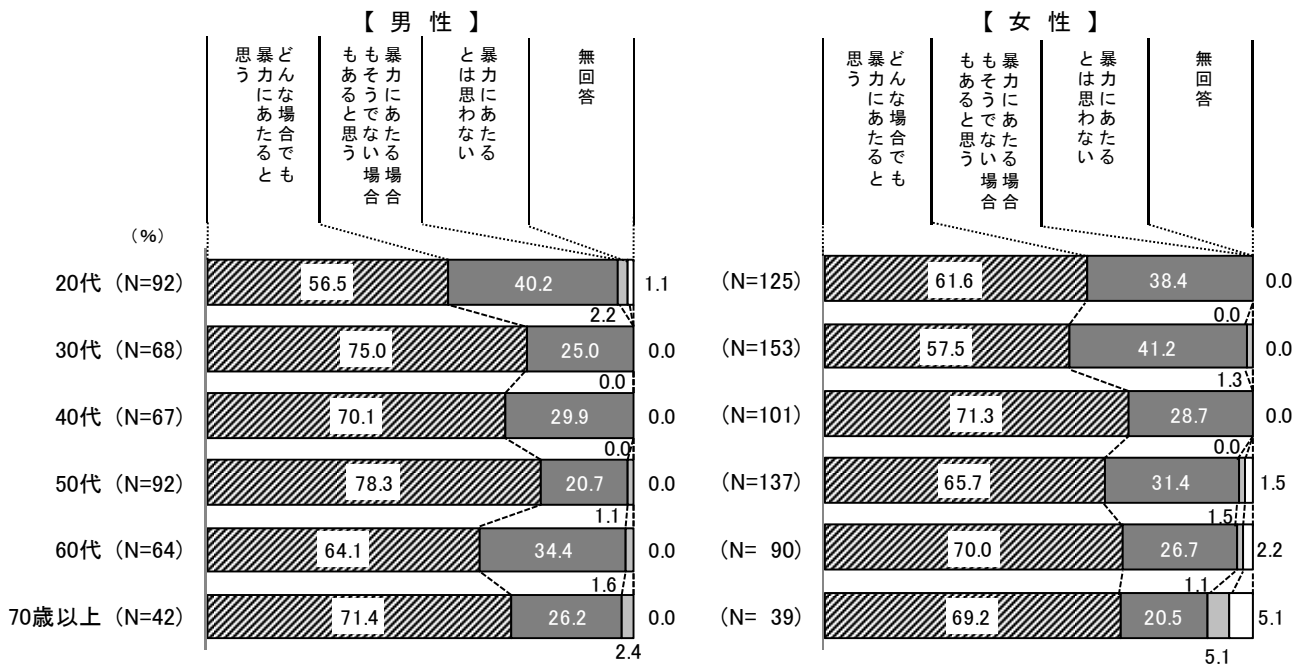
同一項目や類似項目ともに本調査の方が、暴力としての意識が強い傾向がある。

**暴力等の意識（性・年代別）**

性・年代別でみると、以下のようになった。

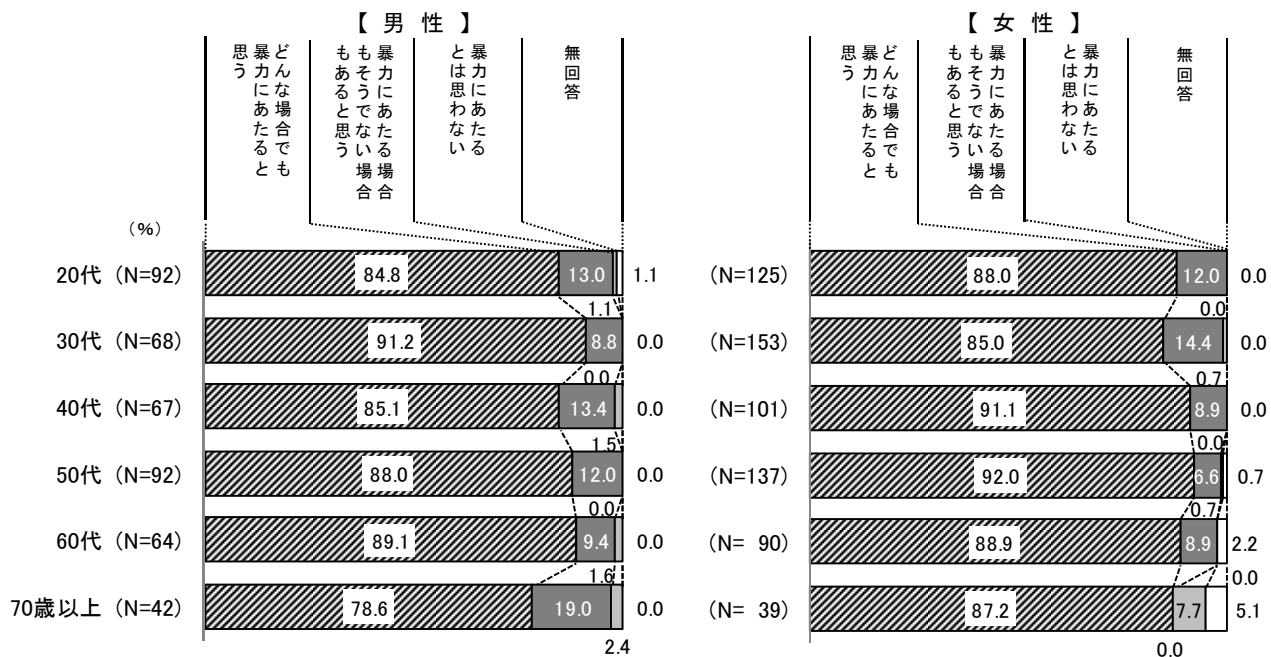
〔A 物を投げつける〕では、男女ともいずれの年代層でも「どんな場合も暴力にあたると思う」という人が半数以上と多数を占めるが、20代男性・女性と30代女性で「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」という人が約4割と、他の性・年代層より多くなっている。

図表3-3 暴力等の意識-A 物を投げつける（性・年代別）



〔B 平手で打ったり、足で蹴ったりする〕では、男女とも全ての年代で、8～9割が「どんな場合も暴力にあたると思う」と認識している。

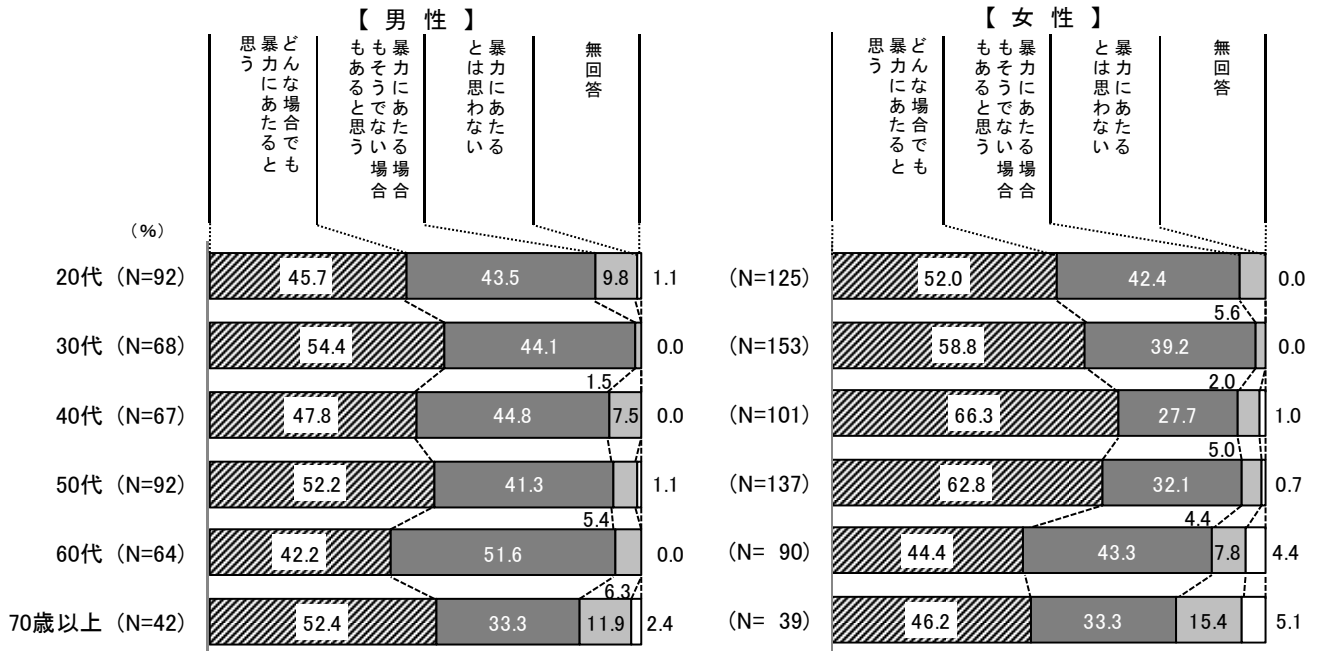
図表3-4 暴力等の意識-B 平手で打ったり、足で蹴ったりする（性・年代別）



〔C (ものや手で) 殴るふりや (足で) 蹴るふりをして威嚇する〕ことを「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人は、女性の40代と50代で6割強と多くなっている。

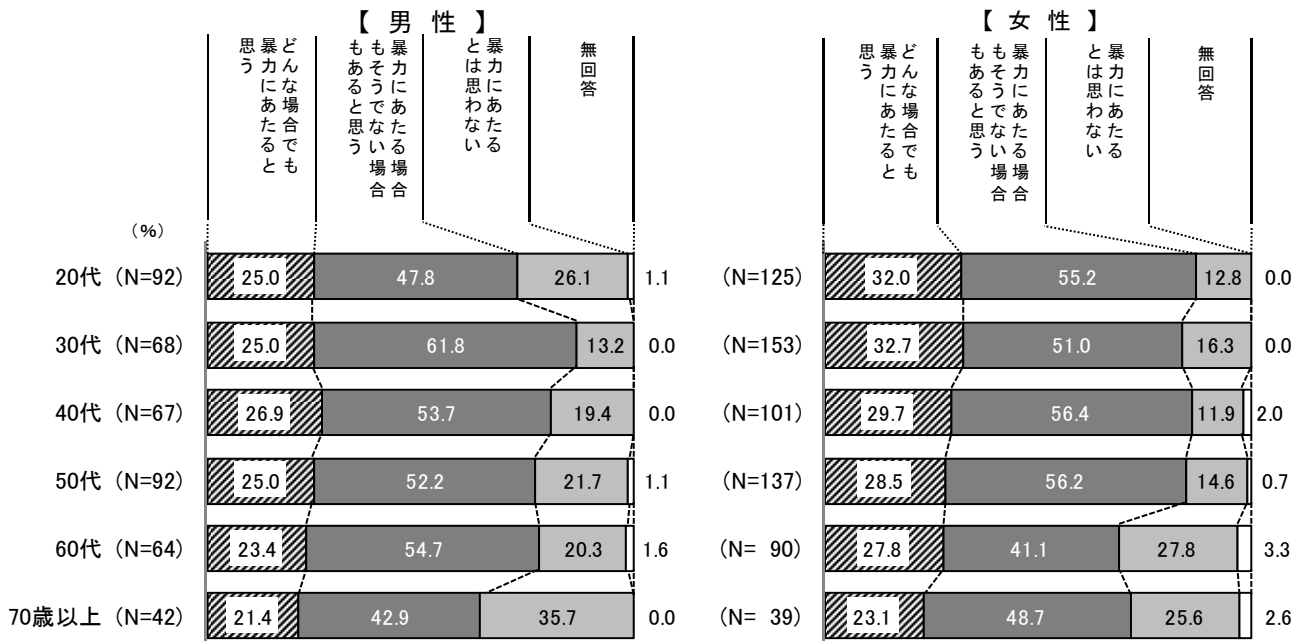
また、男女とも70歳以上では、1割以上が「暴力にあたると思わない」と答えており、男性の全体より5ポイント、女性の全体より10ポイント程の差がみられる。

図表3-5 暴力等の意識-C (ものや手で) 殴るふりや (足で) 蹴るふりをして威嚇する (性・年代別)



〔D 相手が話しかけても長い間無視する〕ことを「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考えるのはどの年代においても男性よりも女性がやや多い。男性の70歳以上で「暴力にあたると思わない」という人が3割以上と、暴力としての認識が低い。

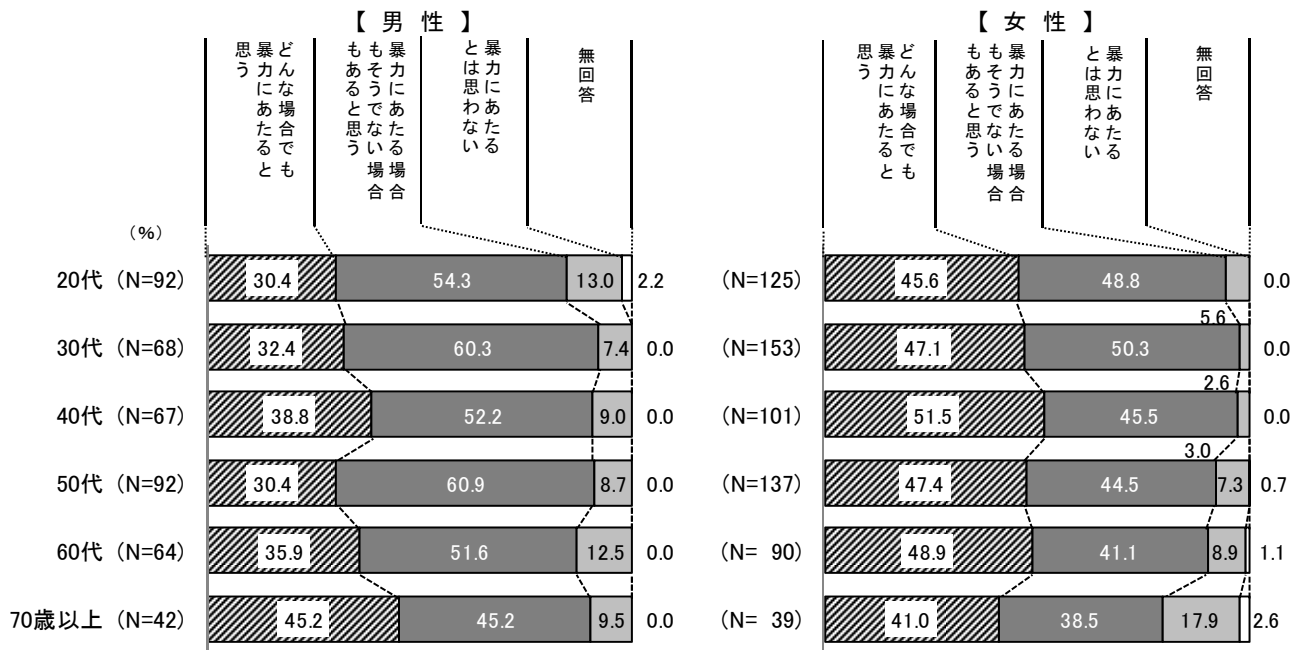
図表3-6 暴力等の意識-D 相手が話しかけても長い間無視する (性・年代別)





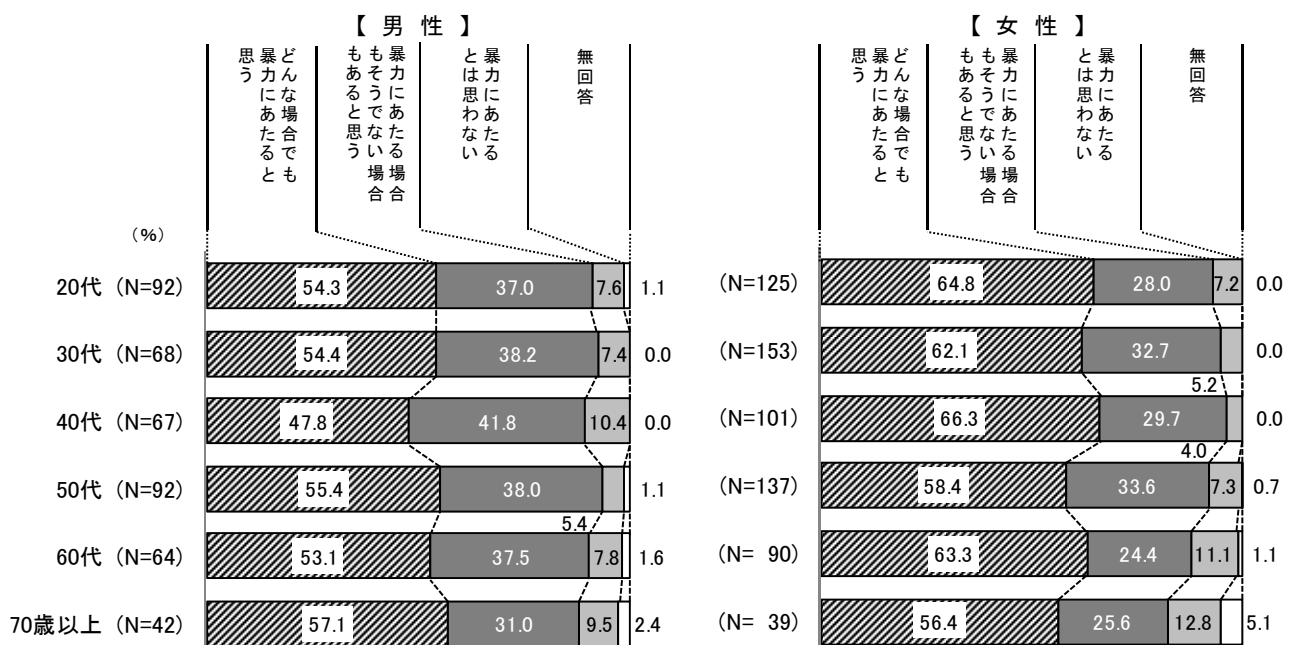
〔E 相手を大声でどなる〕 ことについては、年代にばらつきがあるが、「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人が男性では3割強、女性では5割弱と男女差がみられる。70歳以上の男性は「どんな場合も暴力にあたると思う」と「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」が同率である。

図表 3-7 暴力等の意識-E 相手を大声でどなる (性・年代別)



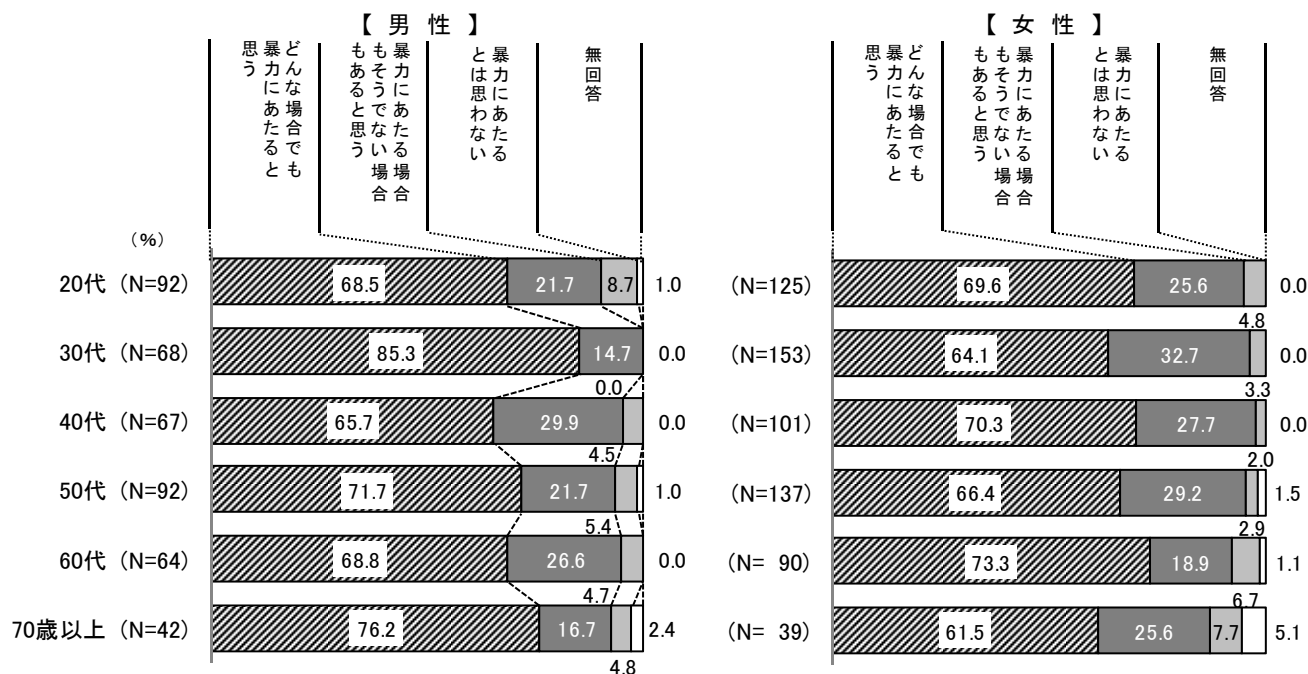
〔F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う〕 ことを「どんな場合でも暴力にあたると思う」人は、男女ともほとんどの年代で半数を超えている。

図表 3-8 暴力等の意識-F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う (性・年代別)



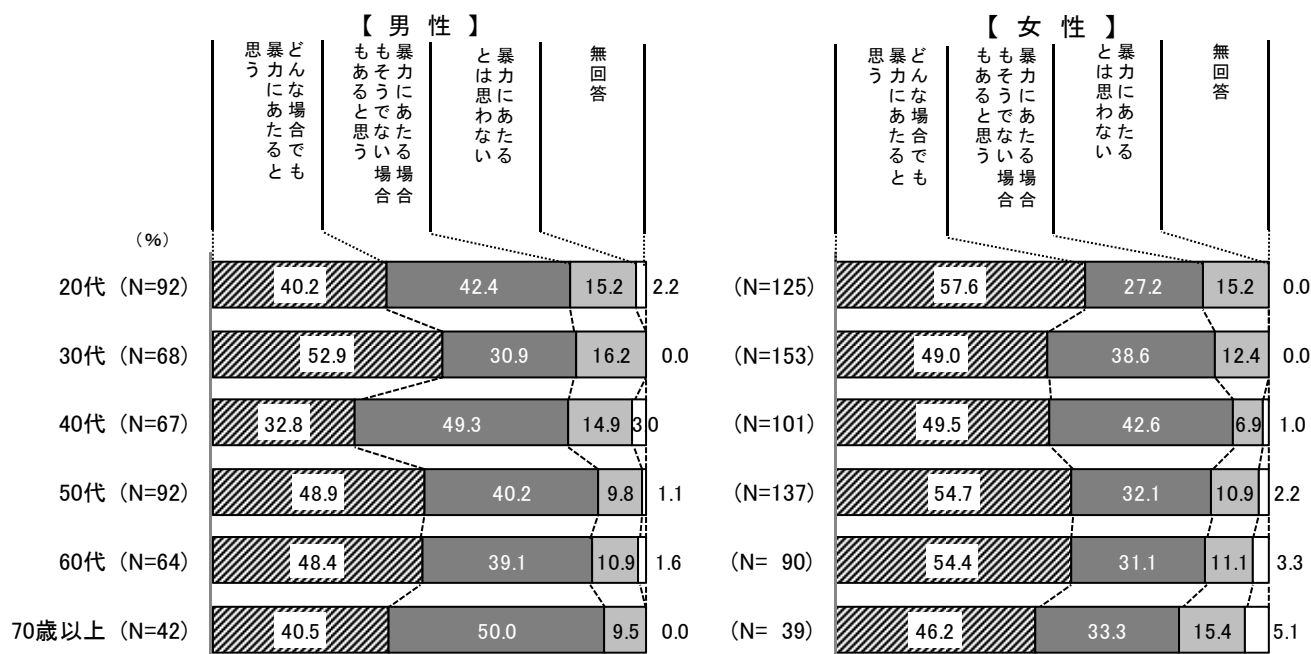
〔G 相手の大切にしているものを捨てたり、壊したりする〕では、男性の30代で「どんな場合でも暴力にあたると思う」が8割以上と最も多くなっている。

図表3-9 暴力等の意識-G 相手の大切にしているものを捨てたり、壊したりする(性・年代別)



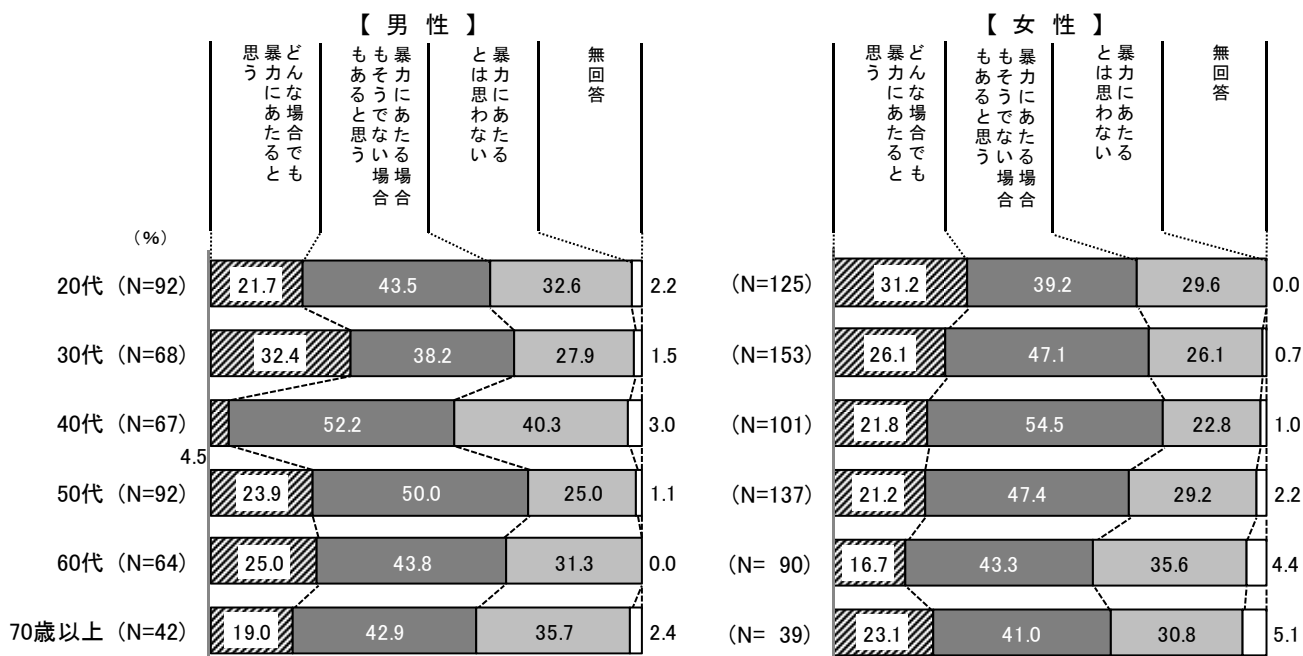
〔H 相手の外出や(携帯)電話・メールを細かく監視する〕ことについては、男性の30代で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人が半数程度であるが、その他の年代の男性では20代、40代、70歳以上で、「暴力にあたる場合もあると思う」と考える人の方が多く、特に男性の40代と70歳以上では半数を占めている。

図表3-10 暴力等の意識-H 相手の外出や(携帯)電話・メールを細かく監視する(性・年代別)



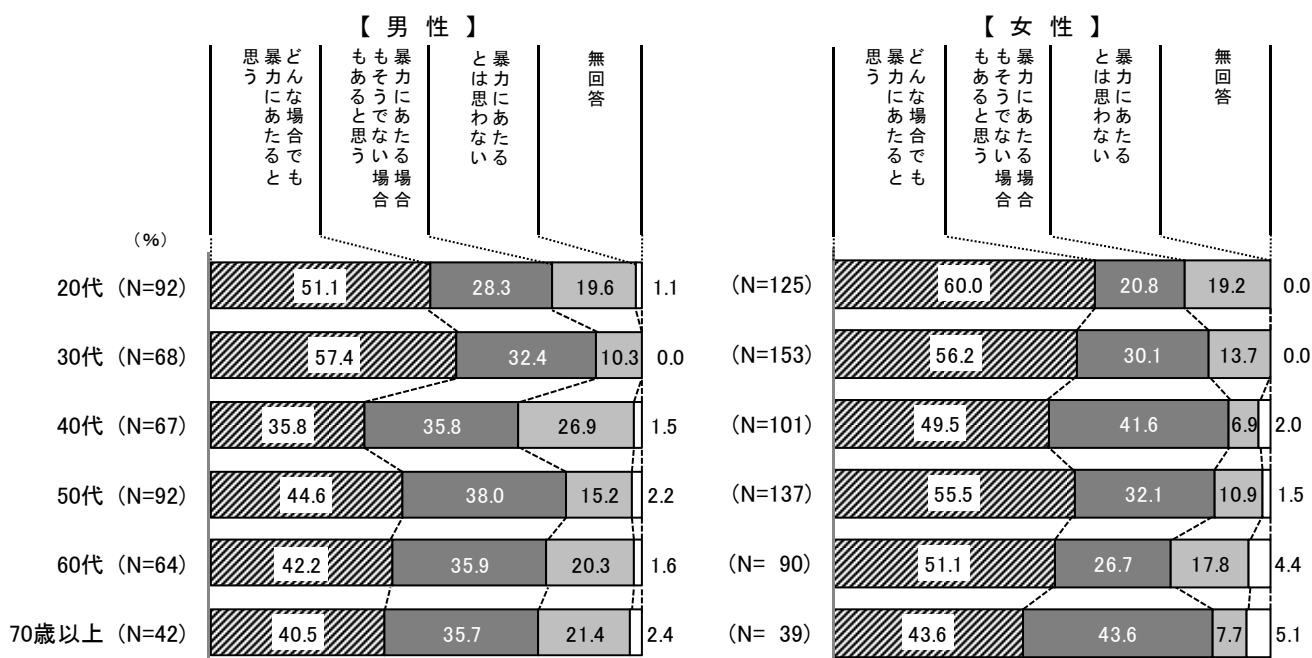
〔I 相手が社会活動や仕事をすることをいやがる〕では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」人は、男性で40代と50代、女性で40代が半数以上となっている。「暴力にあたるとは思わない」は40代男性で4割と多く、男性の全体より10ポイント弱、女性の全体より10ポイント以上の開きがあった。

図表3-11 暴力等の意識-I 相手が社会活動や仕事をすることをいやがる(性・年代別)



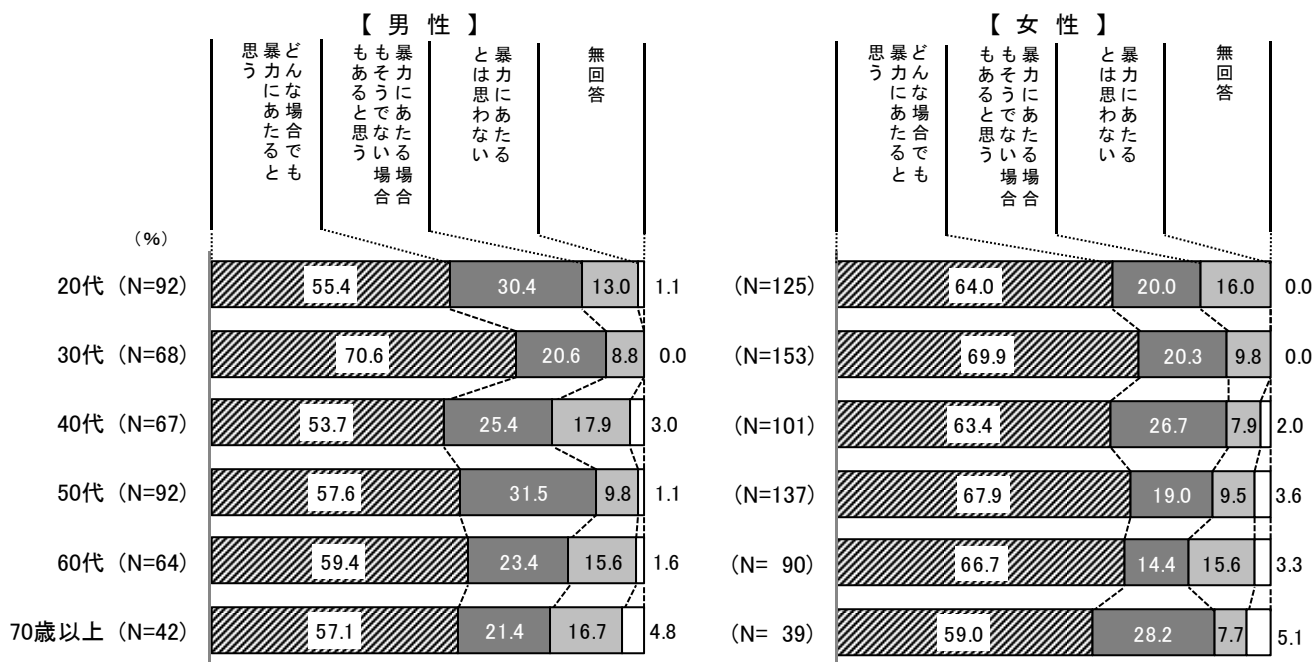
〔J 必要な生活費を勝手に使う〕で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」の回答が女性ではほとんどの年代で半数を超えているが、男性は年代により20ポイント以上の差がみられるように認識にばらつきがある。特に、40代男性ではその回答が35.8%と、「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」と同率であり、「暴力にあたるとは思わない」も他世代より多い。

図表3-12 暴力等の意識-J 必要な生活費を勝手に使う(性・年代別)



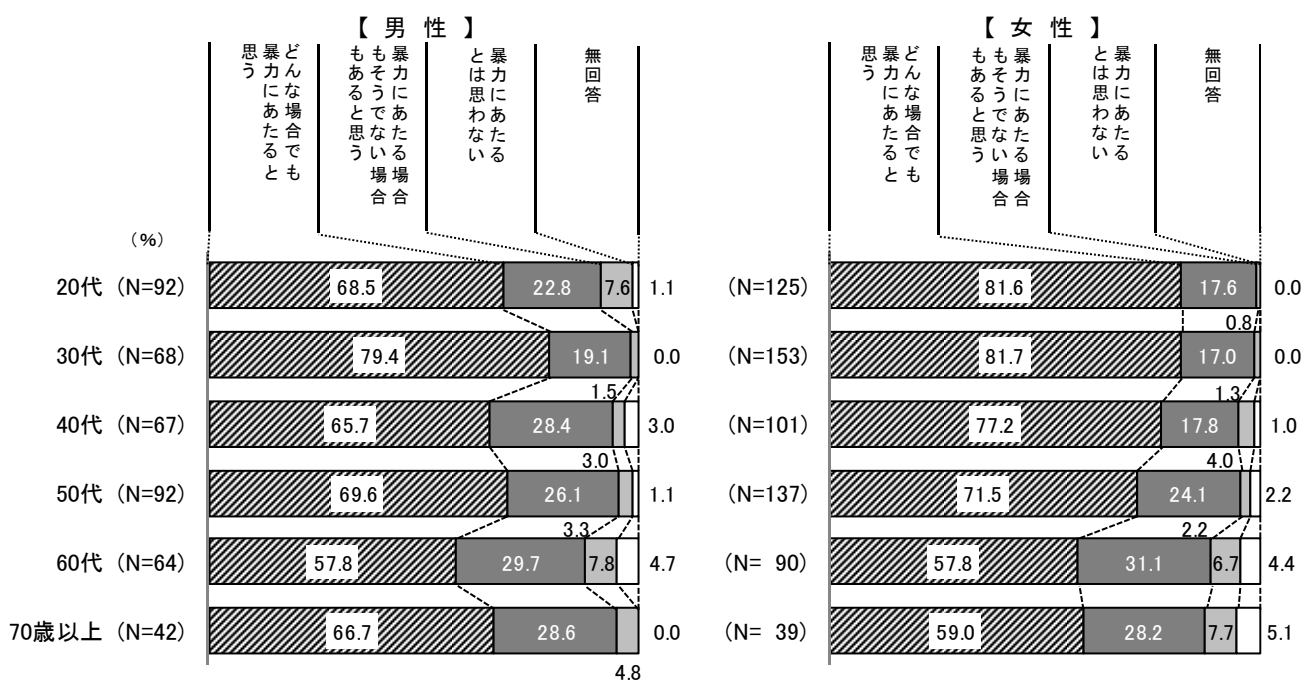
〔K 必要な生活費を相手に渡さない〕を「どんな場合でも暴力にあたると思う」のは、男女ともすべての年代で半数を越えているが、男性・女性で30代が7割と、他年代と比べて暴力の認識が高めである。

図表 3-13 暴力等の意識-K 必要な生活費を相手に渡さない（性・年代別）



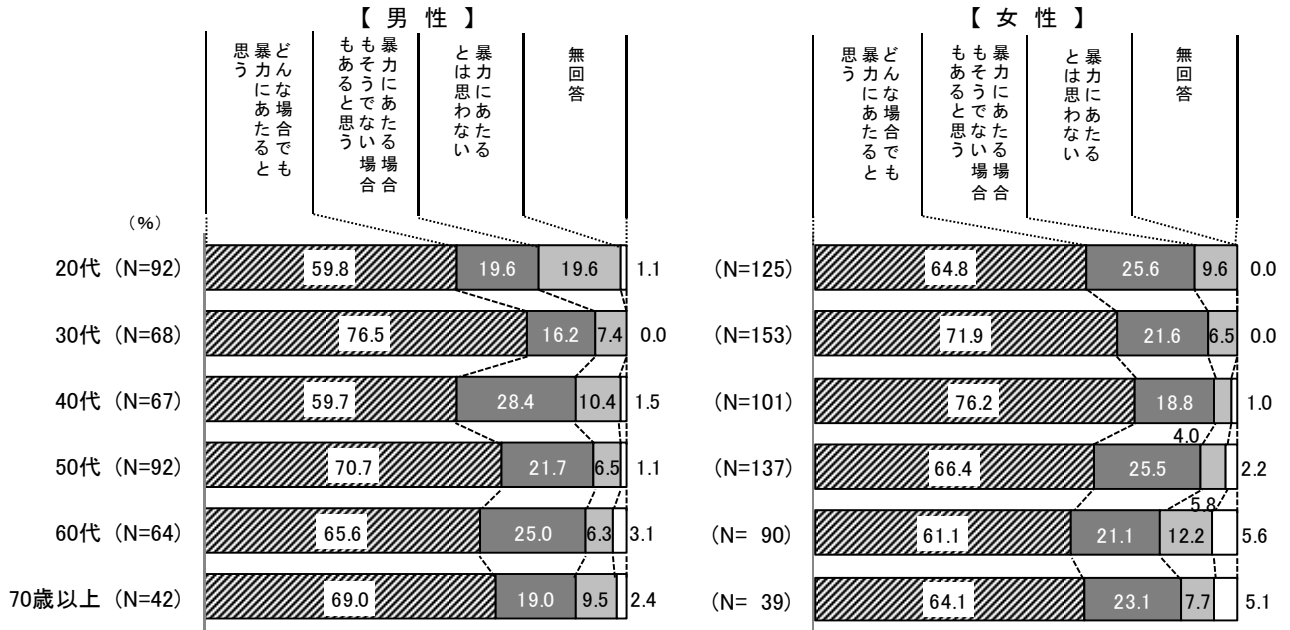
〔L 相手の意に反して性行為を強要する〕では、女性の低い年代ほど、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人が多く、年代が高くなるほどその割合が段階的に低くなっていく。また、50代までは「どんな場合でも暴力にあたると思う」は、女性の方が男性より多いが、60代では同率、70歳以上では男性の方が約7ポイント多くなっている。

図表 3-14 暴力等の意識-L 相手の意に反して性行為を強要する（性・年代別）



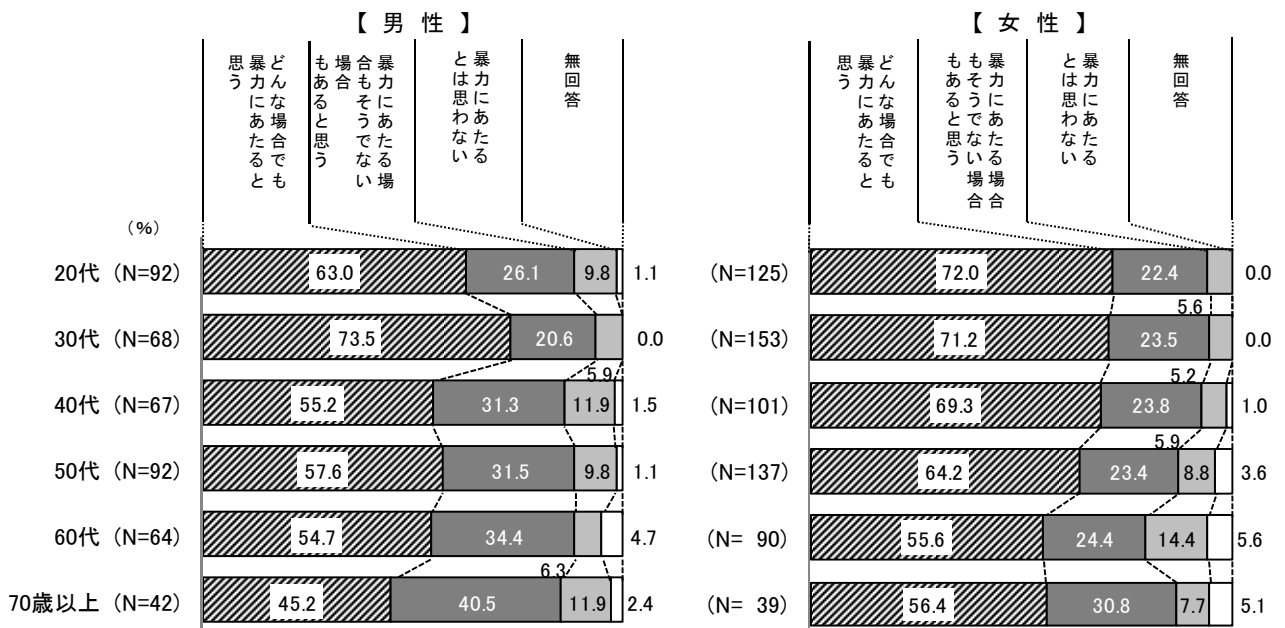
〔M 相手が見たくないのに、ポルノ（アダルト）雑誌・ビデオを見せる〕では、男女ともに「暴力にあたると思う」の回答が高い割合を示している。20代男性で、「暴力にあたるとは思わない」が2割弱と性・年代別で最も多く、「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」と同率の値である。

図表 3-15 暴力等の意識-M 相手が見たくないのに、ポルノ（アダルト）雑誌・ビデオを見せる  
(性・年代別)



〔N 避妊に協力しない〕では、男女ともに年代が高くなるほど暴力の認識が低く、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と「暴力にあたる場合とそうでない場合もあると思う」の差が小さくなっている。「暴力にあたるとは思わない」の回答が1割を超えているのは、40代・70歳以上男性、60代女性である。30代では「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えるのは男性の方が女性よりも多いという他年代にはない傾向がみられる。

図表 3-16 暴力等の意識-N 避妊に協力しない (性・年代別)

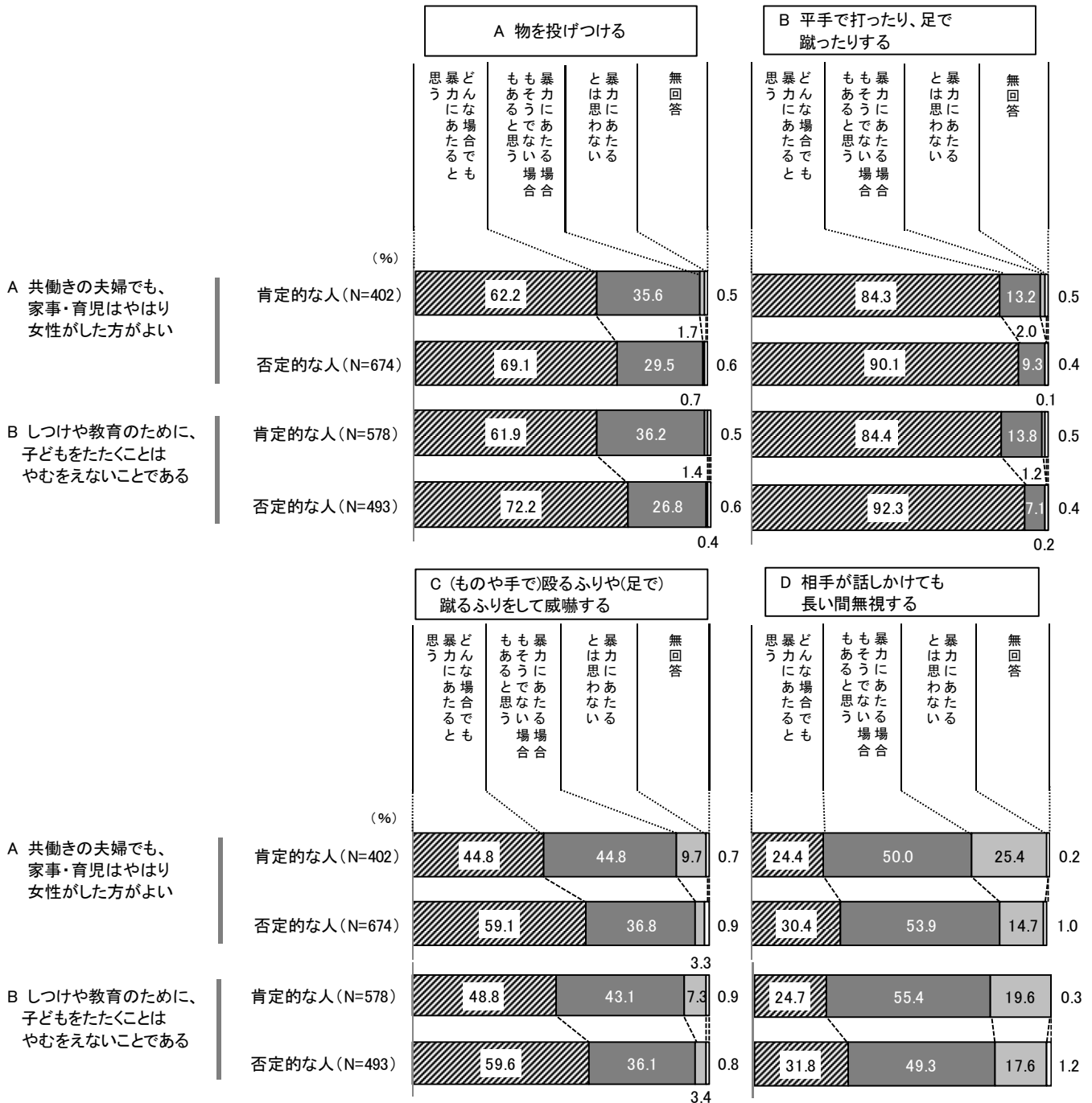


**暴力等の意識（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）**

暴力等に関する意識を男女の役割・子どもへの暴力容認意識別でみると、以下ようになった。

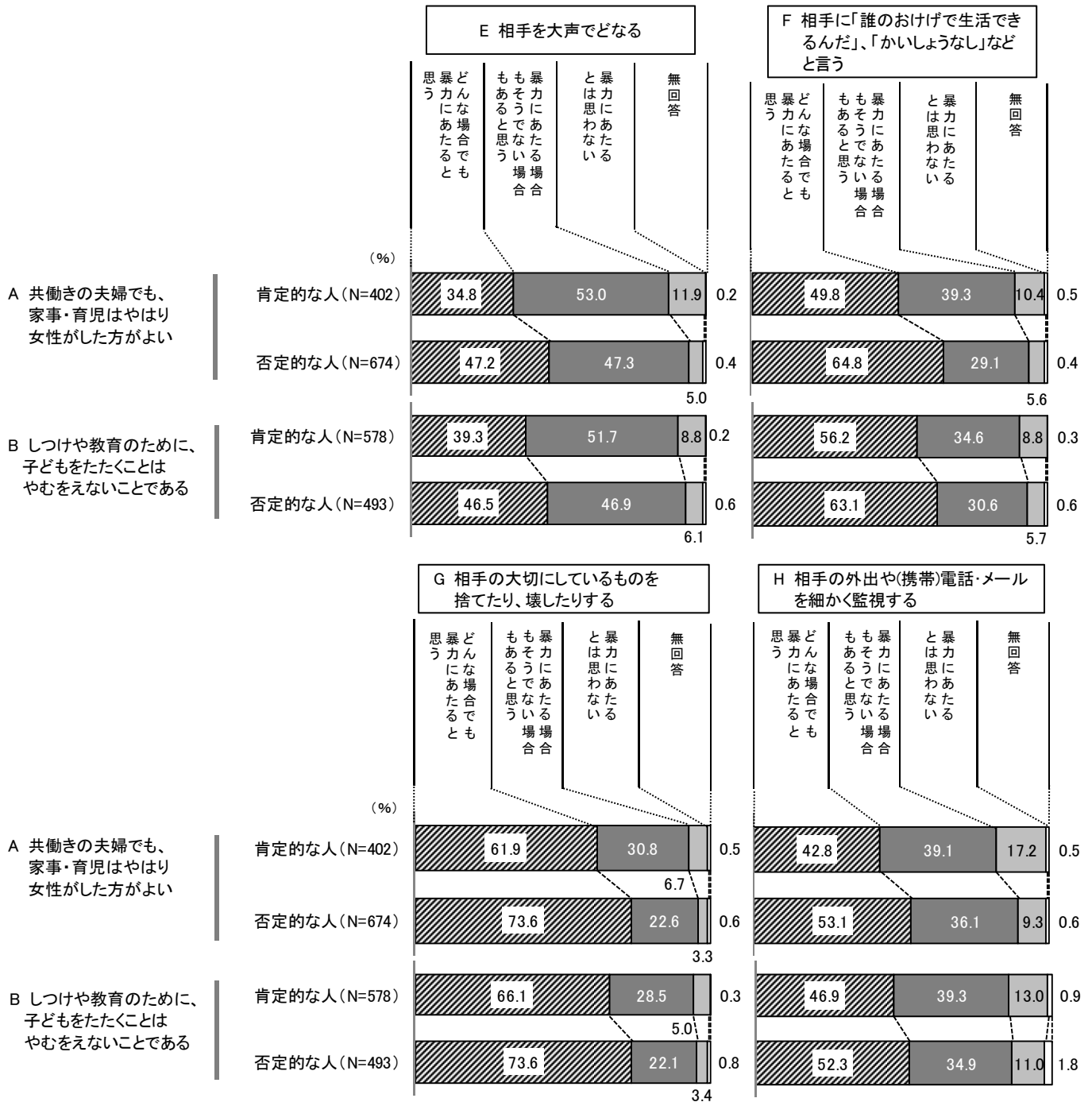
《共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい》、《しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである》という考え方に『肯定的な人』は『否定的な人』と比べて、いずれの項目についても「暴力にあたると思わない」と回答する人の割合が高くなっている。

図表 3-17 暴力等の意識（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）①



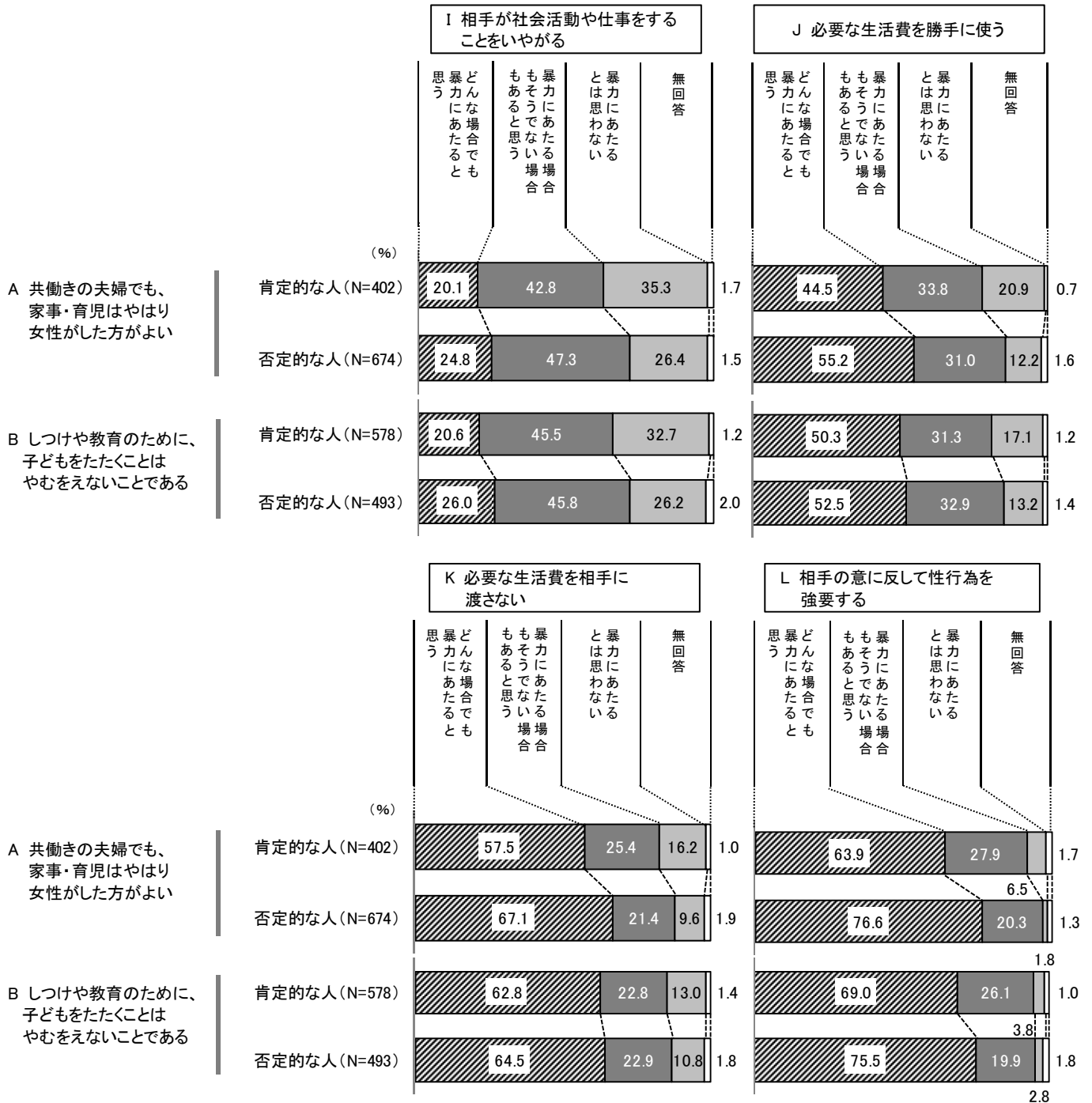
男女の役割に関する意識では、子どもへの暴力に関する意識に比べ、『肯定的な人』と『否定的な人』の暴力等に関する意識の差が大きい。〔C (ものや手で) 殴るふりや(足で)蹴るふりをして威嚇する〕、〔F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う〕、〔M 相手が見たくないのに、ポルノ(アダルト)雑誌・ビデオを見せる〕、〔N 避妊に協力しない〕を「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考えるかどうかは約15ポイントの開きがある。

図表3-18 暴力等の意識(男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別)②



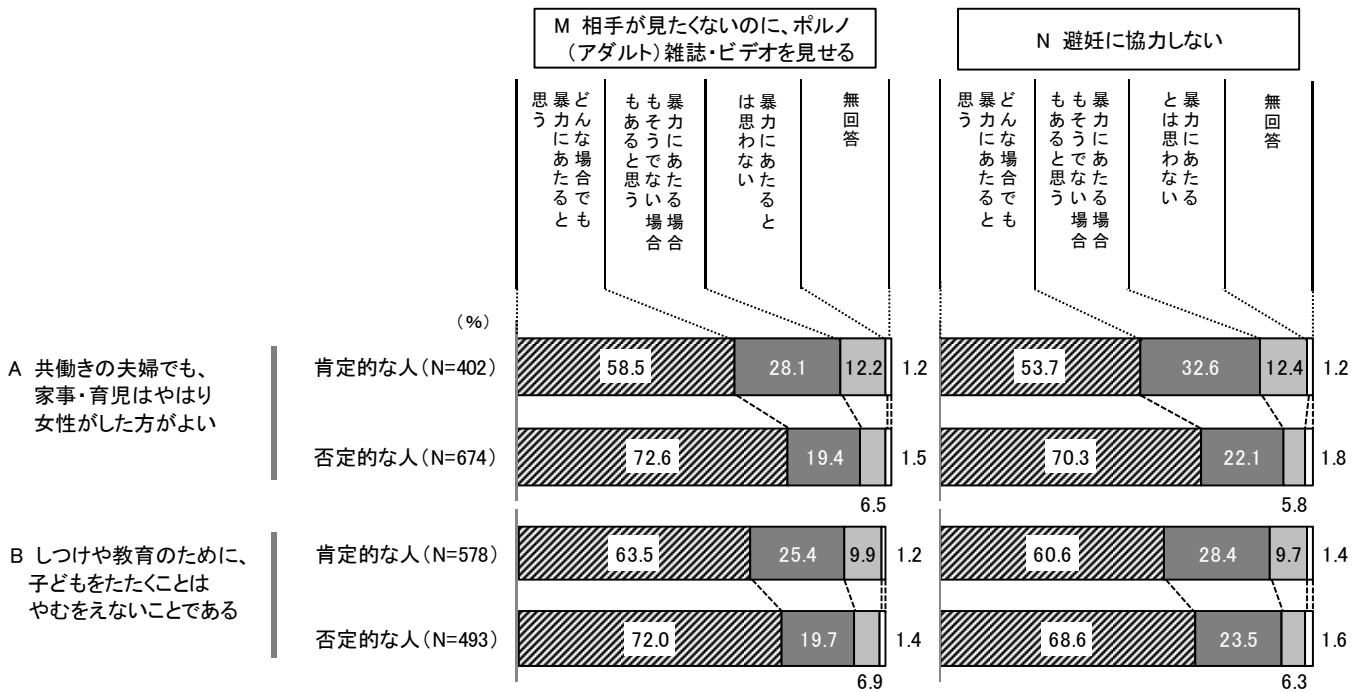
子どもへの暴力に関する意識では、特に、〔A 物を投げつける〕、〔C (ものや手で) 殴るふりや(足で) 蹴るふりをして威嚇する〕の2項目で『肯定的な人』と『否定的な人』で「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする回答に10ポイント以上の開きがみられた。

図表3-19 暴力等の意識（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）③





図表 3-20 暴力等の意識（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）④



(2) 配偶者やパートナーの有無

問 4 あなたには「配偶者やパートナー」がいますか（いましたか）。（単一回答）

図表 3-21 配偶者やパートナーの有無（男女別）

	いる(いた)	いなかった
全体	88.7	11.3
男性	87.1	12.9
女性	90.4	9.7

全体 (N=1,088)、男性 (N=425)、女性 (N=647)

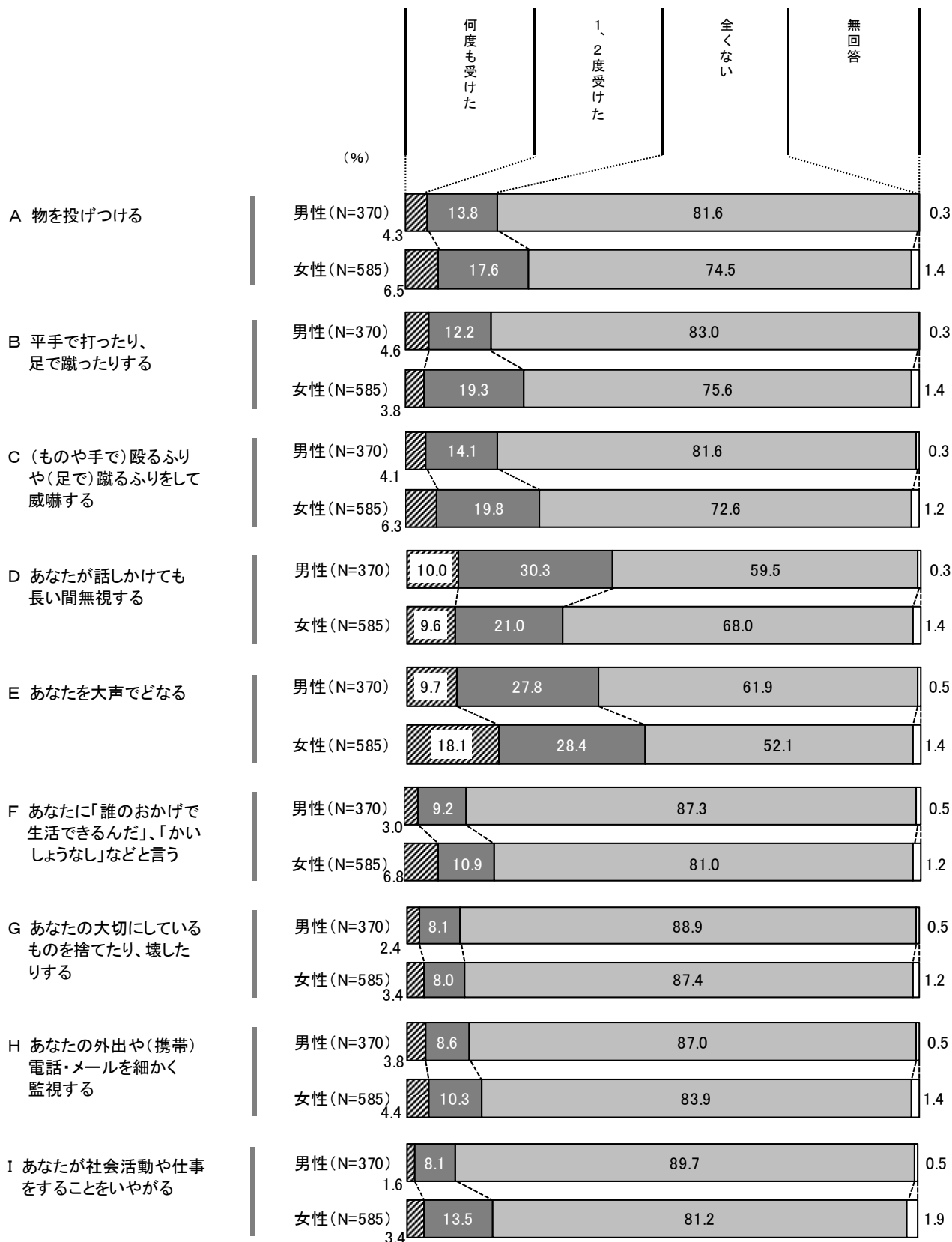
現在、もしくは過去に、配偶者やパートナーがいる（いた）かどうかたずねたところ、約9割が「いる（いた）」と答えている。

(3) 配偶者やパートナー間での暴力等を受けた経験

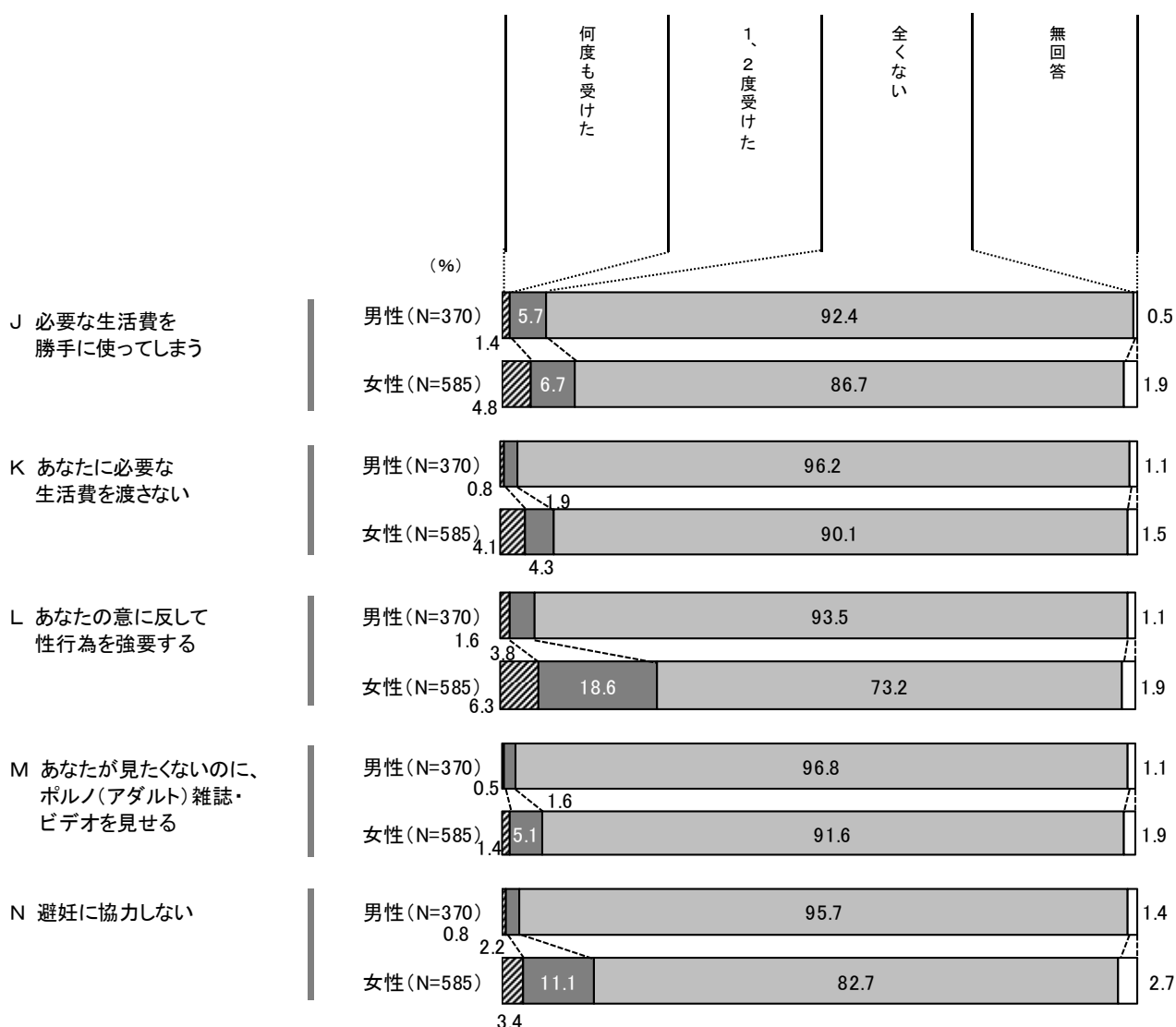
問5 あなたは「配偶者やパートナー」から次のような行為を受けたことがありますか。

(それぞれ単一回答)

図表3-22 配偶者やパートナーでの暴力等の被害経験(男女別)①



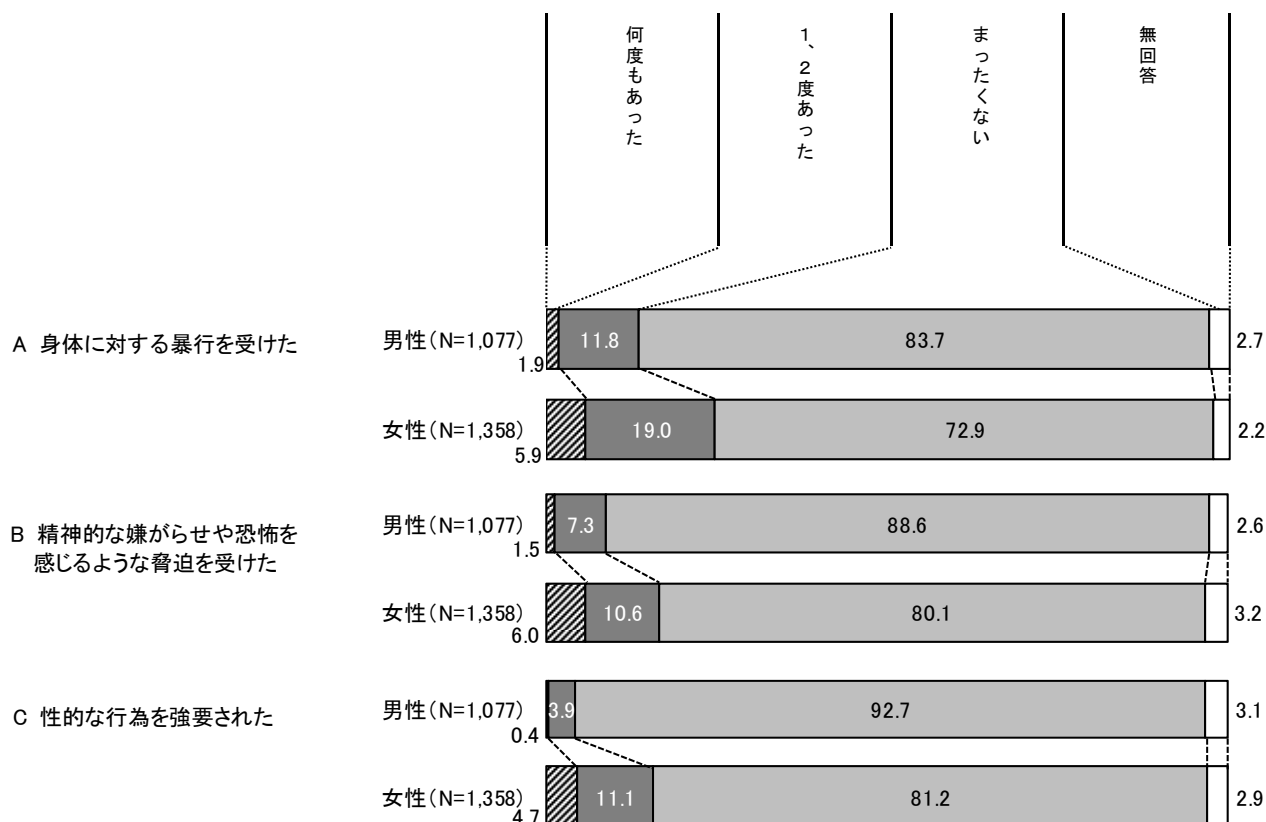
図表 3-23 配偶者やパートナーでの暴力等の被害経験（男女別）②



〔D あなたが話しかけても長い間無視する〕の被害経験は、男性の方が女性より多く、〔E あなたを大声でどなる〕の被害経験は、女性の場合「何度も受けた」と「1、2度受けた」をあわせると（以下、『受けた』とする）、4割以上となっており、最も多い。また、女性の割合がやや高いが、男女とも5人に1人が〔A 物を投げつける〕、〔B 平手で打ったり、足で蹴ったりする〕や〔C （ものや手で）殴るふりや（足で）蹴るふりをして威嚇する〕を受け、〔L あなたの意に反して性行為を強要する〕では、女性の4人に1人が被害を経験している。

〔参 考〕 平成21年3月 内閣府調査より

あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。



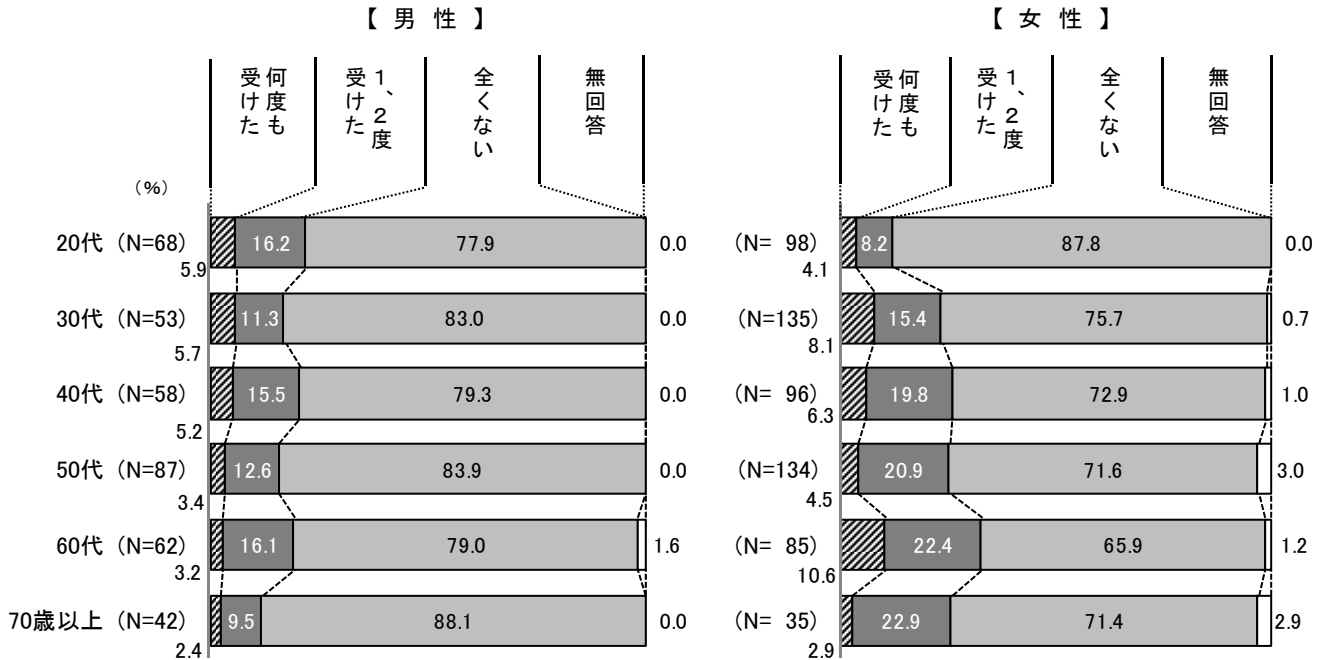
平成20年度に行われた内閣府の関連調査では、被害経験を大きく分類している。本調査においては、項目をそこから更に細分化することで具体的な暴力被害の実態をみることができる。

上図の中で「何度もあった」、「1、2度あった」ともに、どの項目でも女性の被害経験が男性を上回っているが、細かく分類すると男女の差があまりみられないものや男性被害経験が女性を上回る項目があることがわかった。

**暴力等の被害経験（性・年代別）**

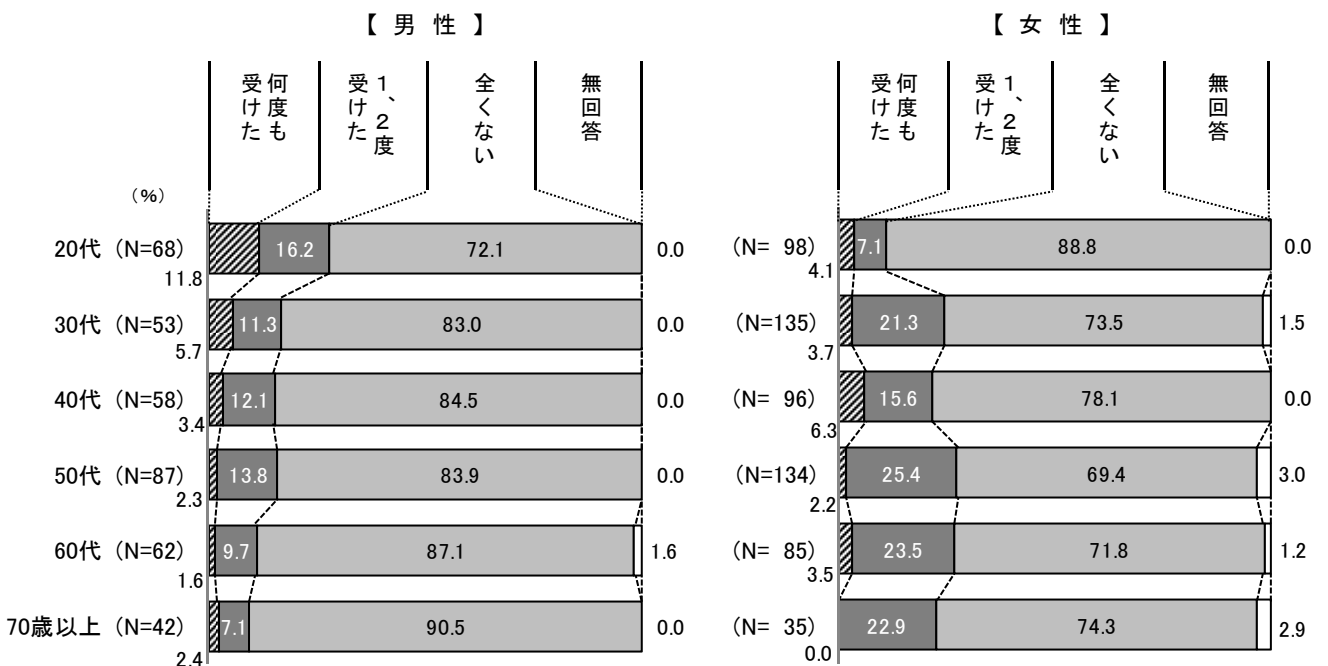
〔A 物を投げつける〕の回答から『受けた』経験をみると、女性では60代が3割と最も多く、次いで50代、70歳以上が2割以上となっている。男性では20代と40代で『受けた』が2割を超えている。

図表 3-24 暴力等の被害経験-A 物を投げつける（性・年代別）



〔B 平手で打ったり、足で蹴ったりする〕では、男性の20代で1割以上が「何度も受けた」と回答しており、他年代に比べ『受けた』経験がおよそ5ポイント高いが、女性では20代だけが低くなり逆の傾向がうかがえる。

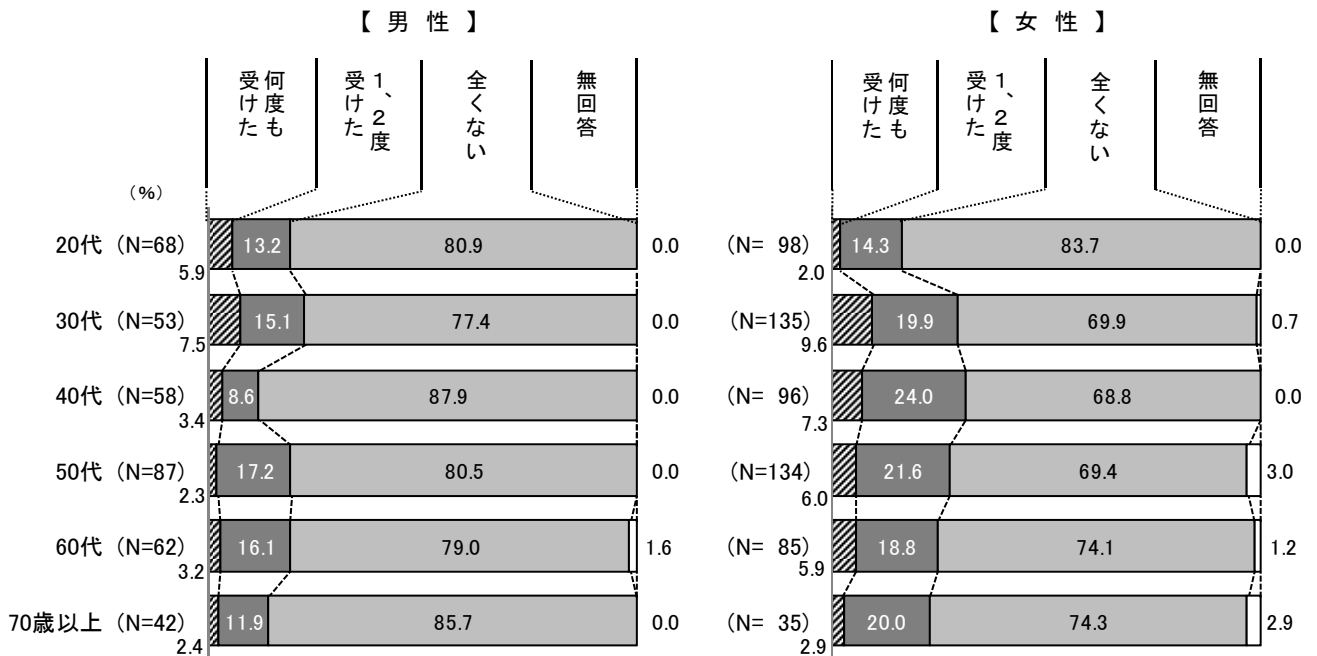
図表 3-25 暴力等の被害経験-B 平手で打ったり、足で蹴ったりする（性・年代別）



〔C (ものや手で) 殴るふりや (足で) 蹴るふりをして威嚇する〕では、女性の被害経験が30代と40代で3割以上となっている。

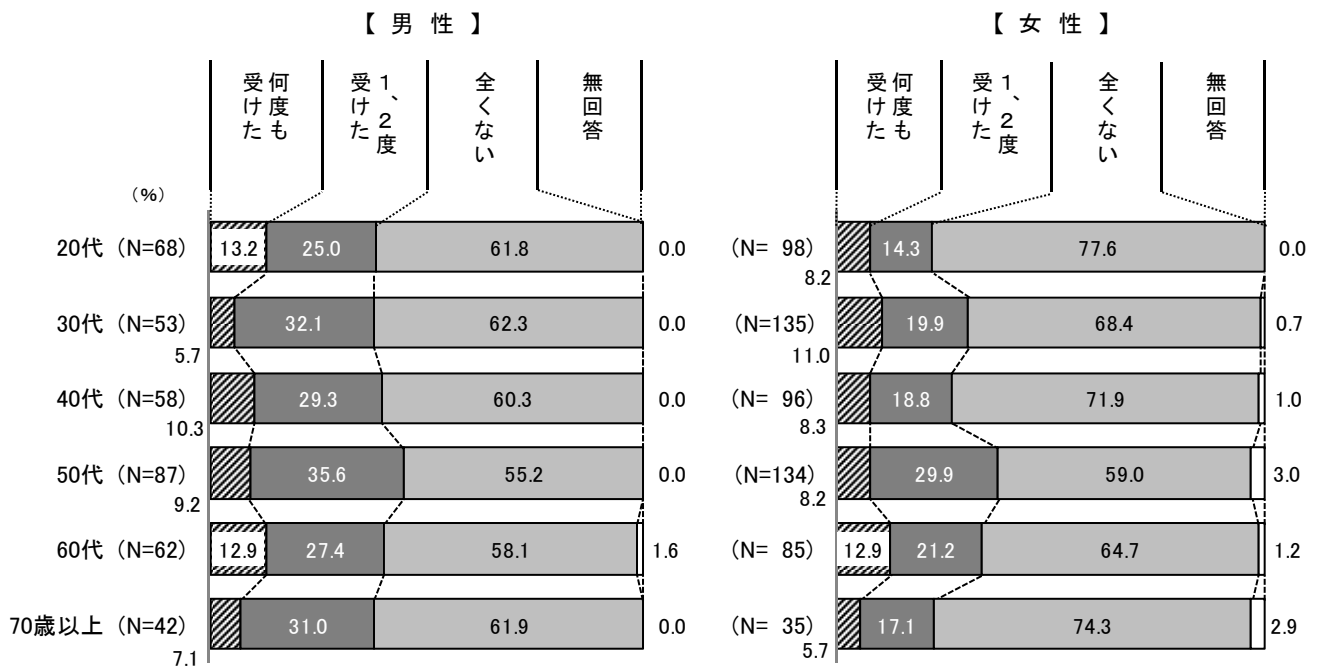
図表3-26 暴力等の被害経験-C (ものや手で) 殴るふりや (足で) 蹴るふりをして威嚇する

(性・年代別)



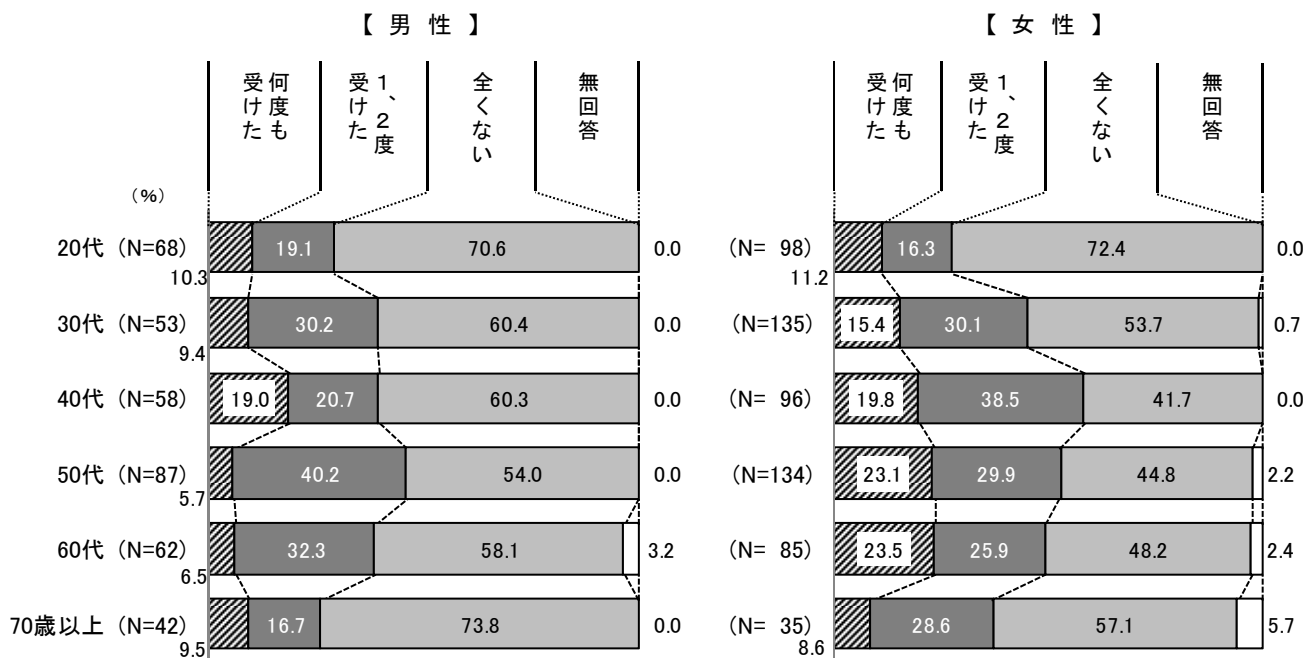
〔D あなたが話しかけても長い間無視する〕では、40代男性で4割以上と最も高くなっている。どの年代においても男性の被害経験が女性よりも多く、特に20代と70歳以上ではその差が15ポイントと開きが大きい。

図表3-27 暴力等の被害経験-D あなたが話しかけても長い間無視する (性・年代別)



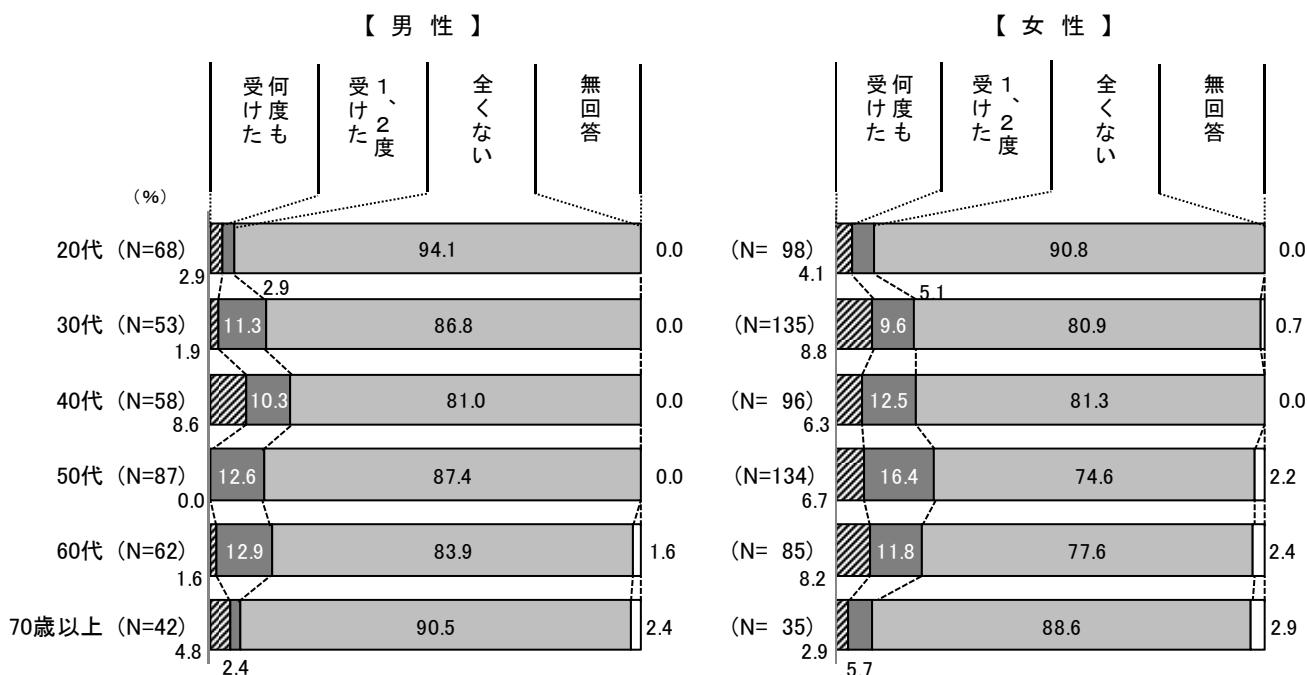
〔E あなたを大声でどなる〕では女性の被害経験が高く、40～60代で2割前後が「何度も受けた」と回答しており、男性とは10～14ポイントの差がある。

図表 3-28 暴力等の被害経験-E あなたを大声でどなる（性・年代別）

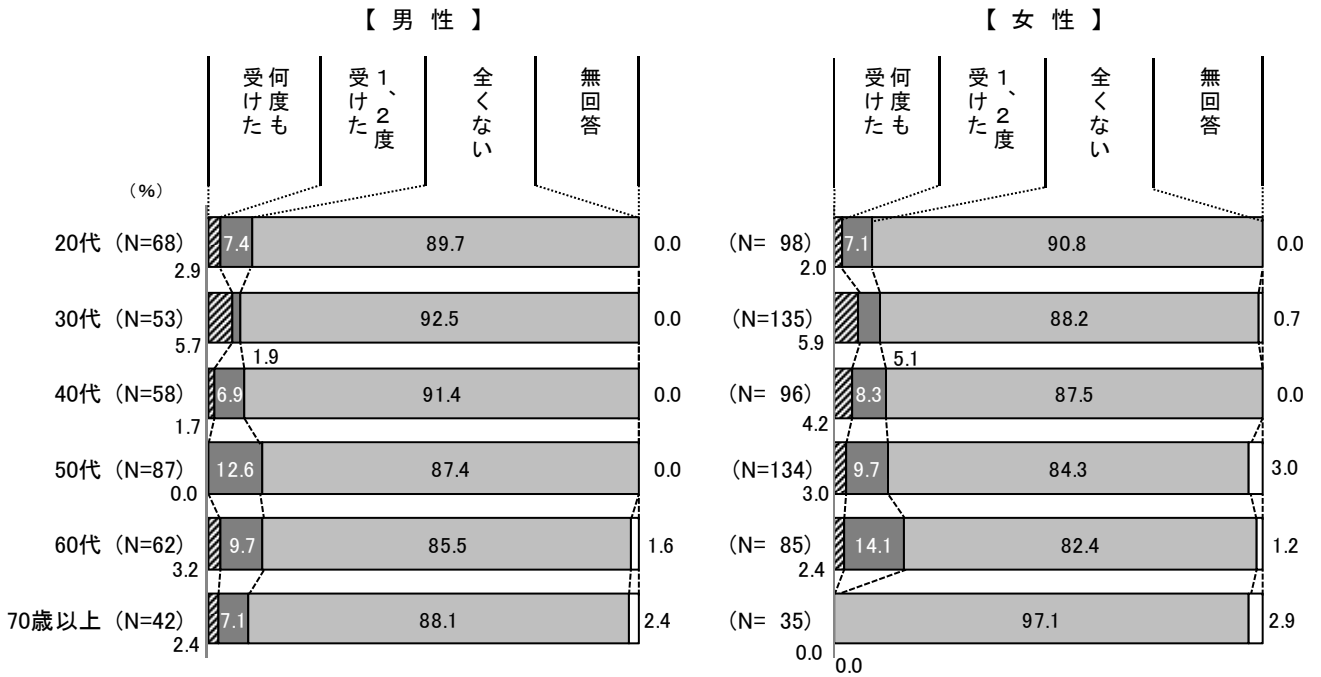


〔F あなたに「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う〕では、男女とも30～60代の世代で1割以上が『受けた』と回答している。

図表 3-29 暴力等の被害経験-F あなたに「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う（性・年代別）

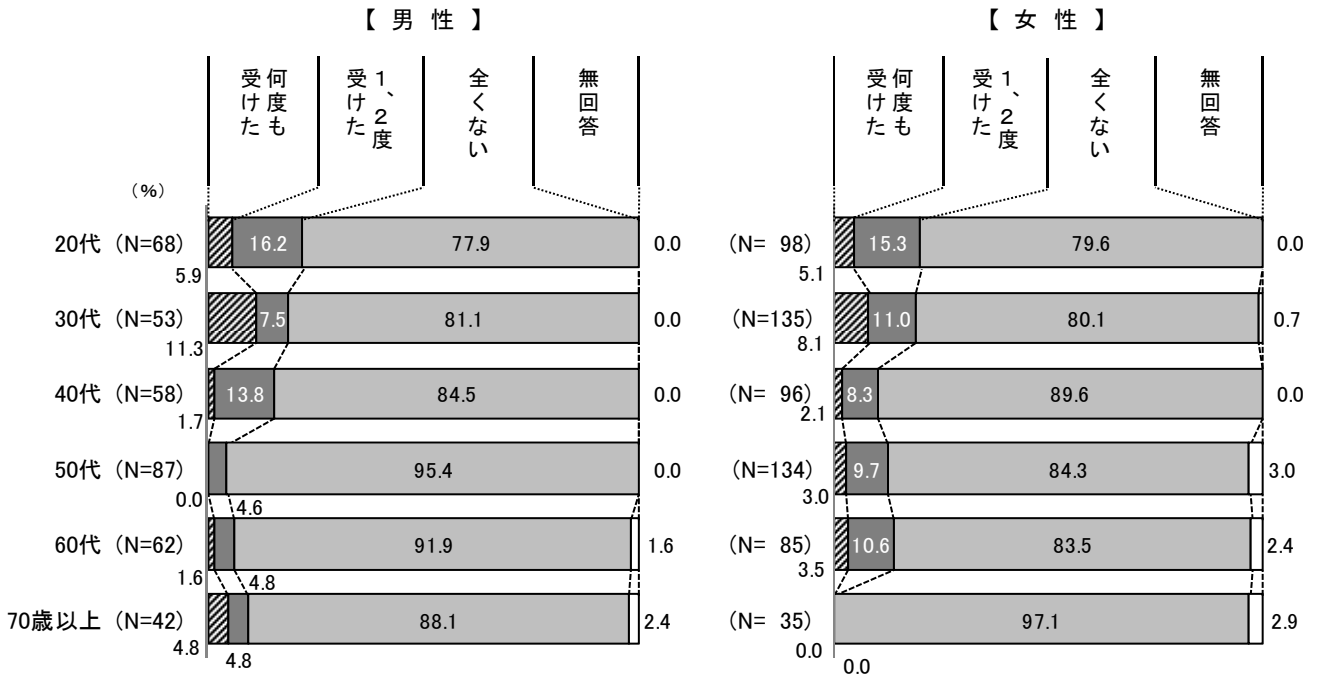


図表 3-30 暴力等の被害経験-G あなたの大切にしているものを捨てたり、壊したりする（性・年代別）



〔H あなたの外出や（携帯）電話・メールを細かく監視する〕の被害経験は、男女とも20・30代が目立ち、2割前後となっており、全体と比較して男性は10ポイント、女性は5ポイント程の差がそれぞれみられる。

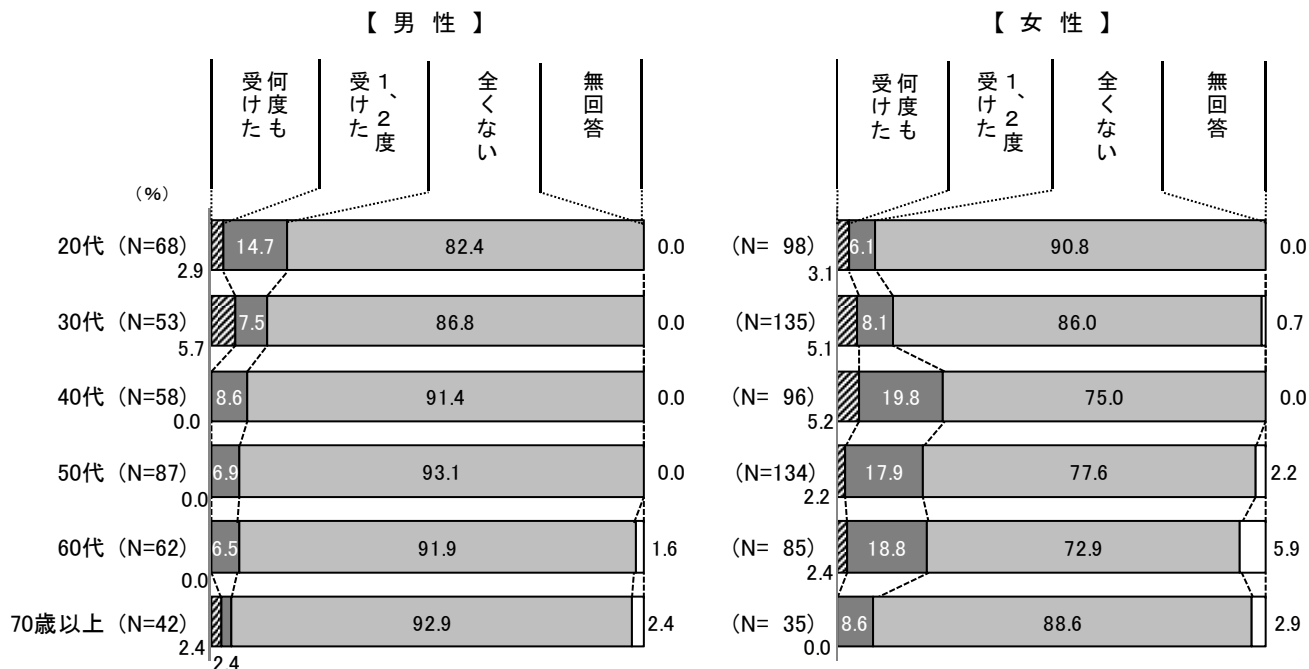
図表 3-31 暴力等の被害経験-H あなたの外出や（携帯）電話・メールを細かく監視する（性・年代別）





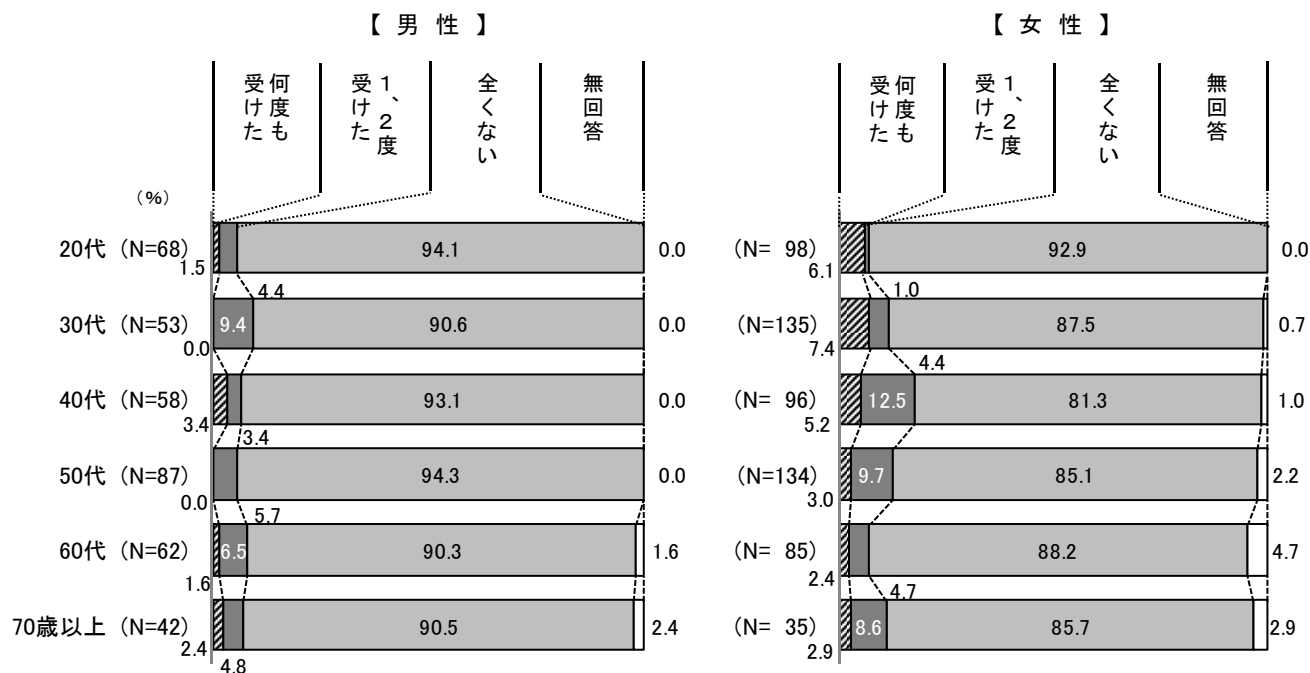
〔I あなたが社会活動や仕事をすることをいやがる〕は、女性では40～60代の中間層が他の年代と比べ多く、2割以上が『受けた』と回答している。男性では年代が低いほど『受けた』との回答が、20・30代で1割以上と他の年代層より多くなっている。

図表3-32 暴力等の被害経験-I あなたが社会活動や仕事をすることをいやがる(性・年代別)



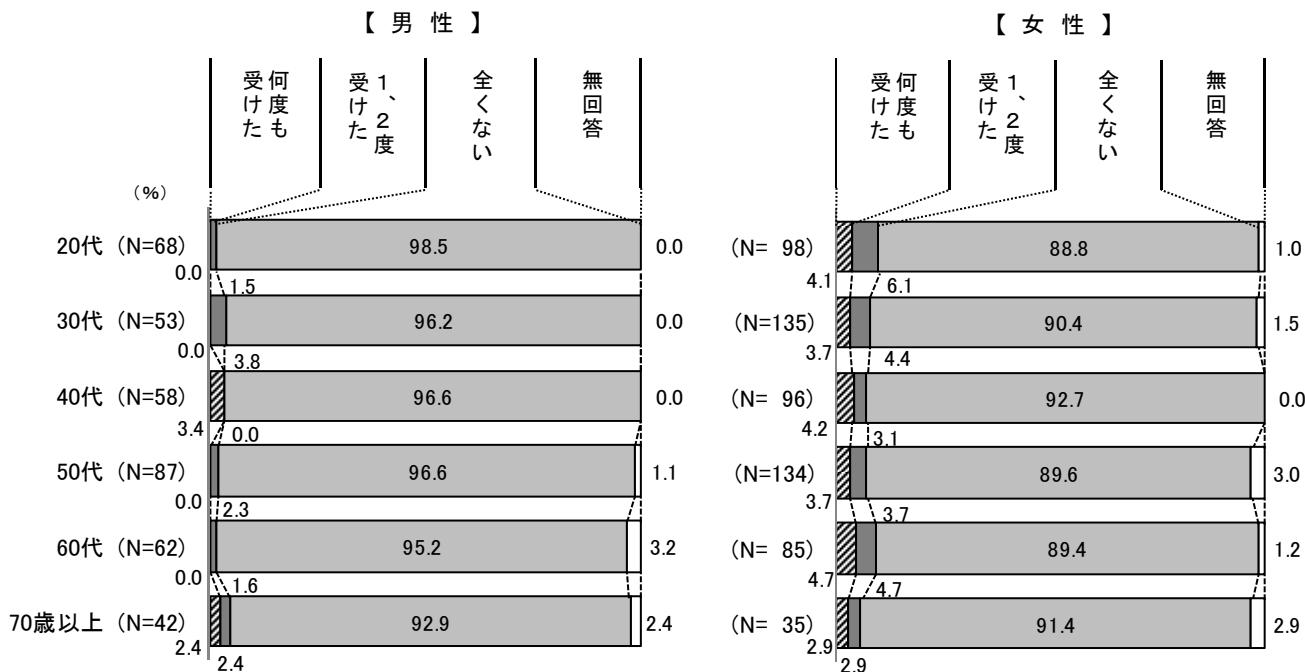
〔J 必要な生活費を勝手に使ってしまう〕では、「何度も受けた」の回答はいずれの年代においても男性に比べ、女性の方が多い。40代ではその差が最も大きく、10ポイントである。

図表3-33 暴力等の被害経験-J 必要な生活費を勝手に使ってしまう(性・年代別)



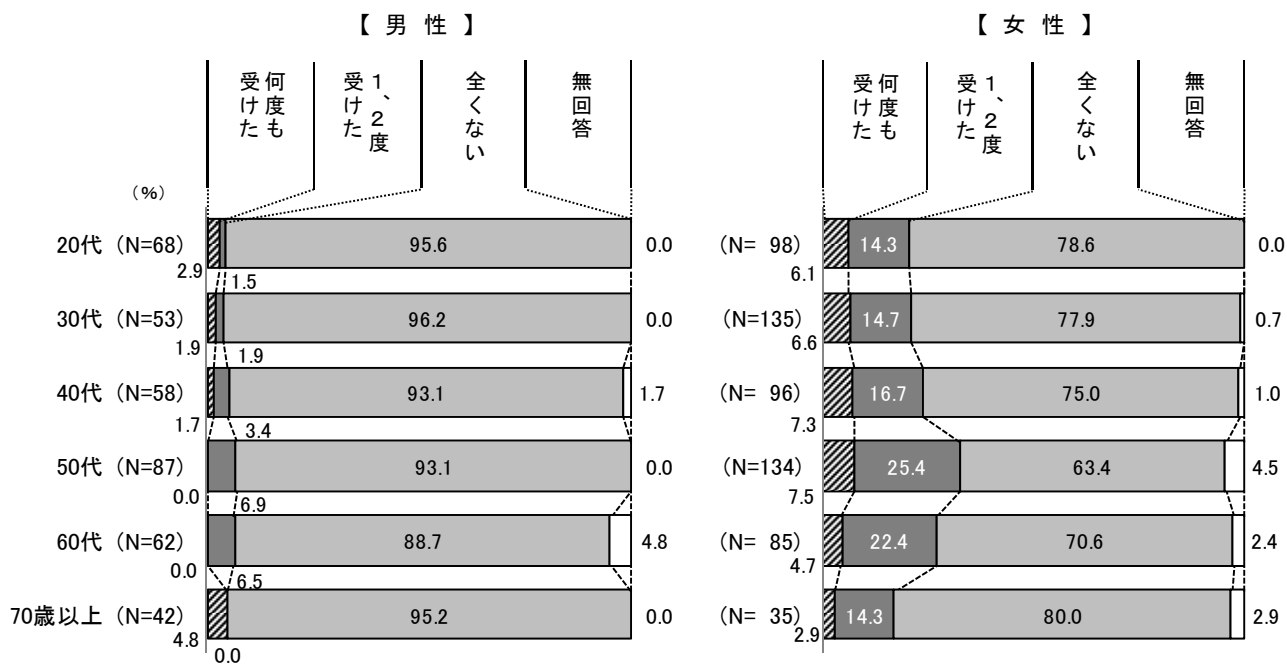
〔K あなたに必要な生活費を渡さない〕では、「何度も受けた」の回答はいずれの年代においても男性に比べ、女性の方が多い。

図表 3-34 暴力等の被害経験-K あなたに必要な生活費を渡さない（性・年代別）



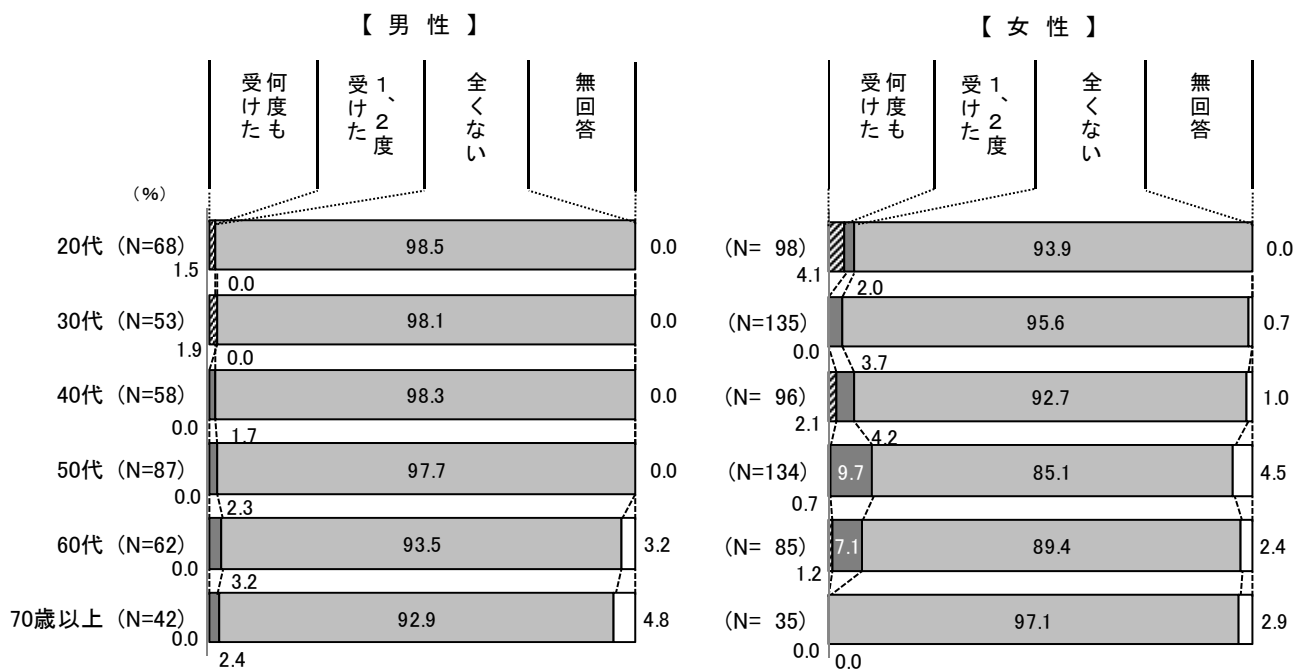
〔L あなたの意に反して性行為を強要する〕では、70歳以上を除いた女性で2割以上が被害を受けている。特に、50代は3割を超えている。

図表 3-35 暴力等の被害経験-L あなたの意に反して性行為を強要する（性・年代別）



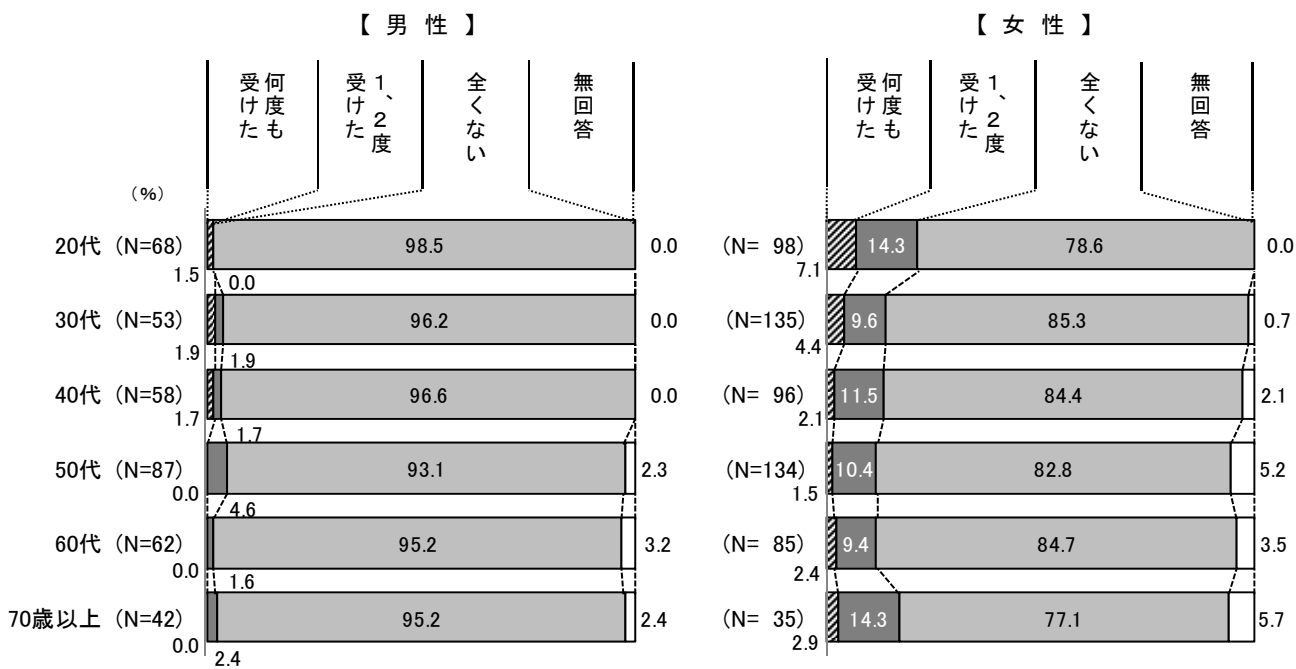
図表 3-36 M あなたが見たくないのに、ポルノ（アダルト）雑誌・ビデオを見せる

(性・年代別)



[N 避妊に協力しない] では、女性の20代で『受けた』経験が最も多く2割以上となっている。

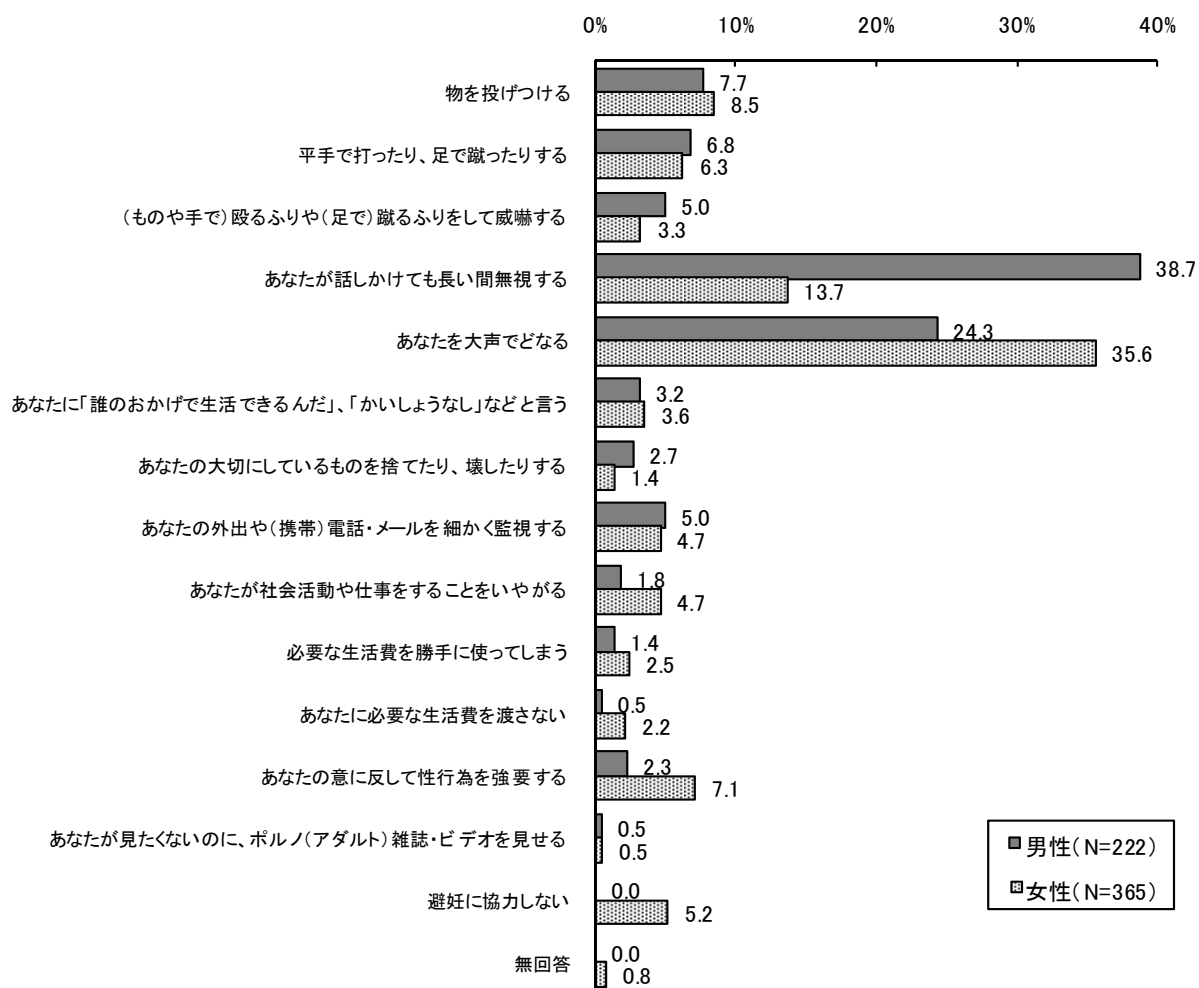
図表 3-37 暴力等の被害経験 - N 避妊に協力しない (性・年代別)



(4) 最初に受けた暴力等の種類とその時期

問6 あなたが、問5における行為で、最初に受けたのは、どの行為ですか。(単一回答)

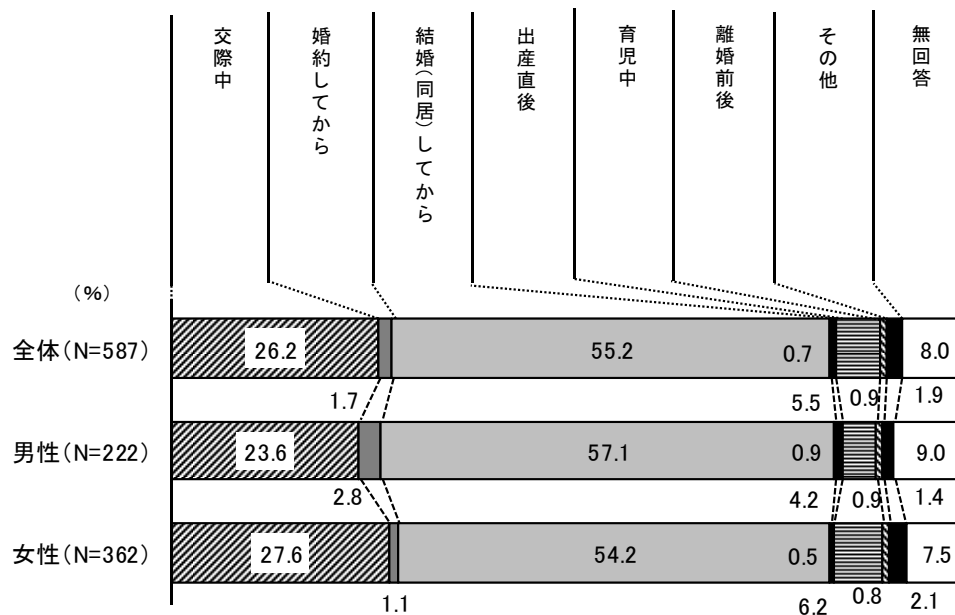
図表 3-38 最初に受けた暴力等の種類 (男女別)



これまでに配偶者やパートナーから何らかの暴力等を受けたことのある人に、最初に受けた暴力等を聞いたところ、男性では〔D あなたが話しかけても長い間無視する〕、女性では〔E あなたを大声でどなる〕が最も多い。

問6-1 あなたが、問6で記入した行為を受けたのは、いつですか。(単一回答)

図表3-39 最初に暴力等を受けた時期(男女別)



暴力等行為を初めて受けた時期については、「結婚(同居)してから」という人が55.2%で最も多く、次いで「交際中」が26.2%、「育児中」が5.5%となっている。

男女別にみると、女性で「交際中」と回答した人の割合が男性より4ポイント多い。

(5) 暴力等により受けた影響

①自身の生活や心に与えた影響の有無

問7 あなたがこれまで問5における行為を受けて、あなた自身の生活や心に与えた影響はありますか。(単一回答)

図表 3-40 暴力等の被害による影響の有無(男女別) (%)

	ある(あった)	ない(なかった)	無回答
全体	43.9	49.7	6.5
男性	32.4	61.5	6.1
女性	50.4	42.9	6.7

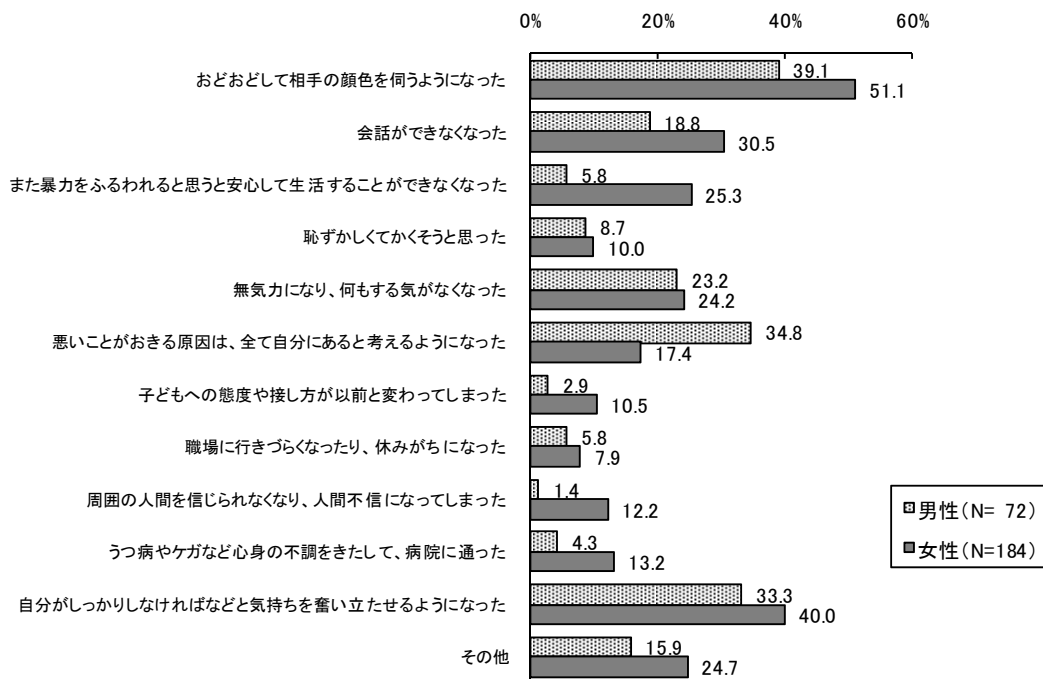
全体(N=591)、男性(N=222)、女性(N=365)

暴力等により、自身の生活や心に与えた影響が「ある(あった)」のは女性に多く、約半数となっている。

②自身の生活や心に与えた具体的な影響

問7-1 その具体的な影響は何ですか。(複数回答)

図表 3-41 暴力等の被害による具体的な影響(男女別)



暴力等による具体的な影響では、「おどおどして相手の顔色を伺うようになった」が女性では約5割、男性では約4割が挙げており、男女とも最も多い。次いで、「自分がしっかりしなければなどと気持ちを奮い立たせるようになった」などがある。

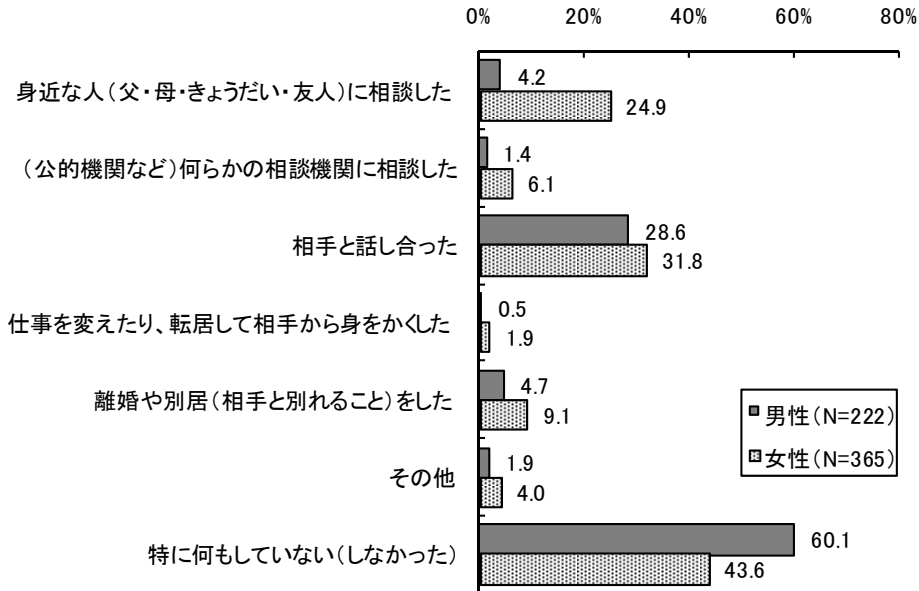
男女差がみられるものとして、「会話ができなくなった」、「また暴力をふるわれると思うと安心して生活することができなくなった」では男性よりも女性の方がそれぞれ12、20ポイントと大きく上回る結果となった。他に「悪いことがおきる原因は、全て自分にあると考えるようになった」が唯一男性の回答が女性を上回っている。

(6) 暴力等を受けた時の対応

①暴力等を受けた時の対応

問8 あなたは、問5における行為を受け、どうしましたか。(複数回答)

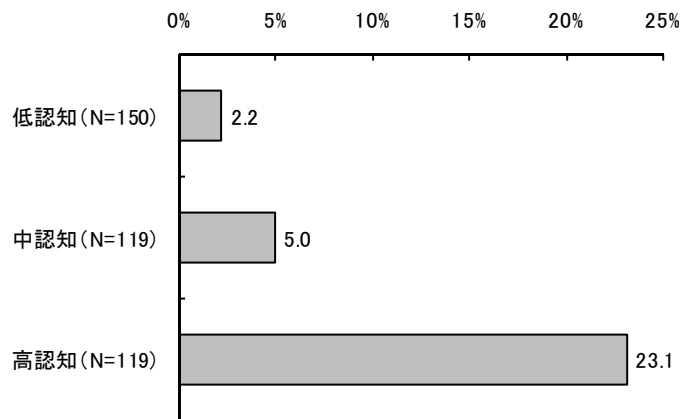
図表 3-42 暴力等を受けた時の対応 (男女別)



暴力等の被害を受けた時の対応については、「特に何もしていない」が最も多く、男性では6割を占めている。次に多いのは「相手と話し合った」で、男女とも3割前後である。女性では4人に1人が「身近な人に相談した」と回答しているが、男性は1割にも満たない。

図表 3-43 暴力等を受けた時の対応-2。(公的機関など)何らかの相談機関に相談した

(法・施設認知度別)



※施設認知度三段階は、「名称と内容を知っている」を3、「名称は知っているが内容は知らない」を2、「全く知らない」を1という得点に置き換え、それらを合計した数値によって分類した。

【低認知】=12~16、【中認知】=17~20、【高認知】=21~36

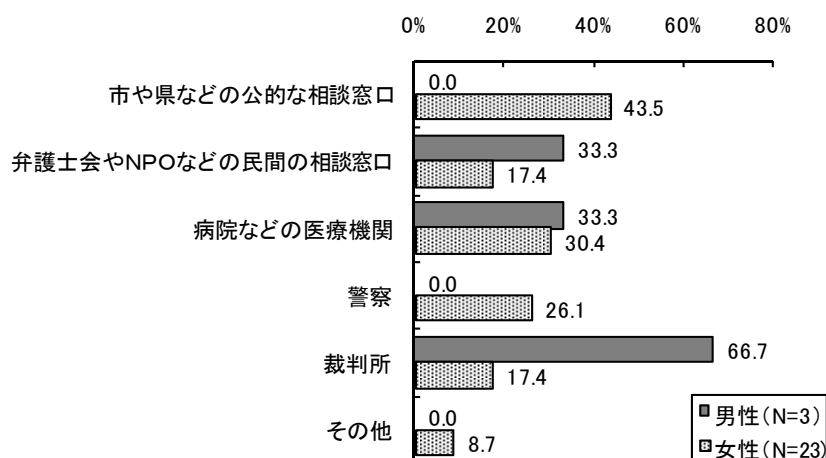
(公的機関など)何らかの相談機関に相談したかどうかを法・施設の認知度別でみたところ、法・施設を認知度が高い層は、低い層に比べ相談する人が多く、約20ポイントの大きな差がみられる。

## ②暴力等を受けた時の公的機関等への相談

(問8で「2. (公的機関など) 何らかの相談機関に相談した」と答えた方)

問8-1 どこに相談しましたか。(複数回答)

図表3-44 暴力等を受けた時の公的機関等への相談(男女別)

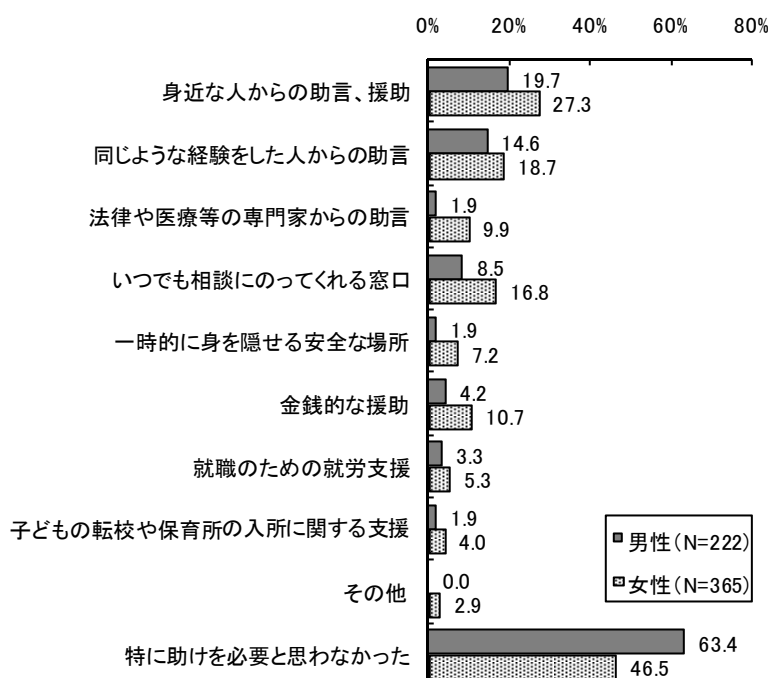


暴力等を受けた時の公的機関等に相談した人は男女合わせても26名で、被害経験者の約5%にとどまっている。

## ③暴力等を受けた時に望む支援

問9 あなたは問5における行為を受けた時、どのような支援があればよいと思われましたか。(複数回答)

図表3-45 暴力等を受けた時に望む支援(男女別)



暴力等を受けた時に望む支援についてたずねたところ、「特に助けを必要と思わなかった」が男女ともに多いが、そのほかに「身近な人からの助言、援助」、「同じような経験をした人からの助言」、「いつでも相談にのってくれる窓口」の順で回答が多い。



④暴力等を受けた時に利用した支援

問10 あなたは問5における行為を受けてから、これまでに、次のような支援を利用したことがありますか。(複数回答)

図表3-46 暴力等を受けた時に利用した支援(男女別) (%)

	全体	男性	女性
自助グループ、サポートグループでの精神的な支援や情報交換	0.5	0.0	0.8
配偶者暴力支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言	0.7	0.0	1.1
心理カウンセラー等によるカウンセリング	1.9	0.9	2.4
公的施設(母子生活支援施設など)への入所	0.3	0.0	0.5
公的または民間賃貸住宅に入居またはあっせん・紹介	0.0	0.0	0.0
パソコン操作などの職業訓練	0.5	0.5	0.5
ハローワーク等での職業紹介や相談	2.9	1.4	3.7
当座の生活資金(引越費用など)の貸付	0.5	0.0	0.8
生活保護または児童扶養手当の受給	1.9	0.5	2.7
国民健康保険等への新たな加入	1.0	0.5	1.3
住民基本台帳の閲覧等の制限	0.0	0.0	0.0
子どもの学校や保育所に関する支援	0.9	0.5	1.1
児童相談所での子どもへのカウンセリング	0.0	0.0	0.0
その他	0.3	0.0	0.5
利用したことはない	81.9	84.0	80.7
無回答	10.9	13.6	9.4

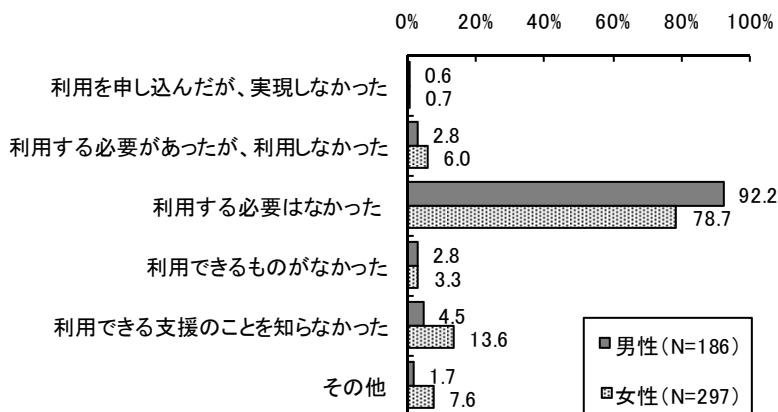
男性(N=222)、女性(N=365)

暴力等を受けた時に利用した支援について、「利用したことはない」人が最も多く8割を占めている。利用したことがある支援の中では、「ハローワーク等での職業紹介や相談」などが挙げられている。

(問10で「15. 利用したことはない」と答えた方)

問10-1 利用しなかった理由は何ですか。(複数回答)

図表3-47 暴力等を受けた時に支援を利用しなかった理由(男女別)



いずれの支援も利用したことはないと答えた人に、その理由をたずねると、「利用する必要はなかった」が最も多く、男性では9割以上が占めている。

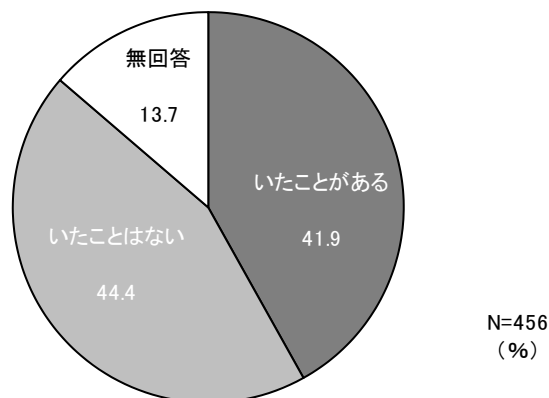
次いで、「利用できる支援のことを知らなかった」、「利用する必要があるが、利用しなかった」、「利用できるものがなかった」の順で1割強の回答があった。いずれも女性が男性の回答を上回っている。

(7) 暴力等を受けた時の子どもの状況と被害

①暴力等を受けた時の子どもの状況と被害

問 1 1 あなたが問5における行為を受けた時、18歳未満のお子さんはその場にいたことがありますか。(単一回答)

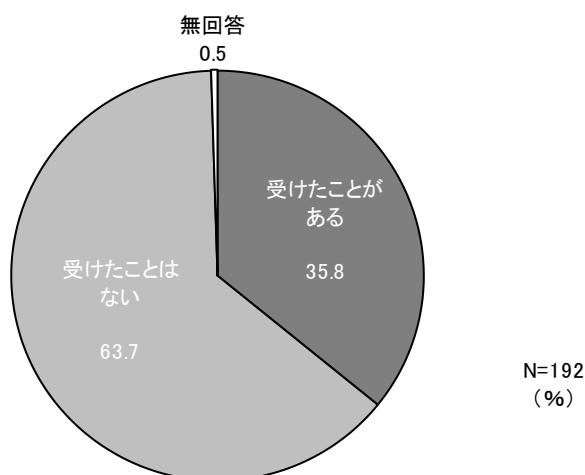
図表 3-48 暴力等を受けた時の子どもの存在



(問 1 1 で「1. いたことがある」と答えた方)

問 1 1 - 1 その時お子さんはあなたと同じような行為を受けたことがありますか。(単一回答)

図表 3-49 暴力等を受けた時の子どもの状況

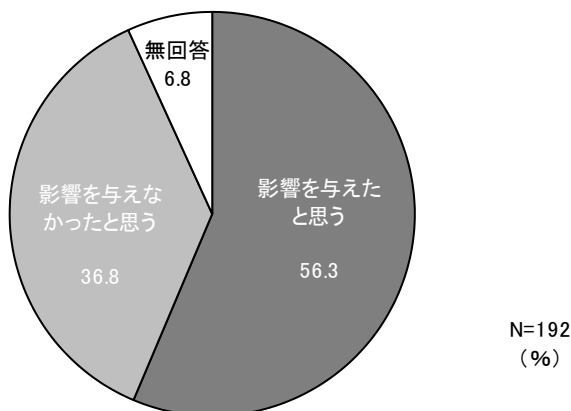


配偶者やパートナーから何らかの被害を受けた時に、その場に子どもが「いたことがある」と回答した人が約 4 割となっている。そのうち、子どもへの暴力等があったかどうかたずねたところ、「受けたことがある」との回答が 3 割以上あった。

②暴力等を受けた子どもに与えた影響の有無

問 1 1 - 2 その時、お子さんがその場にいたことや同じような行為を受けたことで、お子さん自身に影響を与えたと思いますか。(単一回答)

図表 3-50 暴力等を受けた子どもへの影響の有無

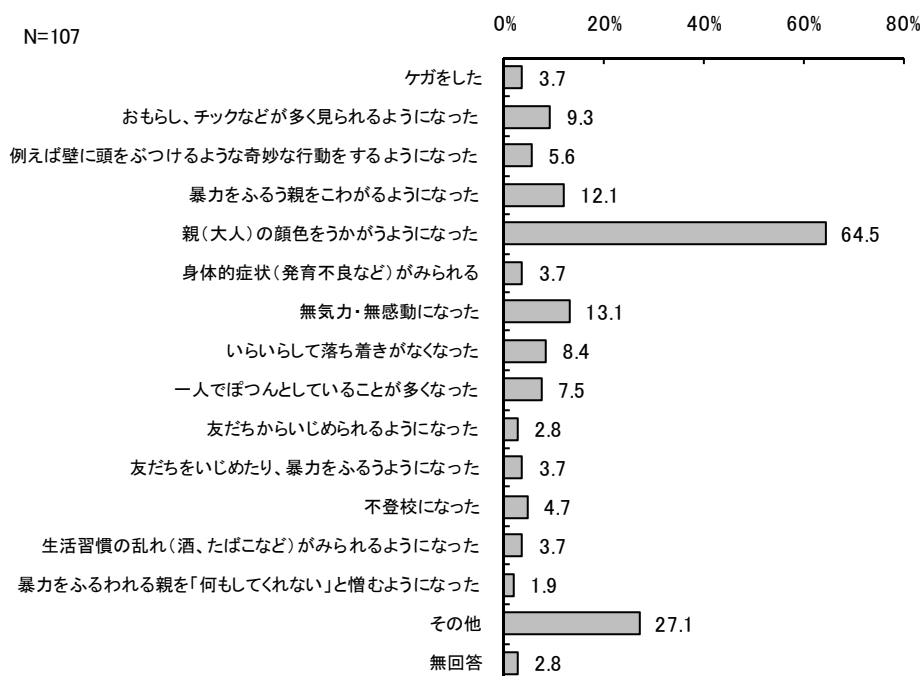


また、「いたことがある」と「受けたことがある」のどちらとも回答した人に、子どもへの影響を与えたと思うかどうかをたずねたところ、「影響を与えたと思う」と半数以上が回答している。

③暴力等を受けた子どもに与えた具体的な影響 (問 1 1 - 2 で「1. 影響を与えたと思う」と答えた方)

問 1 1 - 3 その具体的な影響は何ですか。(複数回答)

図表 3-51 暴力等の被害を受けた子どもへの具体的な影響



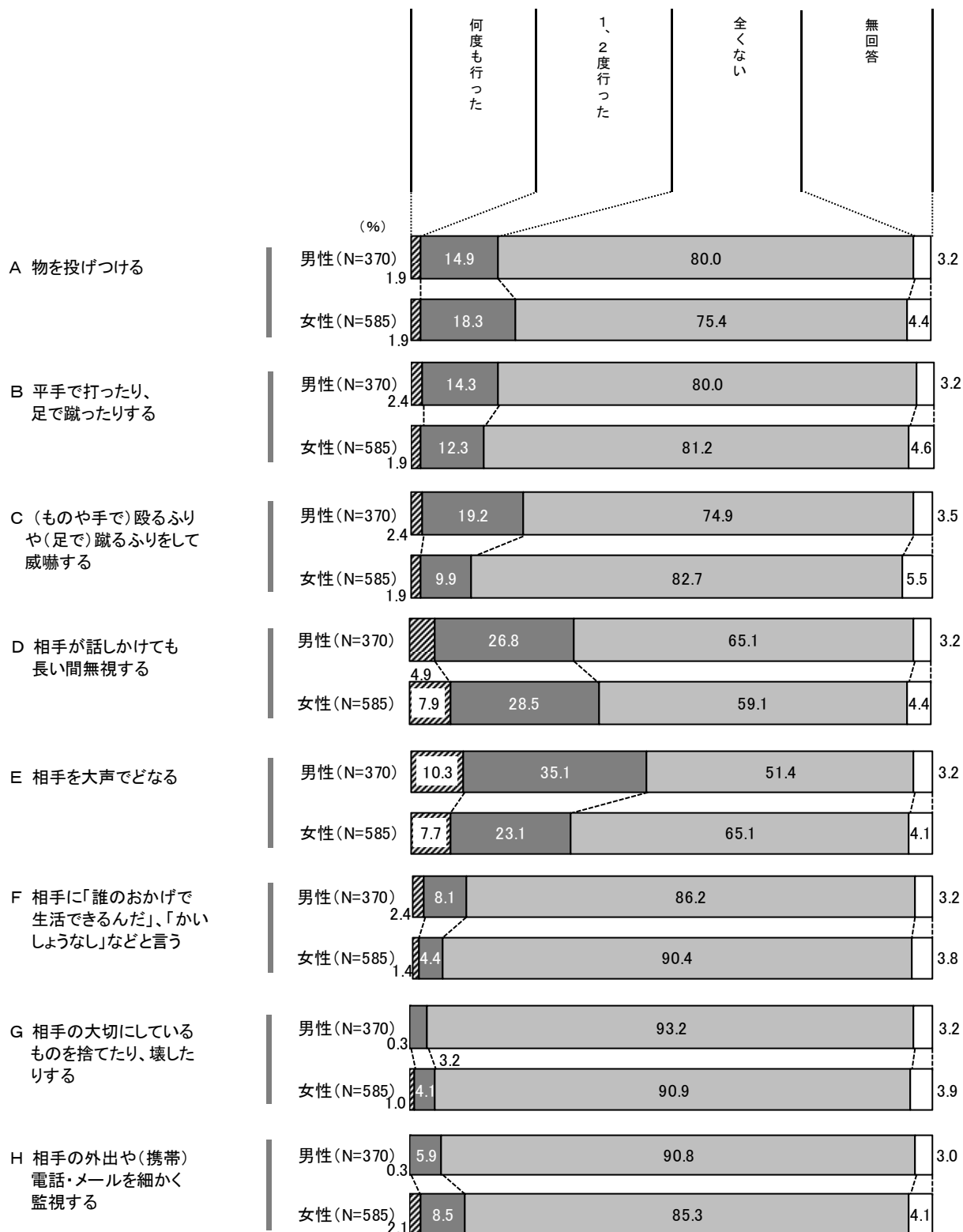
子どもへの暴力等が与えた具体的な影響としては、「親(大人)の顔色をうかがうようになった」が最も多く、6割を超えている。次いで、「無気力・無感動になった」、「暴力をふるう親をこわがるようになった」の順で1割強の回答があった。

(8) 配偶者やパートナー間での暴力等を行った経験

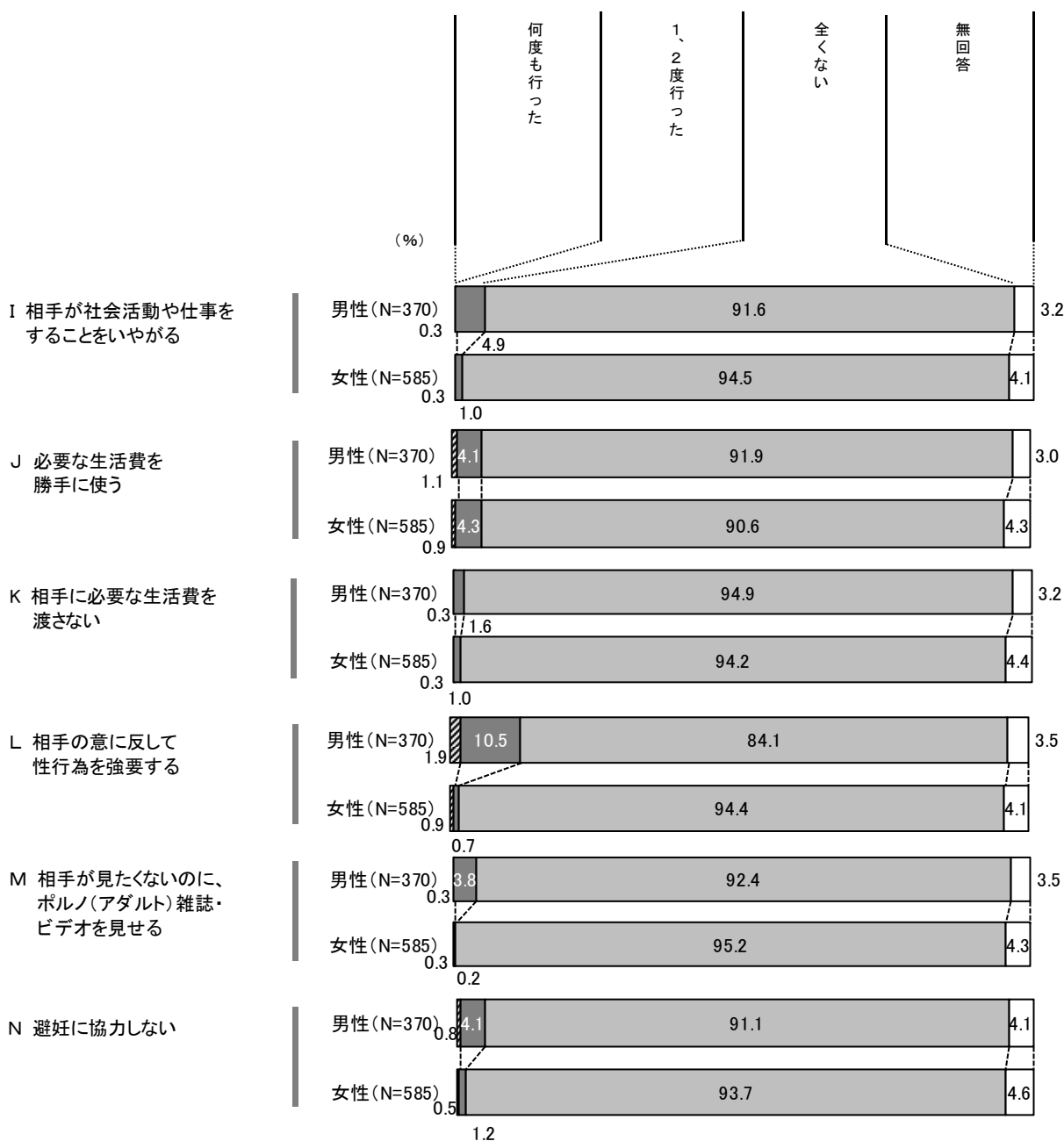
問12 あなたは「配偶者やパートナー」に対し、次のような行為を実際に行ったことがありますか。

(それぞれ単一回答)

図表3-52 暴力等の加害経験(男女別)①



図表 3-53 暴力等の加害経験（男女別）②



配偶者やパートナー間での暴力等の加害経験についてたずねたところ、以下のようになった。

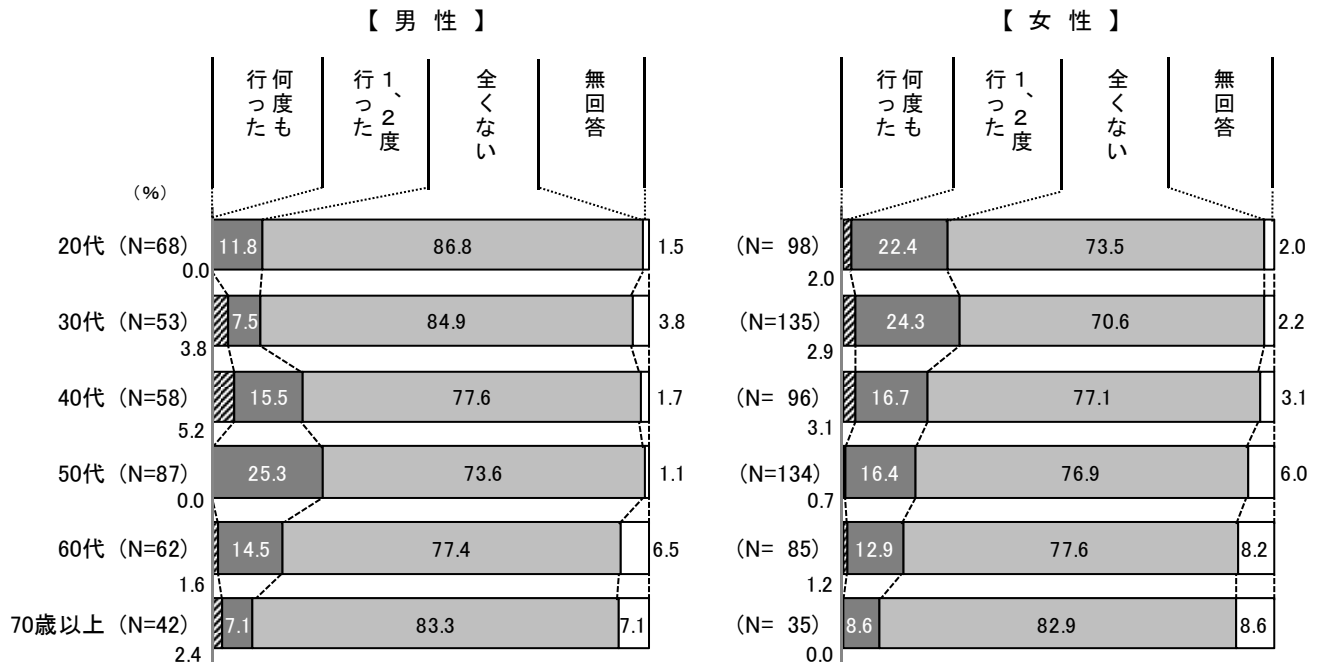
〔D 相手が話しかけても長い間無視する〕、〔E 相手を大声でどなる〕で「何度も行った」と「1、2度行った」をあわせた『行った』が男女とも3割を超えている。〔F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う〕、〔L 相手の意に反して性行為を強要する〕では男性の約1割が『行った』経験を持つ。また、〔H 相手の外出や（携帯）電話・メールを細かく監視する〕では女性の約1割が『行った』と回答している。

**暴力等の加害経験（性・年代別）**

性・年代別でみると、以下のようになった。

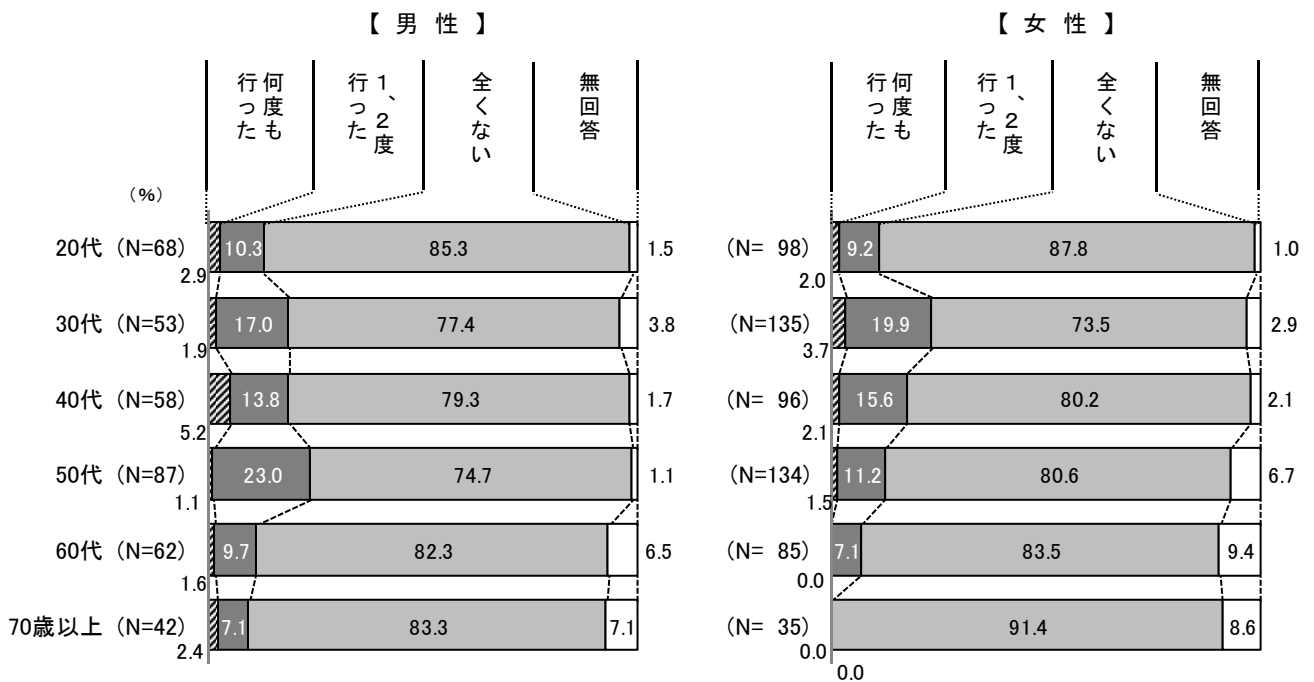
〔A 物を投げつける〕では、男性の40～50代、女性の20～40代で2～3割が『行った』と回答している。

図表3-54 暴力等の加害経験-A 物を投げつける（性・年代別）



〔B 平手で打ったり、足で蹴ったりする〕では、女性の30代以降から、年代が高くなっていくと加害経験も少なくなる傾向がみられ、70歳以上は『行った』の回答は0%であった。

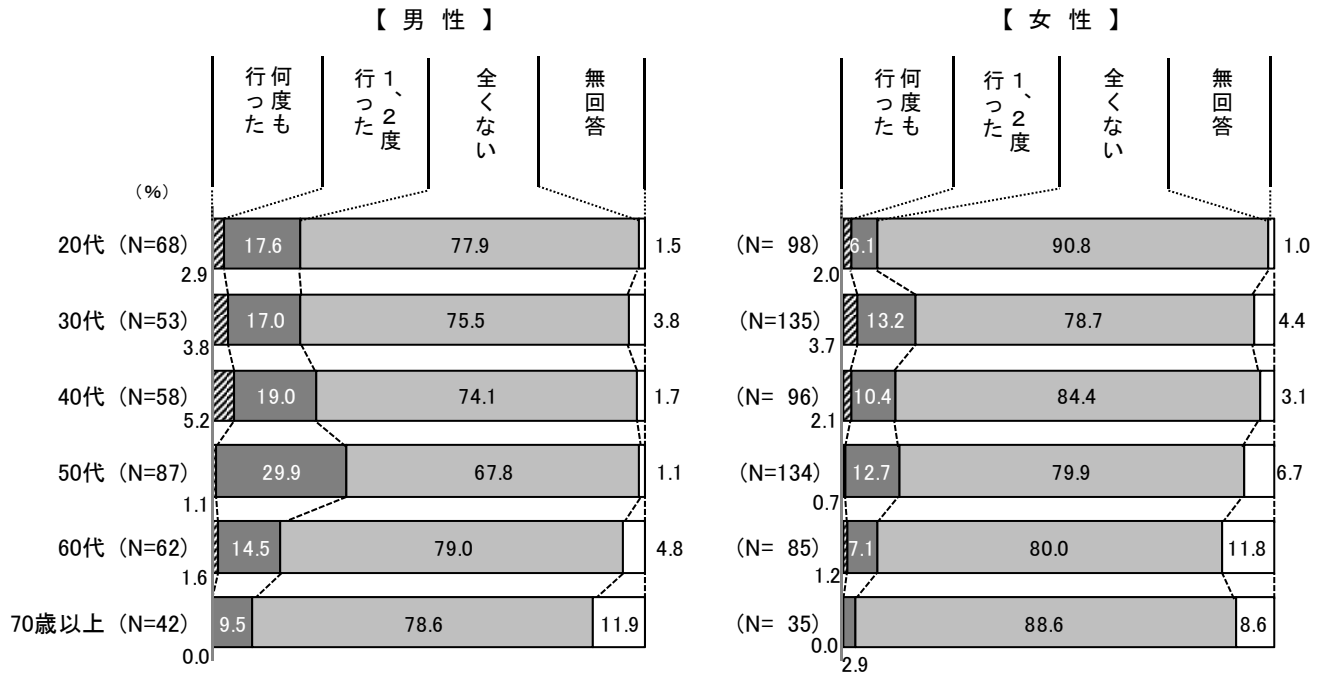
図表3-55 暴力等の加害経験-B 平手で打ったり、足で蹴ったりする（性・年代別）



〔C (ものや手で) 殴るふりや (足で) 蹴るふりをして威嚇する〕では、男性の40代で「何度も行った」と約5%回答している。また、男性の50代が『行った』経験が最も多く、3割を超える。

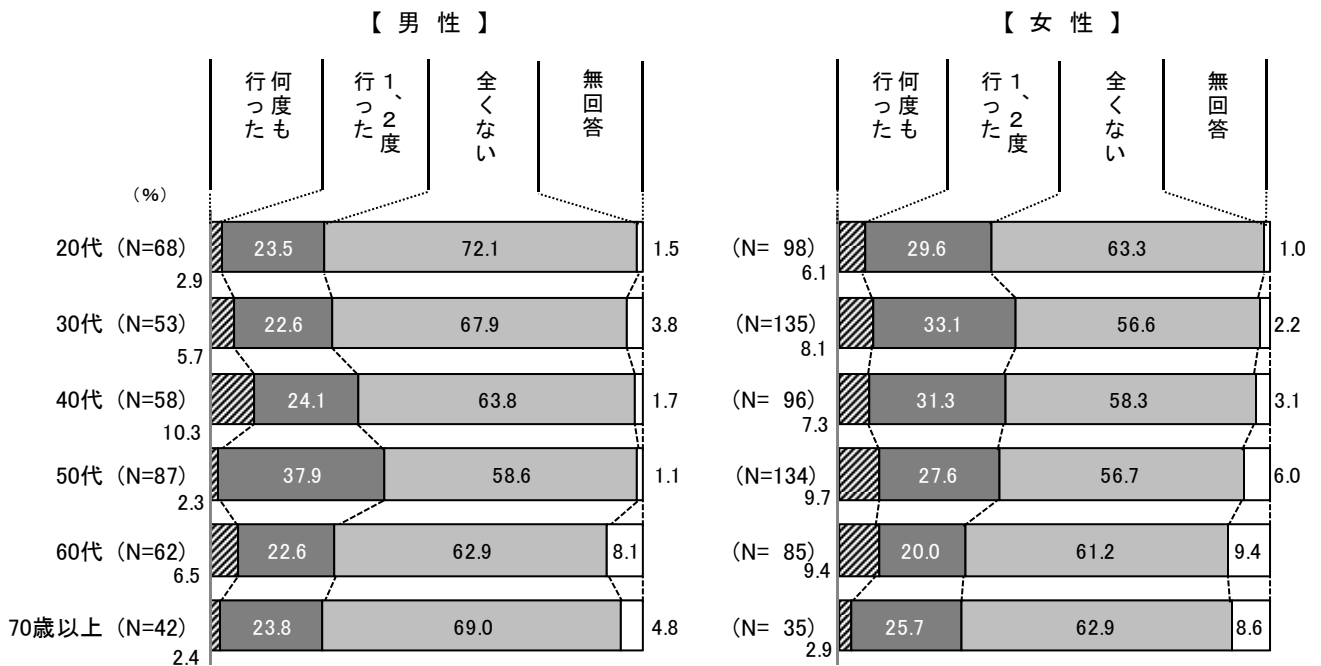
図表3-56 暴力等の加害経験-C (ものや手で) 殴るふりや (足で) 蹴るふりをして威嚇する

(性・年代別)



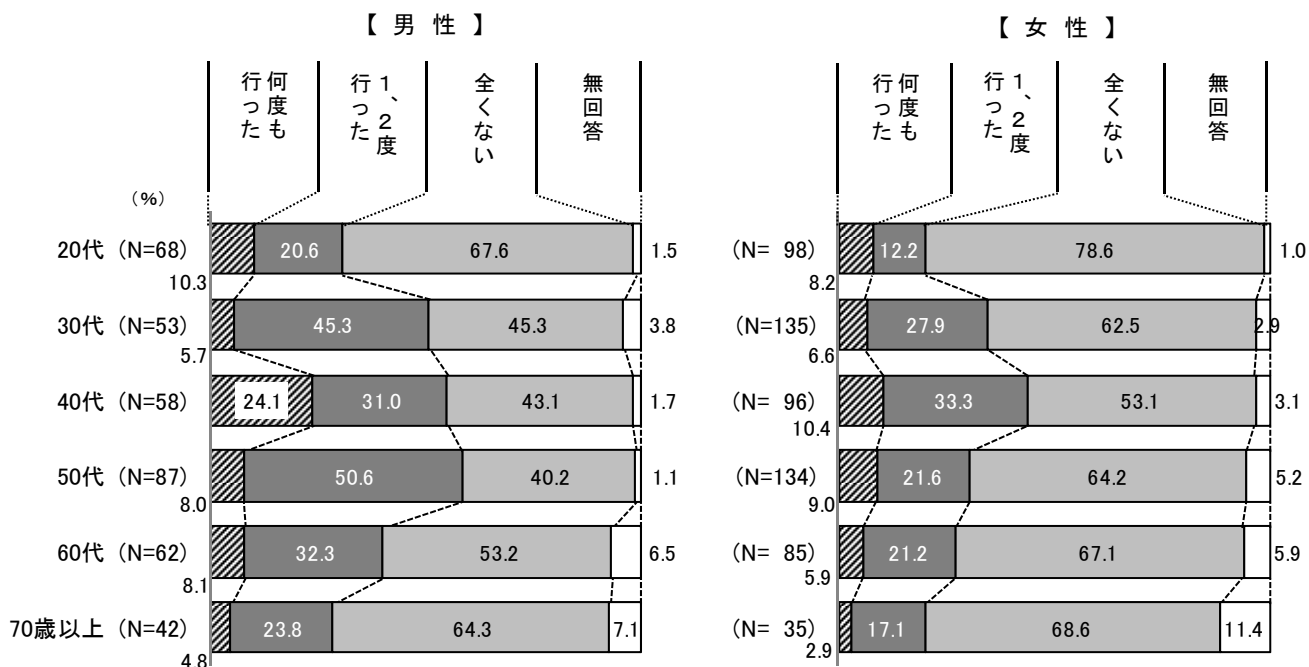
〔D 相手が話しかけても長い間無視する〕を「何度も行った」と回答しているのは、男性の40代が約1割、女性の50代と60代で1割弱である。

図表3-57 暴力等の加害経験-D 相手が話しかけても長い間無視する (性・年代別)



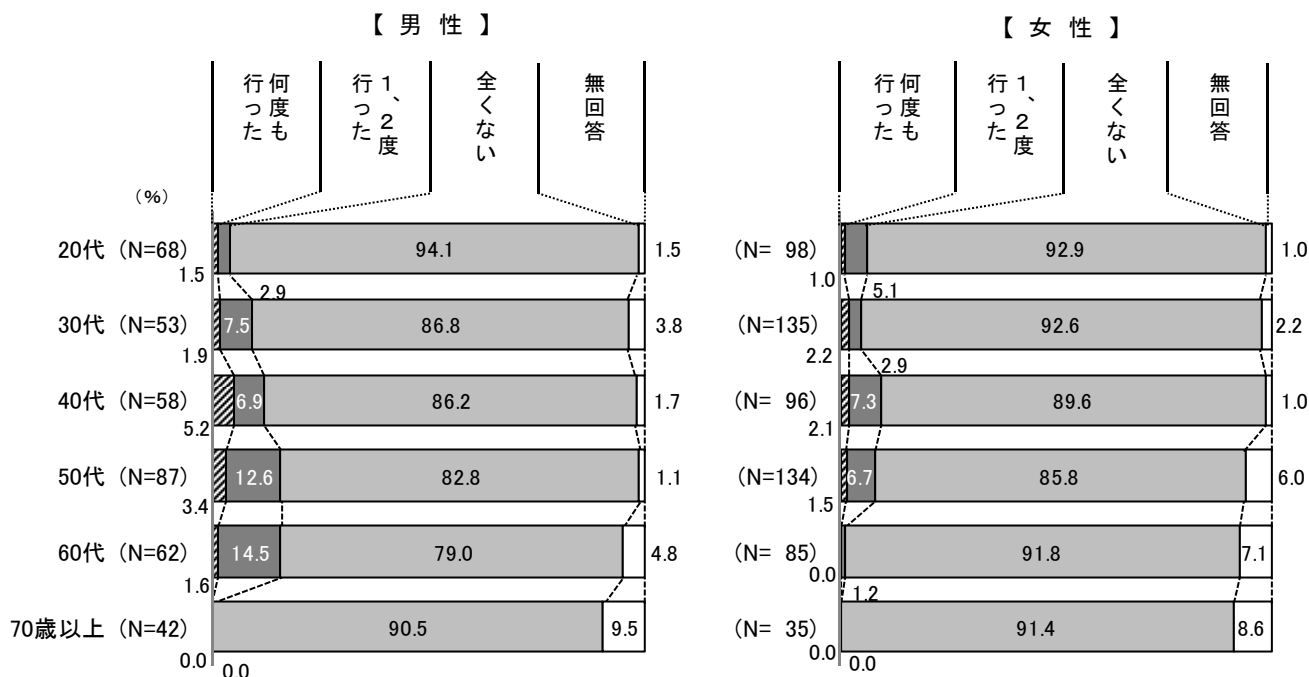
〔E 相手を大声でどなる〕では、男性の40代でおよそ4分の1が「何度も行った」経験を持ち、30～50代では半数以上が『行った』と回答している。

図表 3-58 暴力等の加害経験-E 相手を大声でどなる(性・年代別)



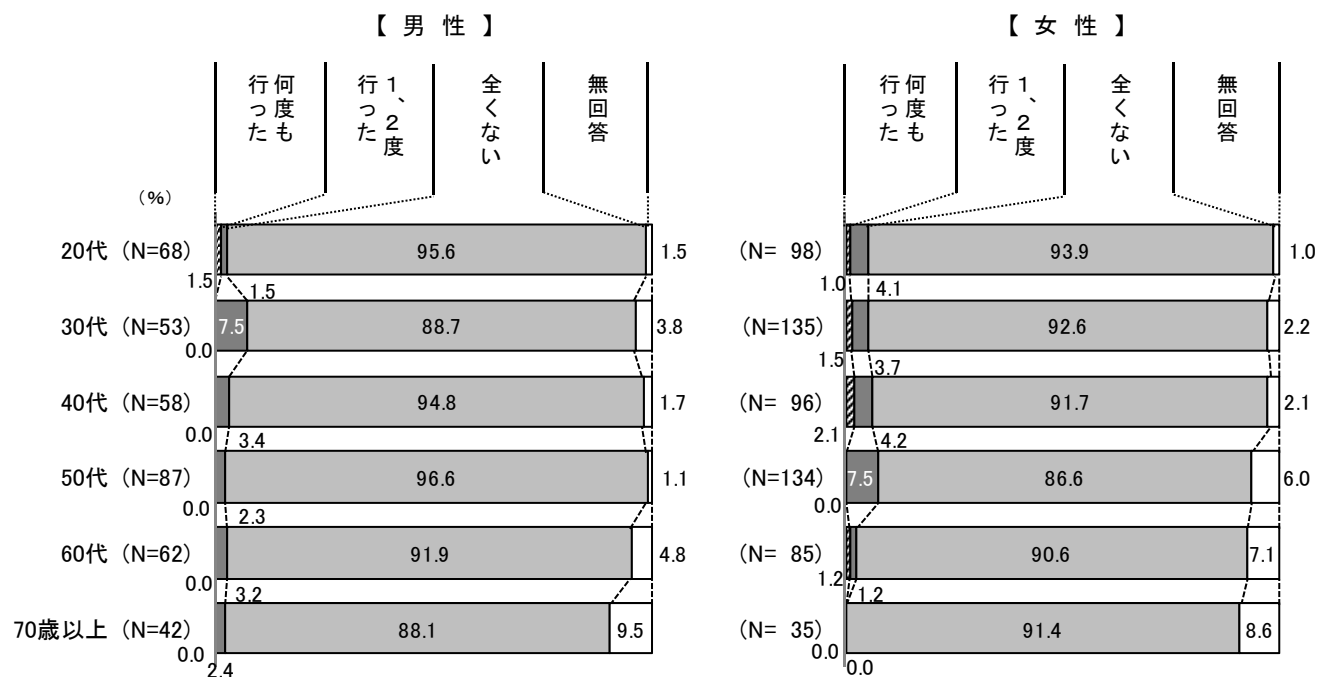
〔F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う〕の加害経験は女性ではいずれの年代においても1割には満たないが、男性の40～60代で1割を超えて『行った』と答えている。

図表 3-59 暴力等の加害経験-F 相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う(性・年代別)



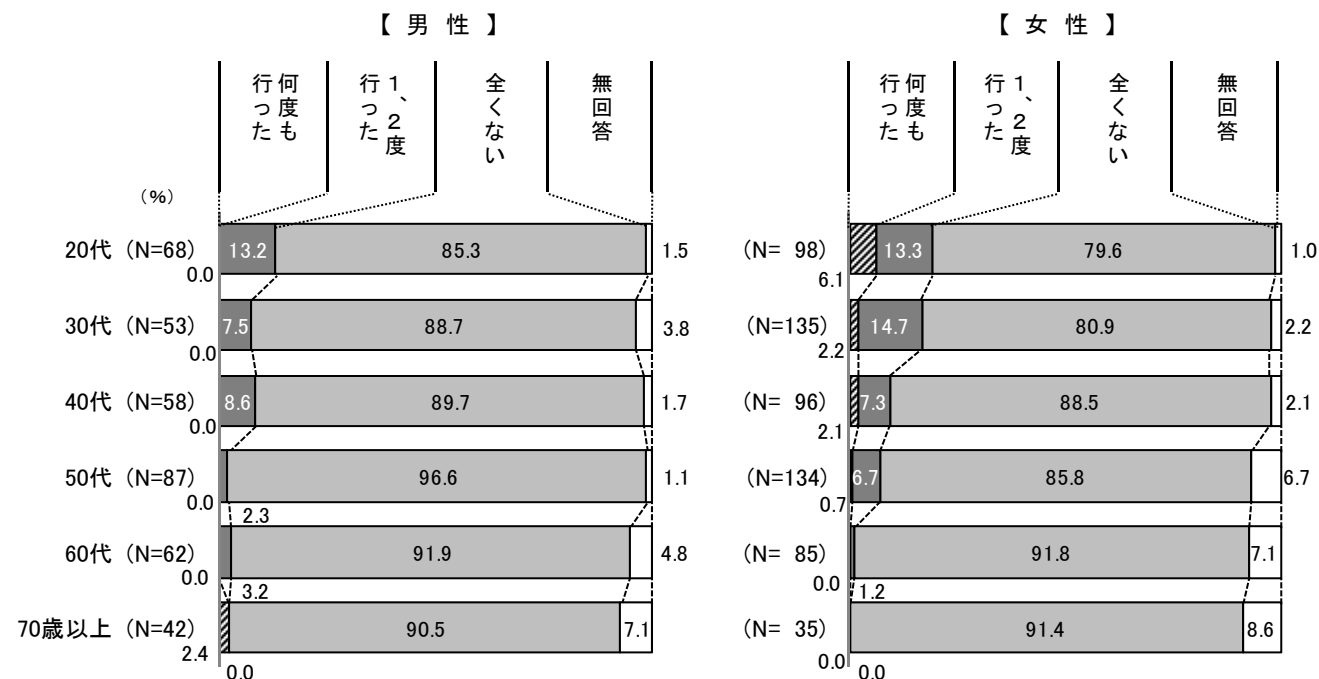


図表 3-60 暴力等の加害経験-G 相手の大切にしているものを捨てたり、壊したりする（性・年代別）



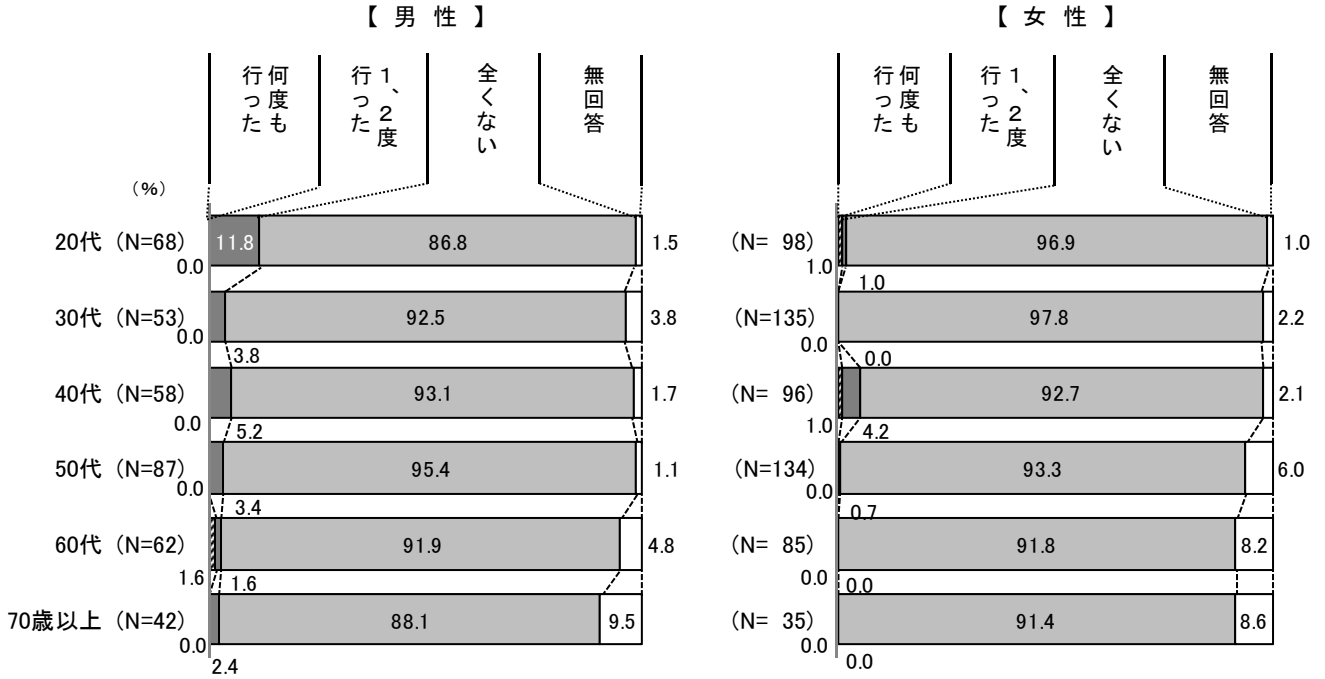
〔H 相手の外出や（携帯）電話・メールを細かく監視する〕では、男女とも年代が低いほど『行った』経験が多い。

図表 3-61 暴力等の加害経験-H 相手の外出や（携帯）電話・メールを細かく監視する（性・年代別）

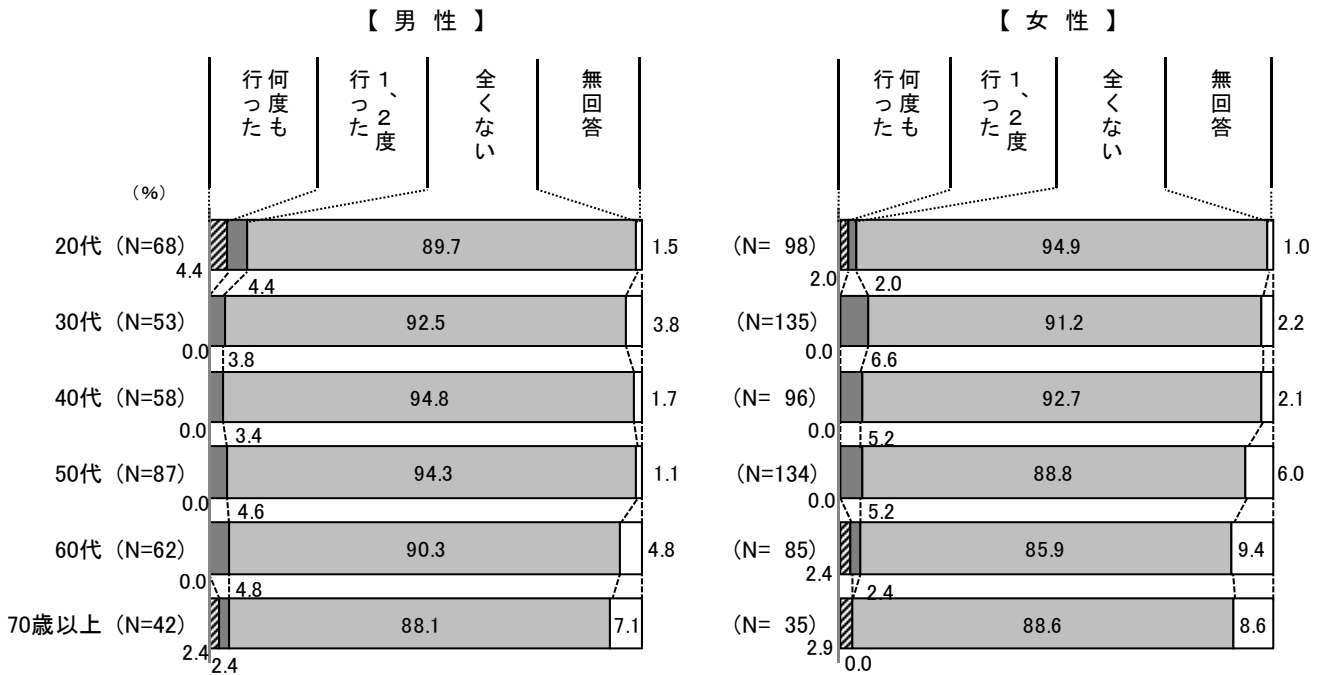


〔I 相手が社会活動や仕事をするのをいやがる〕、〔J 必要な生活費を勝手に使う〕では20代男性の加害経験が最も多く、1割程度である。

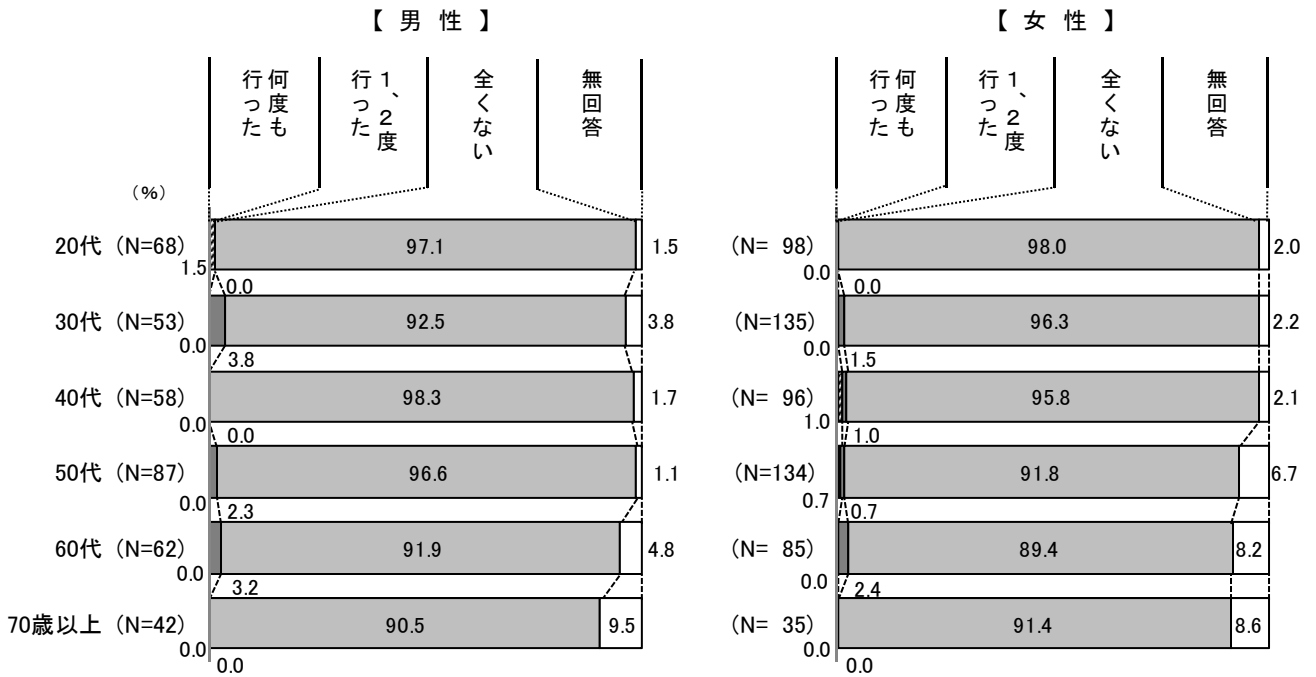
図表 3-62 暴力等の加害経験-I 相手が社会活動や仕事をするのをいやがる (性・年代別)



図表 3-63 暴力等の加害経験-J 必要な生活費を勝手に使う (性・年代別)

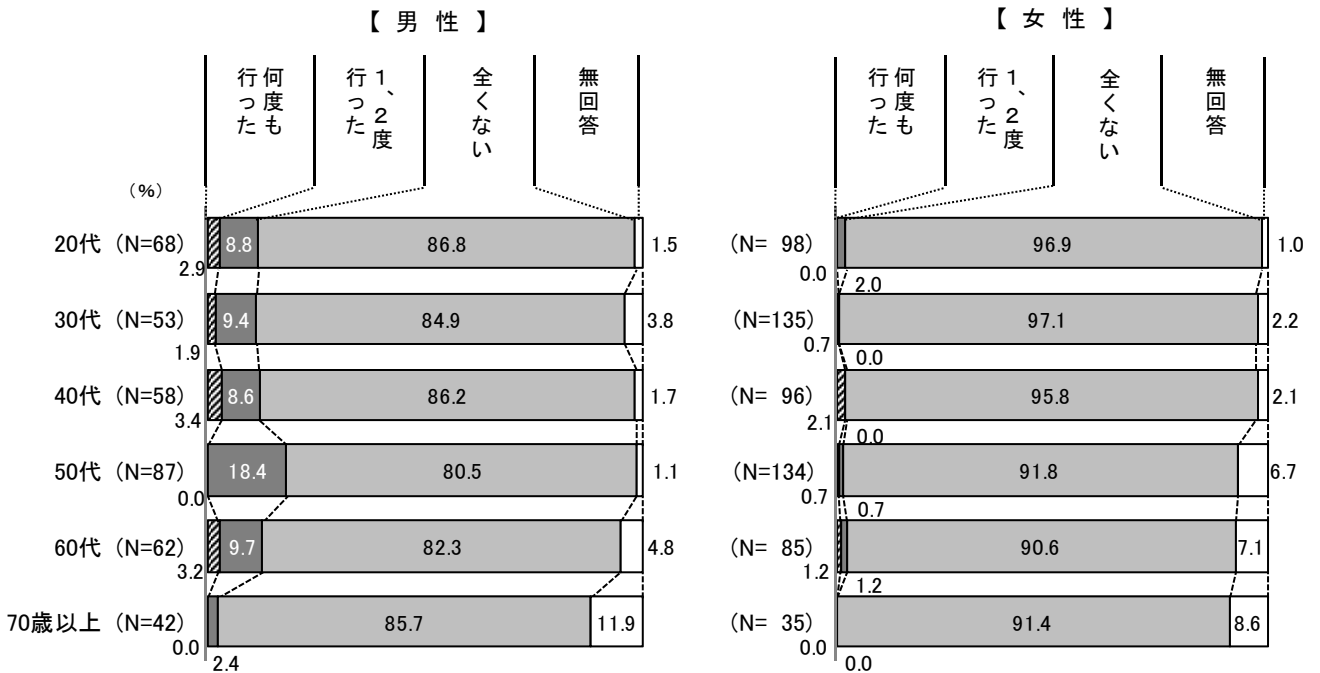


図表 3-64 暴力等の加害経験-K 相手に必要な生活費を渡さない (性・年代別)

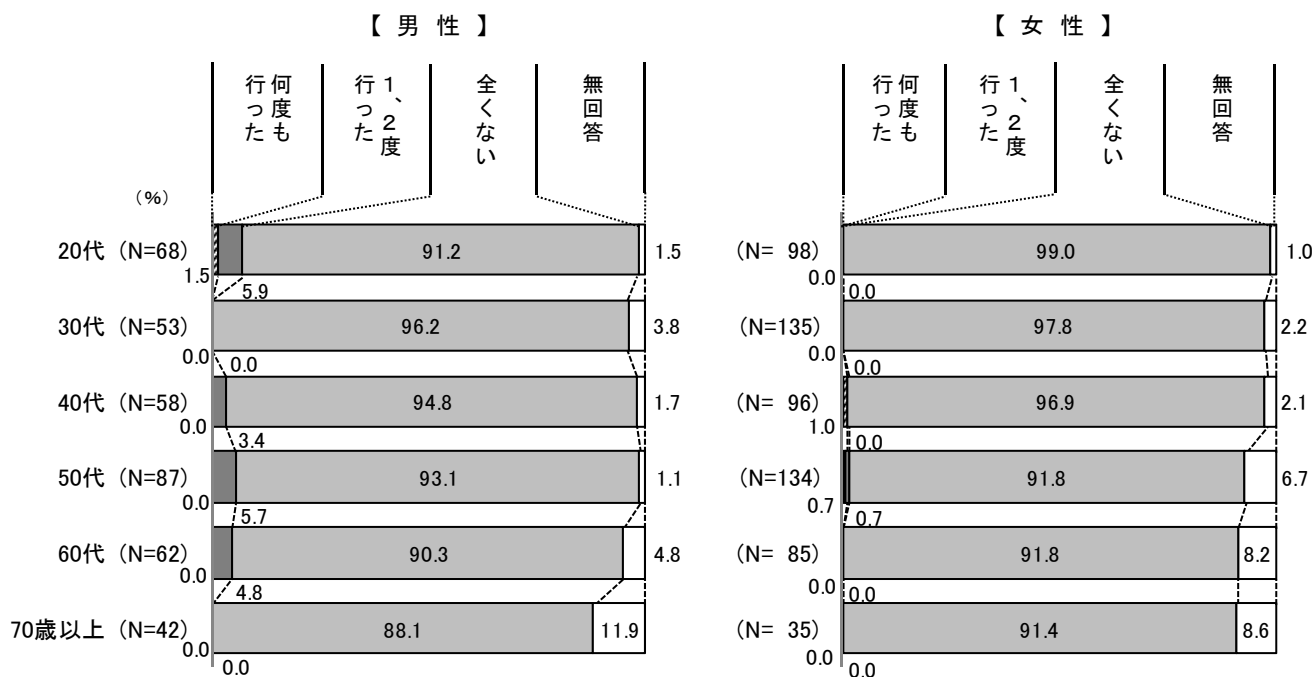


〔L 相手の意に反して性行為を強要する〕を『行っただ』と回答しているのは、男性では70歳以上を除き、すべての年代で1割を超えている。

図表 3-65 暴力等の加害経験-L 相手の意に反して性行為を強要する (性・年代別)

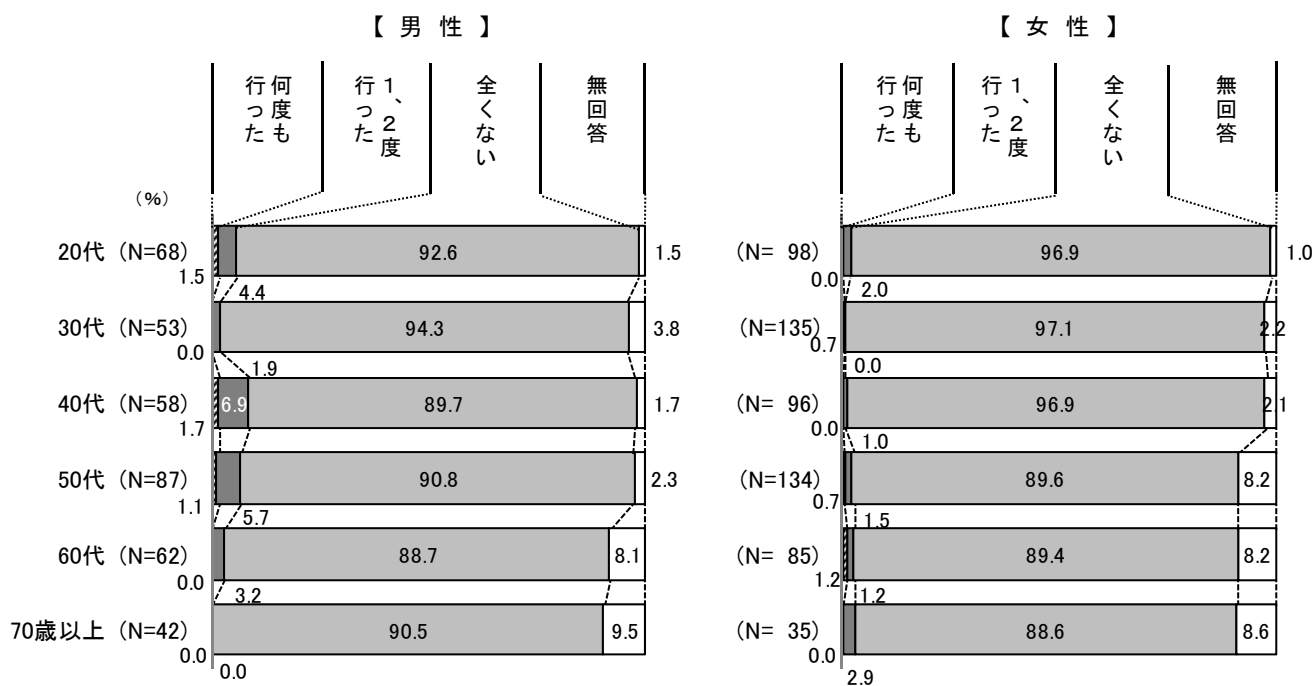


図表 3-66 暴力等の加害経験-M 相手が見たくないのに、ポルノ（アダルト）雑誌・ビデオを見せる  
(性・年代別)



〔N 避妊に協力しない〕では、男性の40代、50代、20代の順で『行った』経験が多い。

図表 3-67 暴力等の加害経験-N 避妊に協力しない (性・年代別)

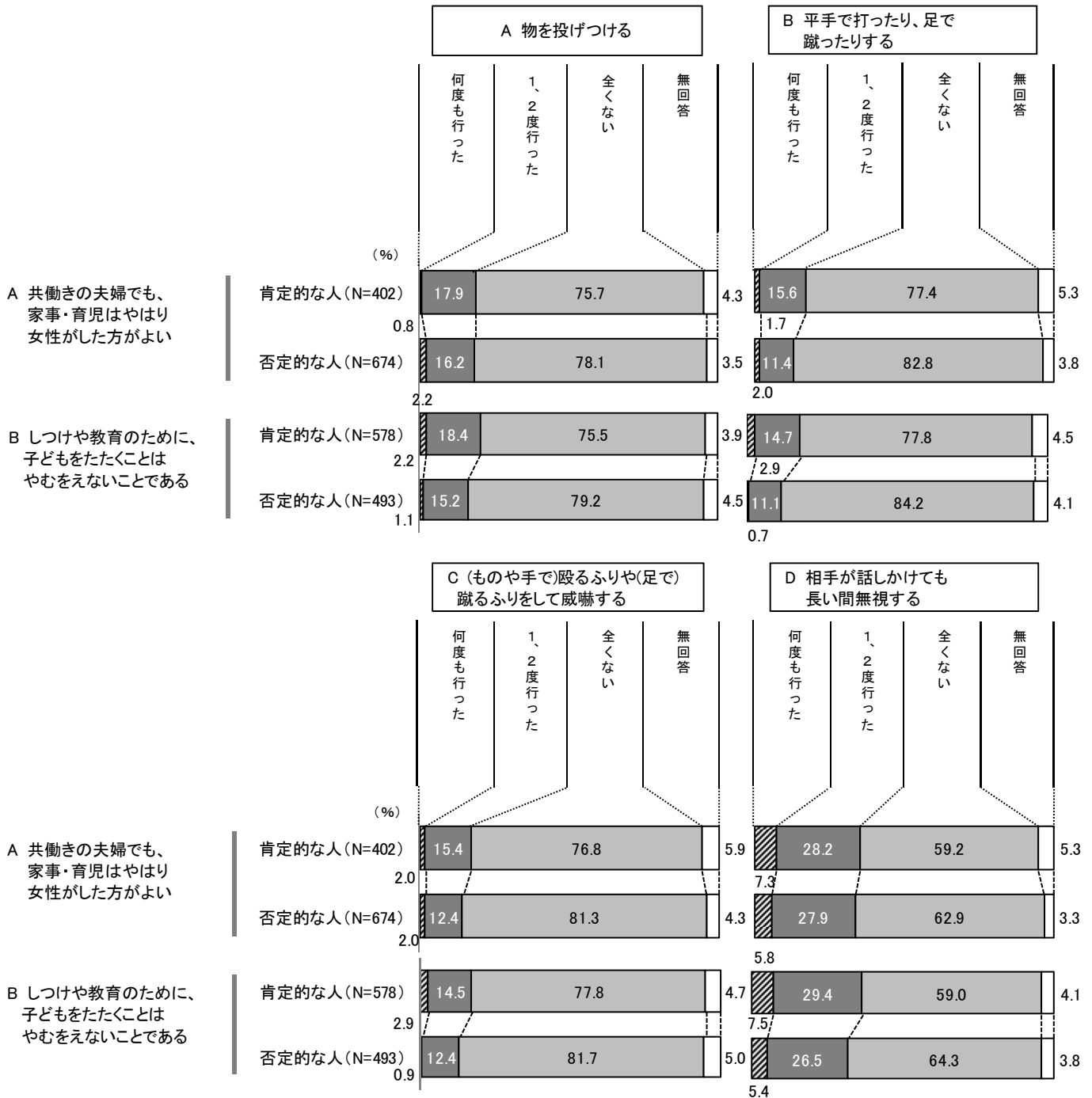


**暴力等の加害経験（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）**

暴力等の加害経験を男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別でみると、以下のようになった。

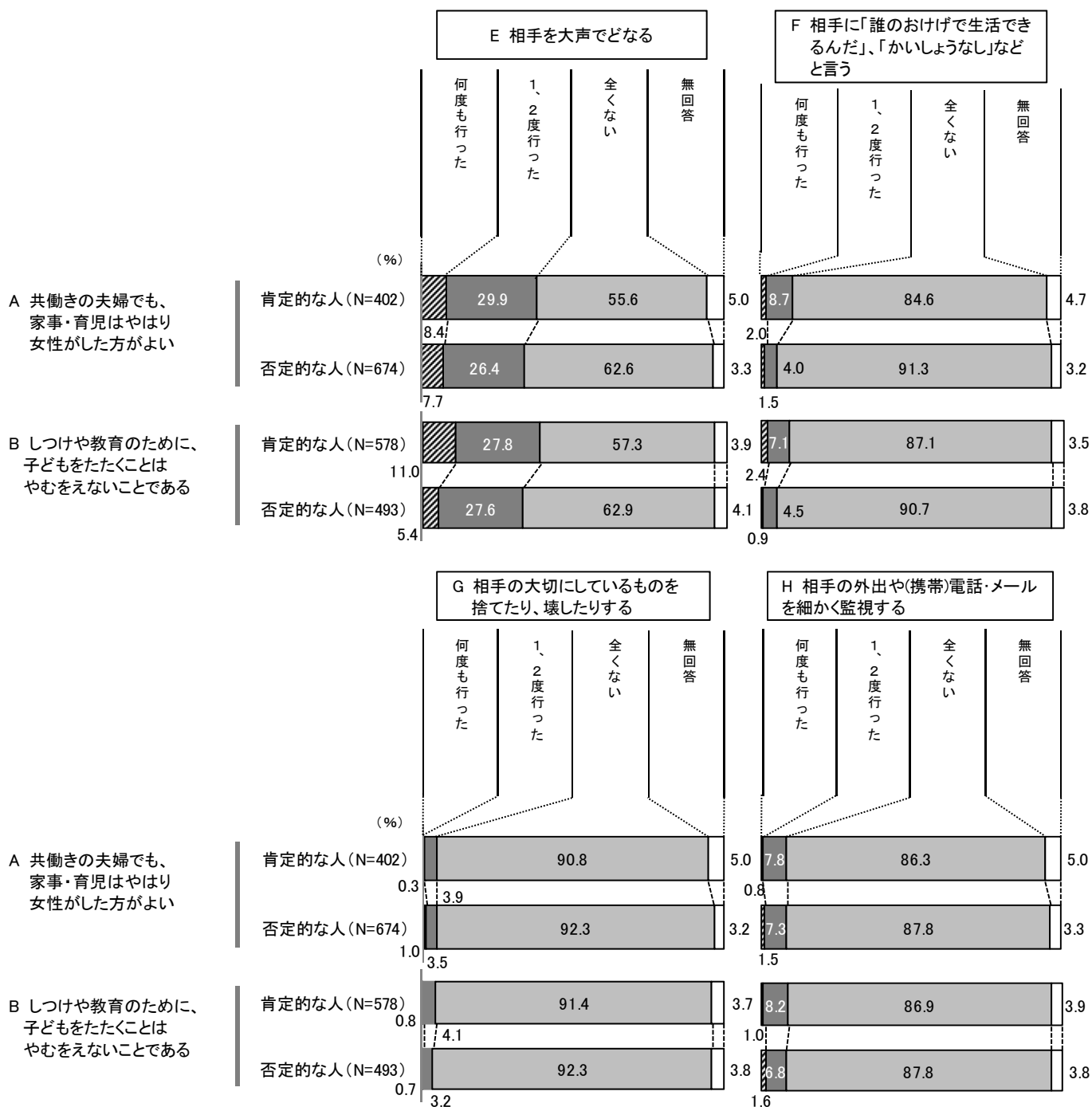
「共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい」という考え方について、『肯定的な人』は『否定的な人』に比べてほとんどの項目で加害経験が多いが、〔J 必要な生活費を勝手に使う〕、〔K 必要な生活費を相手に渡さない〕の経済的なものにおいては若干少ない結果となっている

図表 3-68 暴力等の加害経験（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）①

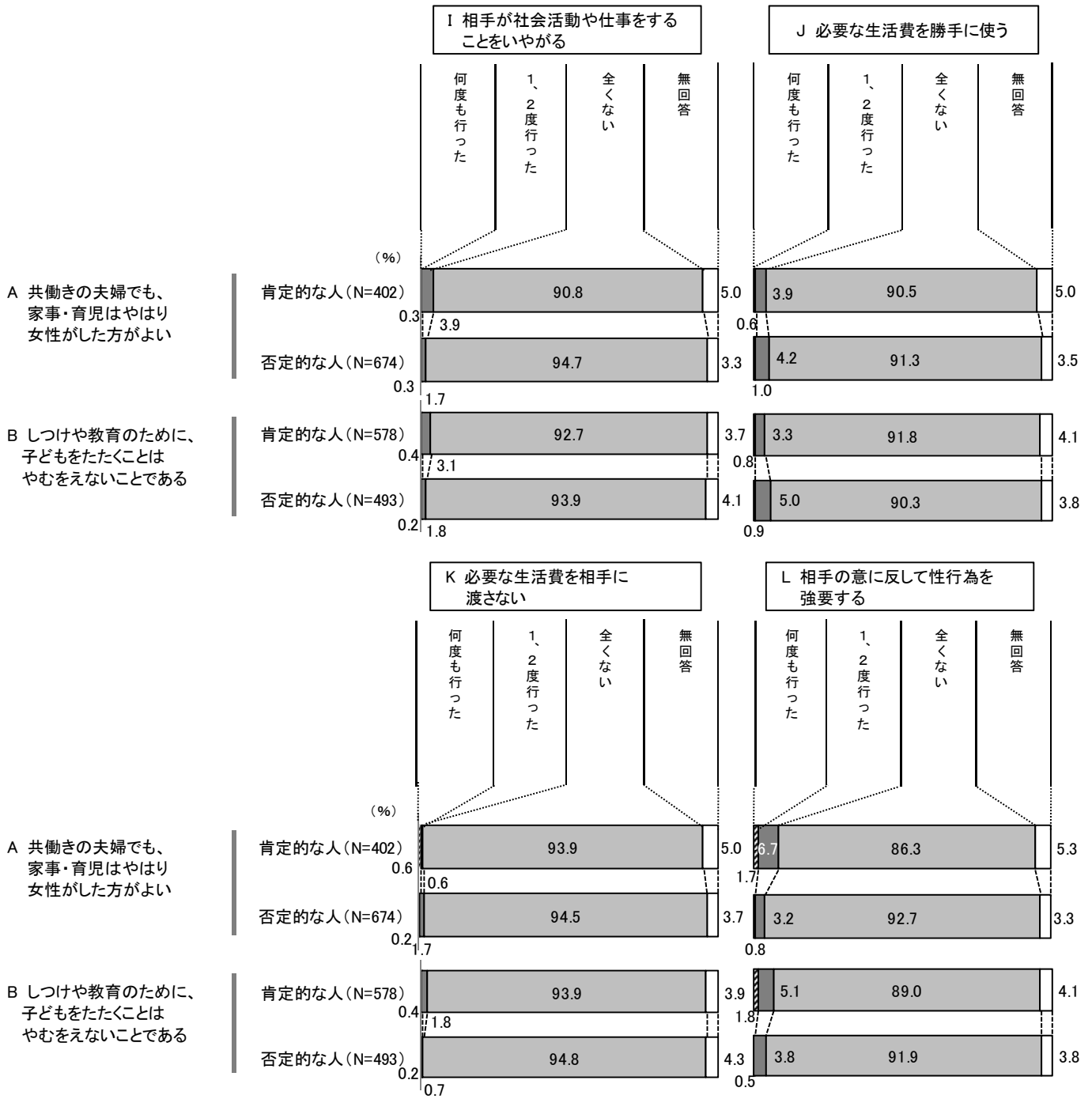


《しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである》という考え方に『肯定的な人』は『否定的な人』と比べて、ほとんどの項目で加害経験が多い結果となっている。

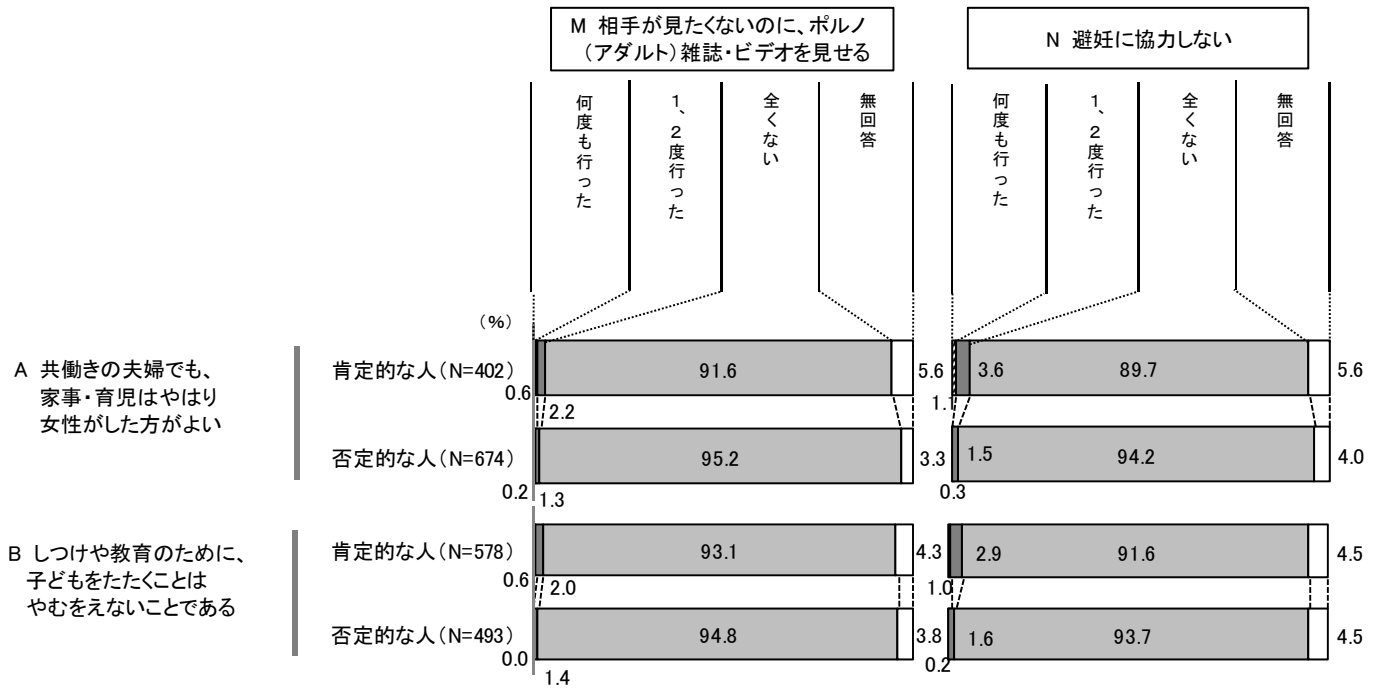
図表 3-69 暴力等の加害経験（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）②



図表 3-70 暴力等の加害経験（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）③



図表 3-71 暴力等の加害経験（男女の役割・子どもへの暴力に関する意識別）④



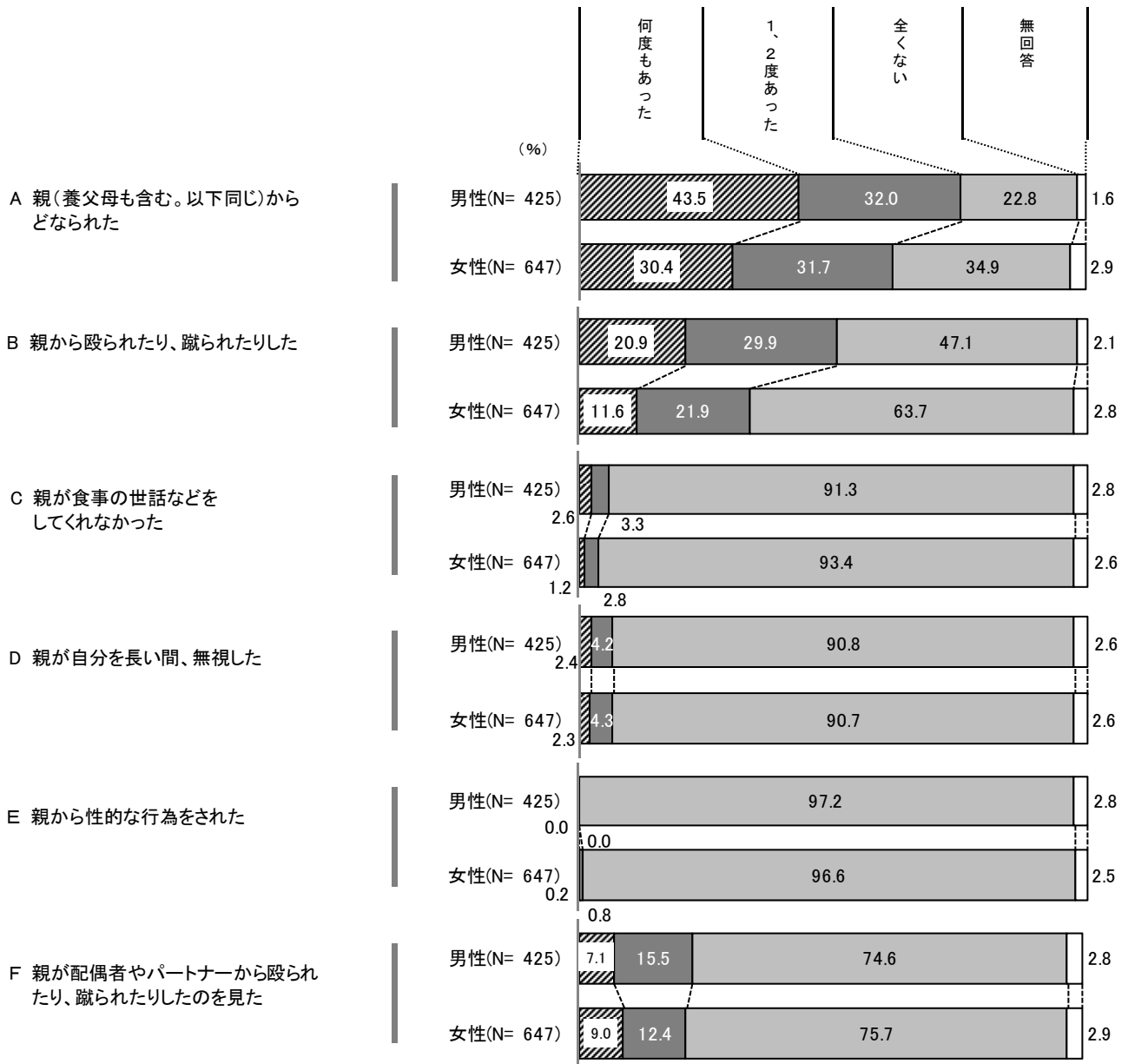


#### 4. 子どもの頃の暴力等に関する経験など

##### (1) 子どもの頃の暴力等に関する経験

問13 子どもの頃を振り返って、次のような経験がありましたか。(それぞれ単一回答)

図表4-1 子どもの頃の経験(男女別)



子どもの頃の暴力等に関する経験についてたずねたところ、以下ようになった。

〔A 親(養父母も含む。以下同じ)からどなられた〕では、「何度もあった」と「1、2度あった」をあわせた『あった』(以下同じ)が男女とも6割を超えている。

〔B 親から殴られたり、蹴られたりした〕経験は、男性の約5割、女性の約3割が『あった』と回答している。

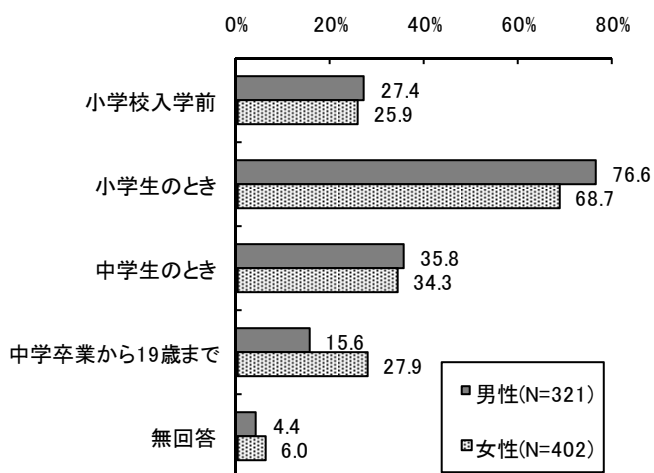
また、〔F 親が配偶者やパートナーから殴られたり、蹴られたりしたのを見た〕経験については男女とも2割以上が『あった』と回答している。

(2) 子どもの頃の暴力等に関する経験を受けた時期

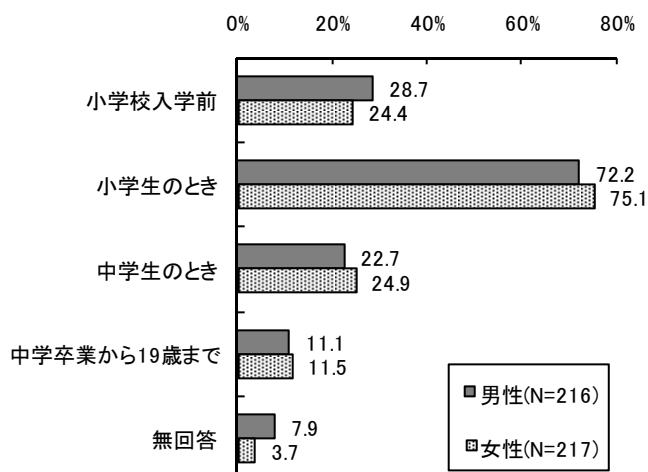
(問13のAからFのうちで1つでも、「1. 何度もあった」「2. 1、2度あった」と答えた方)

問13-1 それらの経験があったのはいつですか。(それぞれ複数回答)

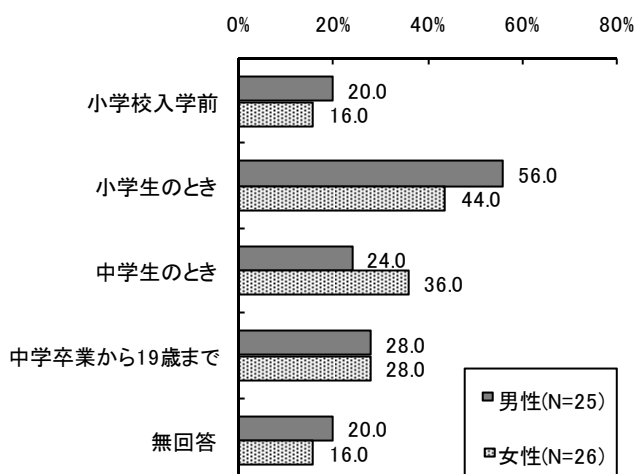
図表4-2 「A 親からどなられた」があった時期(男女別)



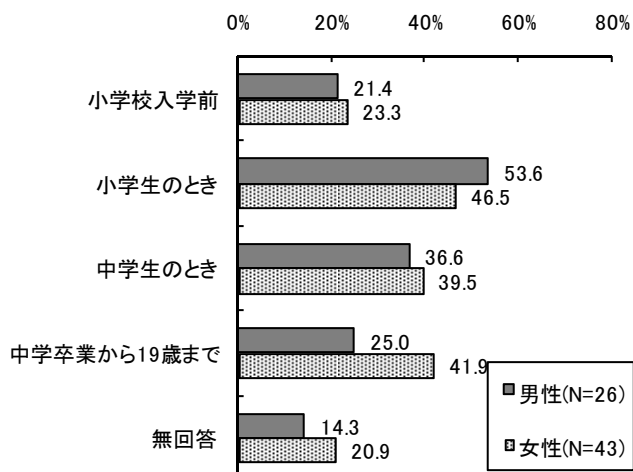
図表4-3 「B 親から殴られたり、蹴られたりした」があった時期(男女別)



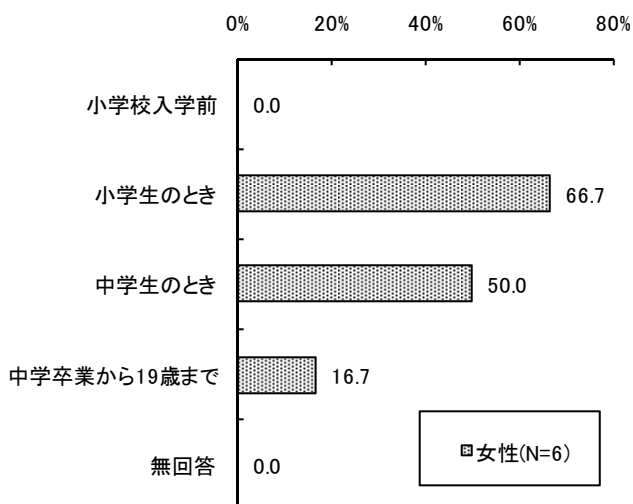
図表4-4 「C 親が食事の世話などをしてくれなかった」があった時期(男女別)



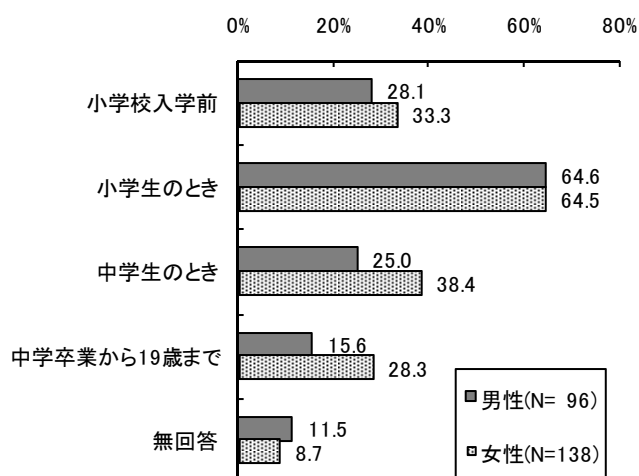
図表 4-5 「D 親が自分を長い間、無視した」があった時期（男女別）



図表 4-6 「E 親から性的な行為をされた」があった時期（女性）



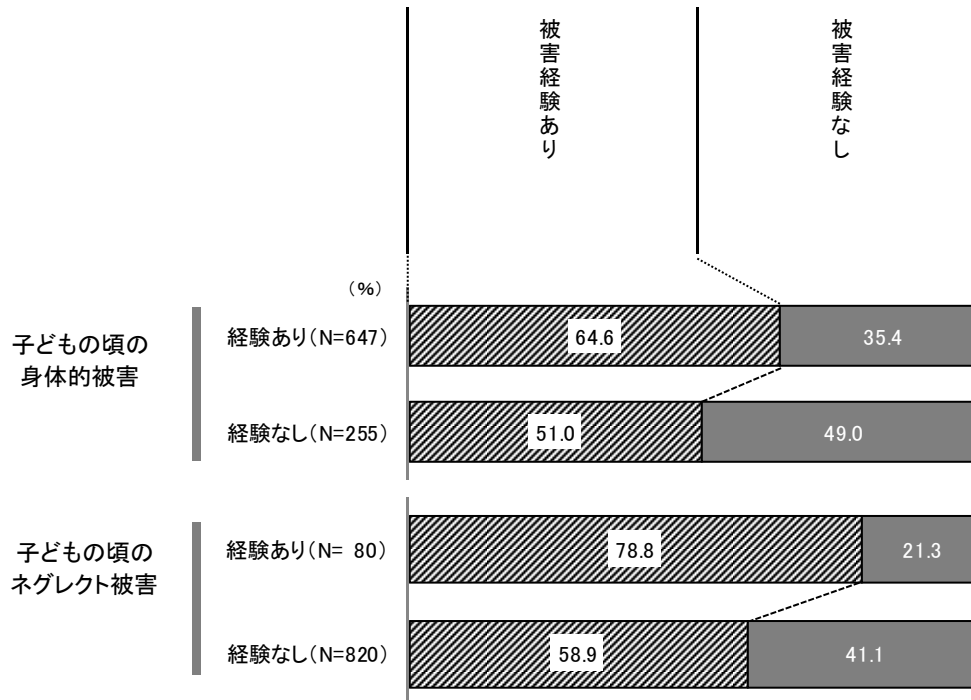
図表 4-7 「F 親が配偶者やパートナーから殴られたり、蹴られたりしたのを見た」があった時期（男女別）



子どもの頃の暴力等の経験を受けた時期については、男女とも「小学生のとき」が多い。また、小学生から19歳までに親から性的な行為を受けた女性は6名であった。

暴力等の被害経験を子どもの頃の被害経験別にみると、「子どもの頃の身体的被害」、「子どもの頃のネグレクト被害」で『経験あり』の人は、『経験なし』の人に比べ「被害経験あり」と回答する傾向がみられるが、慎重な分析が必要である。

図表 4-8 暴力等の被害経験（子どもの頃の被害経験別）



※子どもの頃の経験について

- 〔身体的被害〕 = 「A 親からどなられた」
- = 「B 親から殴られたり、蹴られたりした」
- = 「F 親が配偶者やパートナーから殴られたり、蹴られたりしたのを見た」
- 〔ネグレクト被害〕 = 「C 親が食事の世話などをしてくれなかった」
- = 「D 親が自分を長い間、無視した」
- = 「E 親から性的な行為をされた」

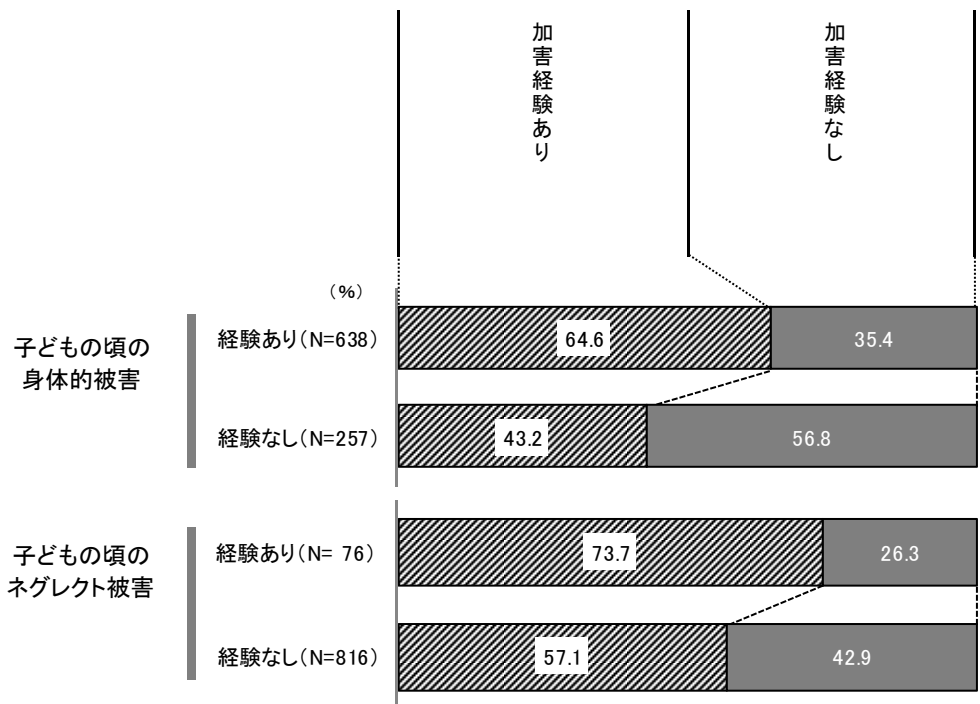
をカテゴリーとし、『何度もあった』、『1、2度あった』との回答は「経験あり」、『全くない』は「経験なし」として、N値・%を算出している。

※「被害経験あり」、「被害経験なし」について

問5の14項目のいずれかで、『何度も受けた』、『1、2度受けた』との回答を「被害経験あり」、『全くない』は「被害経験なし」として、N値・%を算出している。

暴力等の加害経験を子どもの頃の被害経験別にみると、《子どもの頃の身体的被害》、《子どもの頃のネグレクト被害》で『経験あり』の人は、『経験なし』の人に比べ「加害経験あり」と回答する傾向がみられるが、慎重な分析が必要である。

図表 4-9 暴力等の加害経験（子どもの頃の被害経験別）



※ 「加害経験あり」、「加害経験なし」について

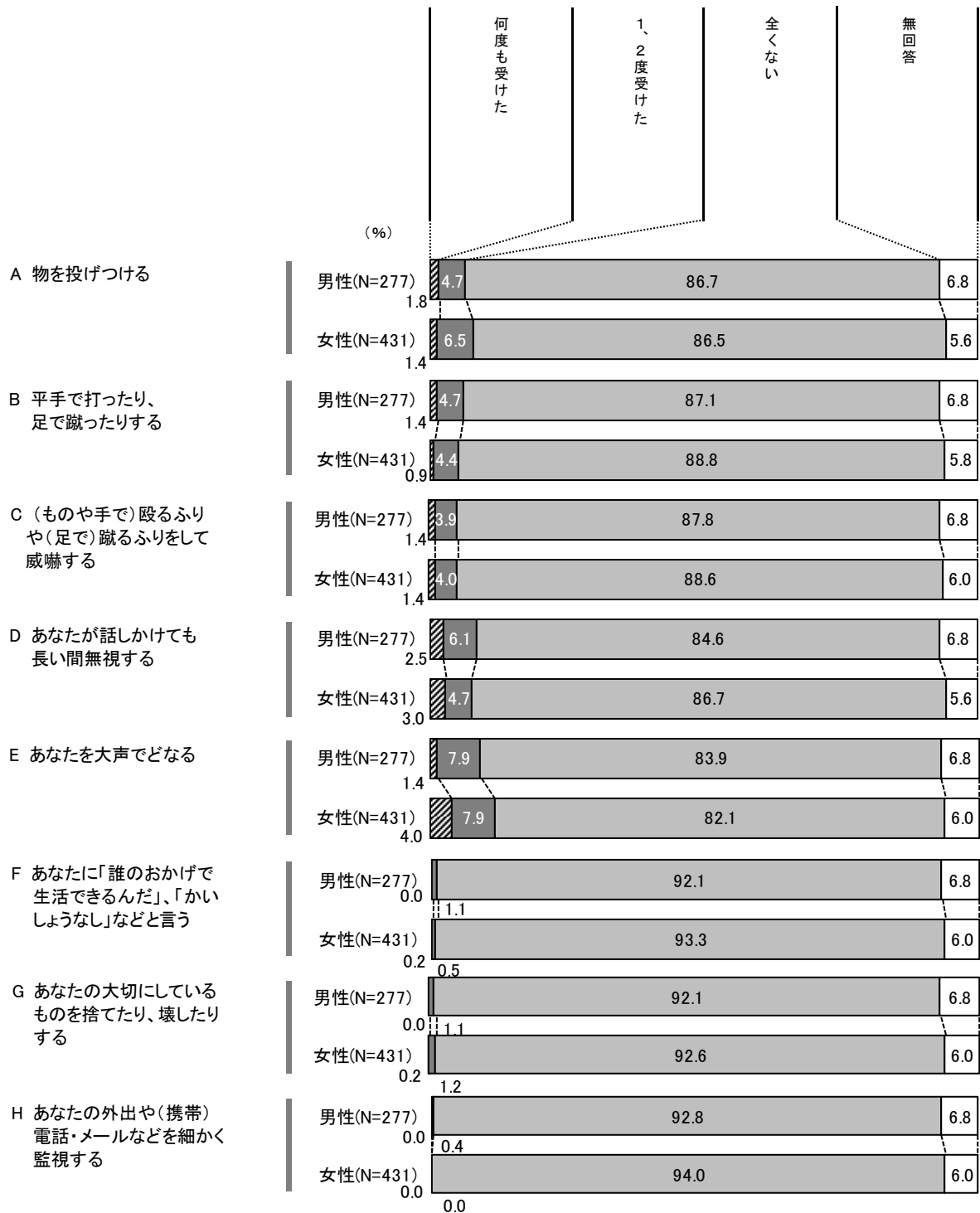
問 12 の 14 項目のいずれかで、『何度も行った』、『1、2 度行った』との回答を「加害経験あり」、『全くない』は「加害経験なし」として、N 値・%を算出している。

## 5. 配偶者やパートナー以外からの暴力等に関する経験

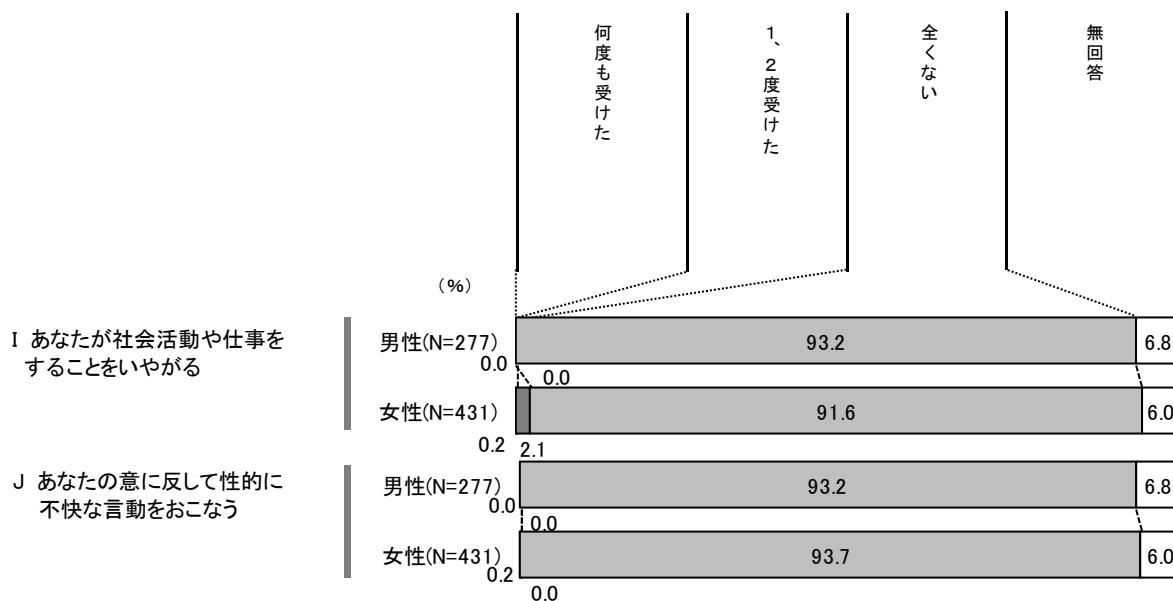
### (1) 子からの暴力等に関する経験

問14 あなたは「あなたの子どもまたは子どもの配偶者（婿・嫁）」から次のような行為を受けたことがありますか。（それぞれ単一回答）

図表5-1 子どもまたは子どもの配偶者からの暴力等を受けた経験(男女別)①



図表 5-2 子どもまたは子どもの配偶者からの暴力等を受けた経験(男女別)②

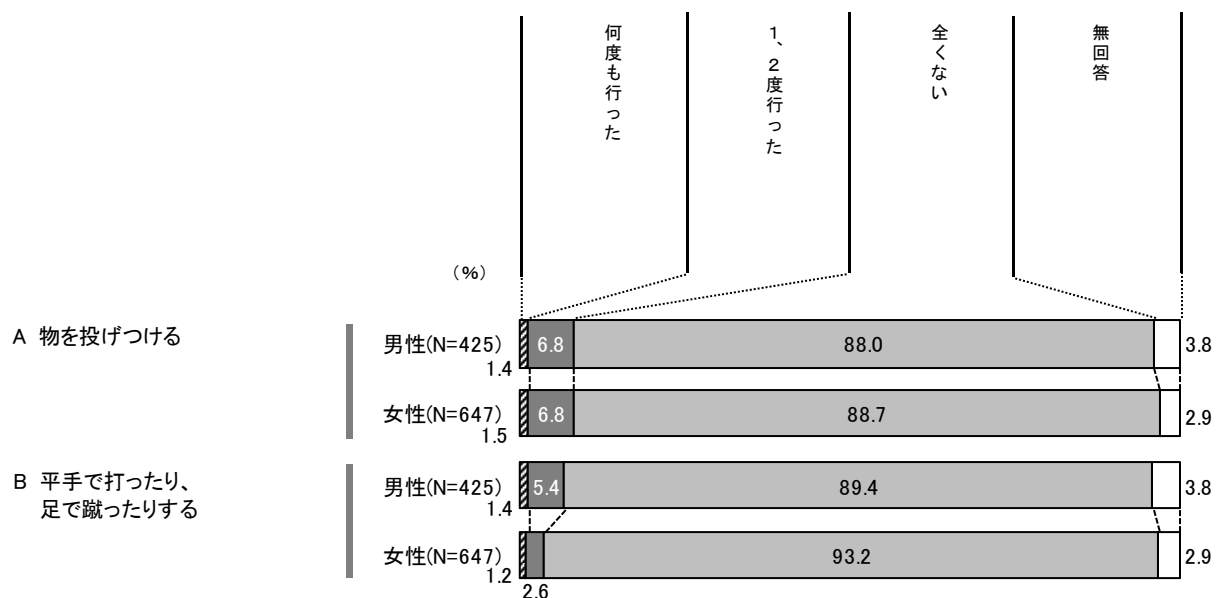


子からの暴力等の被害経験についてたずねたところ、[E あなたを大声でどなる]では女性が1割強、男性が1割弱『受けた』と回答している。

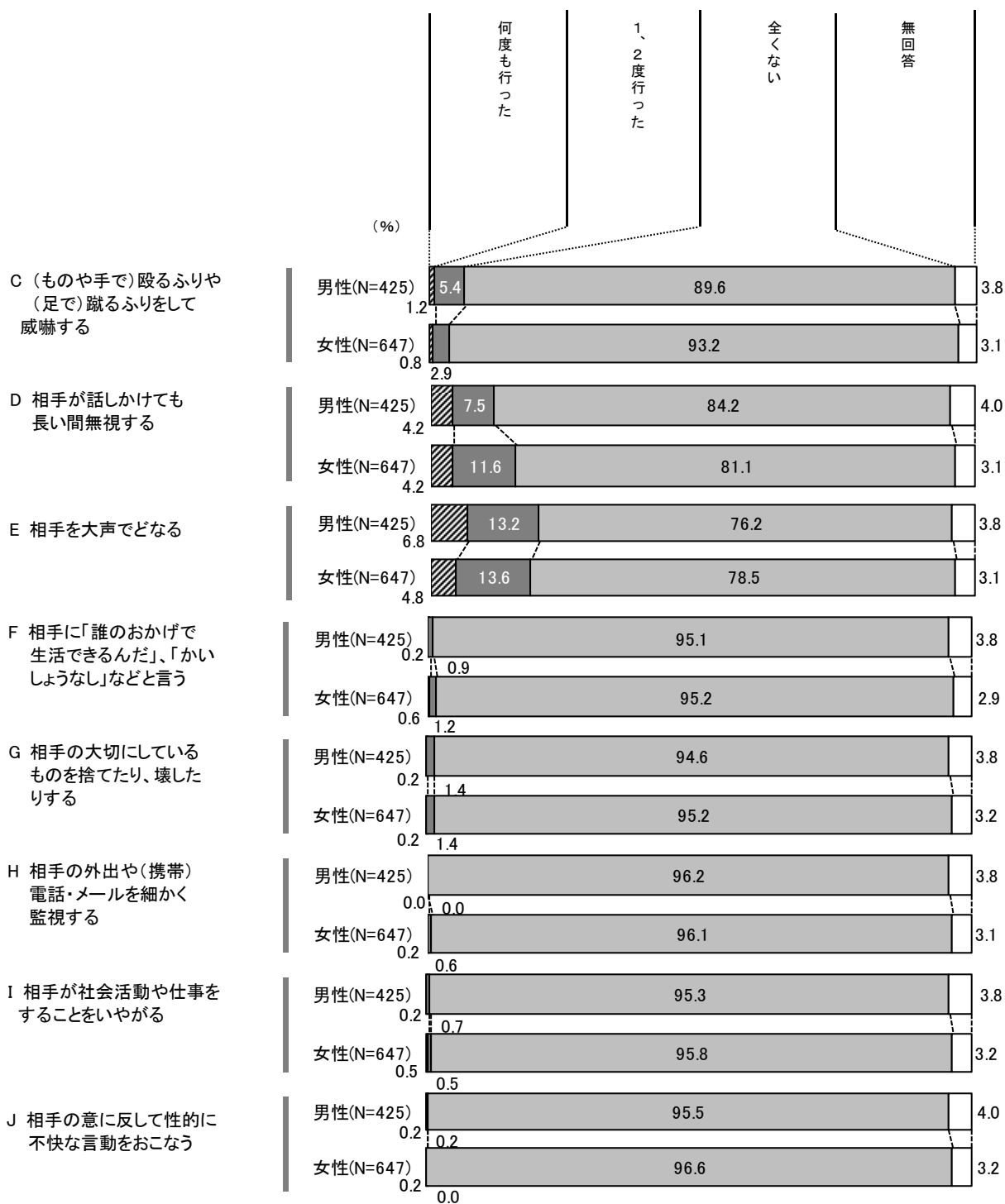
(2) 親への暴力等に関する経験

問 15 あなたは「あなたの親または配偶者の親(舅・姑)」に対し、次のような行為を実際に行ったことがありますか。(それぞれ単一回答)

図表 5-3 親または配偶者の親へ暴力等を行った経験(男女別)①



図表 5-4 親または配偶者の親へ暴力等を行った経験(男女別)②



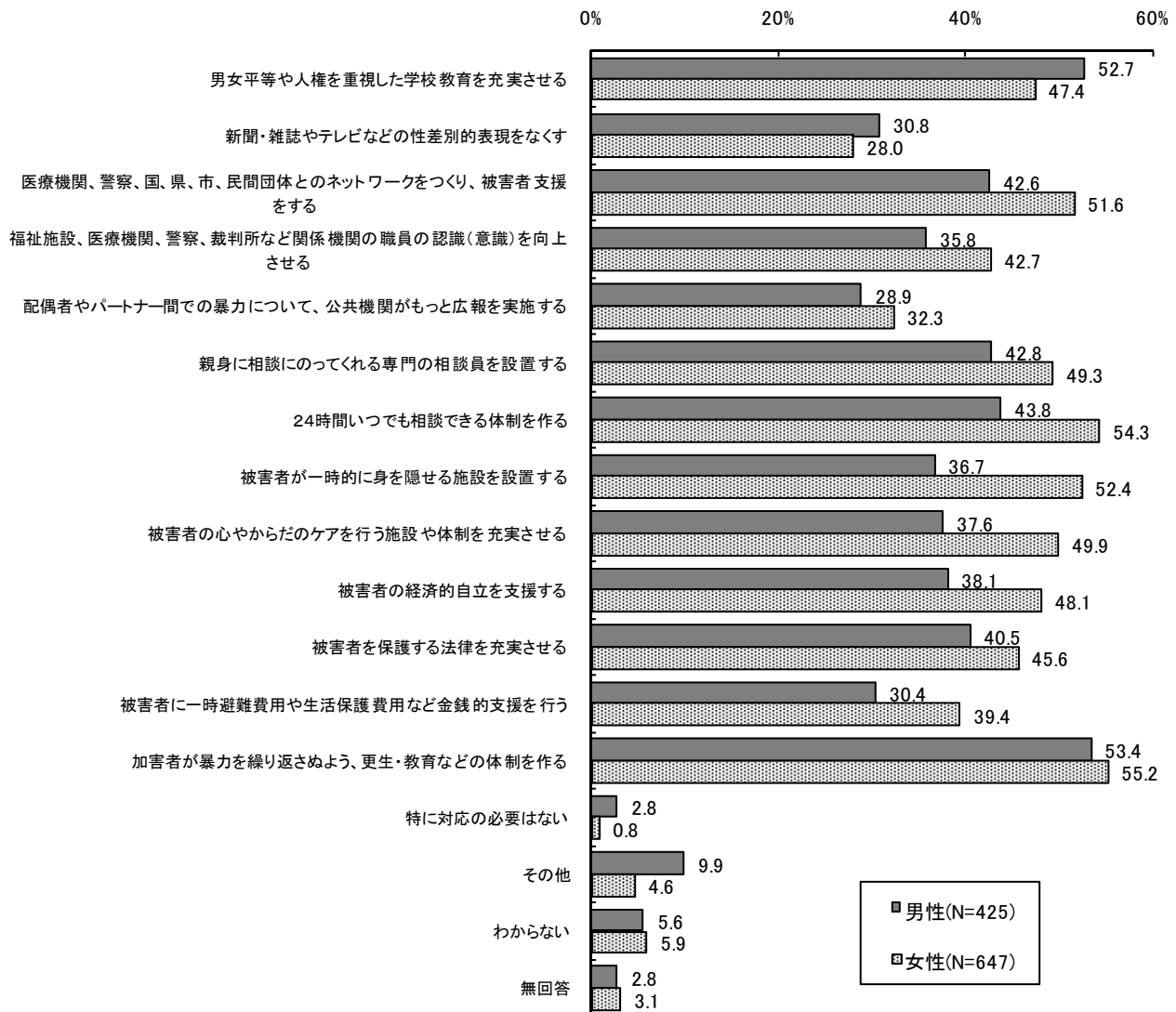
親への暴力等の加害経験については、[E 相手を大声でどなる]を『行った』と回答した人が最も多く、次いで[D 相手が話しかけても長い間無視する]が多い。



## 6. 配偶者やパートナー間での暴力等防止対策について

問16 配偶者やパートナー間での暴力をなくすために、これからどのような対策が必要になると思いますか。(〇は複数回答)

図表 6-1 配偶者やパートナー間での暴力等の防止対策（男女別）



配偶者やパートナー間での暴力等防止対策についてたずねたところ、男女多くが、何らかの対応策が必要と考えていることがわかった。男女とも必要と考えている割合が多いのは「男女平等や人権を重視した学校教育を充実させる」、「加害者が暴力を繰り返さぬよう、更生・教育などの体制を作る」であった。

男女別でみると、「男女平等や人権を重視した学校教育を充実させる」、「新聞・雑誌やテレビなどの性差別的表現をなくす」は男性の割合が多いが、「24時間いつでも相談できる体制を作る」など具体的な被害者支援が含まれている防止対策については、女性の方が必要と考えている割合が多い。

◎「その他の自由意見」より一部抜粋

- 配偶者や子どもへの暴力は、その人の成育状況に大きく関係があると言われていました。子ども時代に男女のパートナーシップ等きちんと教育していくことは、とても大切なことだと感じます。少子化や未婚者の増加などに決して関係がないとは言えないと思います。(女性、40代後半、既婚)
- 暴力というのは、殴ったり、蹴ったり、外傷的な傷だけではありません。言葉による暴力もあります。むしろ、言葉による暴言の方が、目に見えないストレスがかかるという事を広く理解して頂きたいです。(男性、40代前半、既婚)
- 夫婦間での暴力は、殴ったり蹴ったりした時点で、DVにあたると思うが、子どもに対して手をあげた場合は、どこまでがしつけにあたるのかが難しいと思います。子どもが悪いことをして、げんこつを受けるのはやむをえない事だし、そういったことで、正しさを学ぶこともできるのではないかと思います。子どもに手を上げること全てが、暴力にならないのが、難しいところではないでしょうか。(女性、20代前半、未婚)
- 家庭内のことは、外からは見えません。当事者が口を開かなければ、何も進みません。言いたくても公言できない事もあります。私の場合、自分が我慢すればとりあえずは、日常が過ぎていく。しかし、もし、経済的に自立できる立場であれば、行動を起こすこともできるはず。私は、自分を殺し、現実の安定した生活を選びました。(女性、50代前半、死別)
- 離婚する前は、旦那が物にあたったりしていました。暴力として悩んではいませんでしたが、離婚等の相談が出来る所があれば、良かったなあと思います。このアンケートで色々な施設がある事がわかりました。もっと色々な人に認知度が高まってほしいと思います。(女性、30代前半、離別)
- DVは、被害を受けている方が、勇気を持って、誰かに相談しないかぎり、防止しにくいことだと思います。相談しやすい環境を整えたり、支援をしている場所(母子生活支援施設)などの情報を分かりやすく、発信して頂きたいです。(女性、20代後半、未婚)
- 配偶者やパートナーから暴力を受けた時、どうしたらいいのか(相談する所とか)わからない人達が多いと思うのもっと身近になるよう広告やCMなど情報がほしいです。(女性、30代後半、未婚)
- 私は外来看護師をしております。時々、女性の方で夫に殴られたと顔を腫らして来られる患者様がいます。頻度が多い場合は診断書を医師が記載する事もありました。DVを受けている方等に対し、医療分野からも案内できる施設を伝えやすくできれば良いのではないかと医療側はよくわかっていないのでクリニック単位での勉強会などがあればもっと身近に患者様に安心感を与えられると思う。(女性、30代前半、既婚)
- 「暴力」とは、手を出すことだけかなと思っていましたが、言葉や態度なども含まれることがわかった。改めて、家族に優しく接したいと思った！(女性、30代後半、既婚)

- 意見、要望ではないのですが...。今現在、夫からの言葉の暴力が激しいです。身体的なものはほとんどなくなったのですが、顔を合わせ、機嫌が悪いと “死ね”と言われる日々。正直、離婚したくても、怖くて言い出せずにいます。“くそばばあ”、“死ね”は挨拶代わり。子どもにも苛立って、言い負かす姿に耐えられずにいます。...でも、結局は、私が我慢しておとなしくしていれば、子どもたちを静かにさえさせていけばいいんだな...と思う毎日です。どのくらいの時間がかかるかわからないけど、子どものためにも何とかしたいと考えています。(女性、30代前半、既婚)
- 男性にもっと避妊の必要性を知らせて欲しい。女性は力では絶対に男性にはかなわないので女性をもっとかばってくれるような法律を作って欲しい。未婚で子持ちの人が1人でも減るように、責任感を持ってくれる男性が増えるように、避妊についての理解をしてもらえるようにして欲しいです。  
(女性、20代前半、未婚)
- DVや男女間のことで悩んでいる人達同士が集まって、セミナーやお互いのことを話して理解を深め合うような(アメリカのドラッグ更生プログラムのな)場を提供してもらいたい。恋人に受けた暴力等で『自分だけがこんな目に遭っている』という意識が強くなってしまいがちなので、同じようなことで人々に言えない、相談できない人を、救済してほしい。(女性、30代前半、未婚)
- 加害者に対する罰則、教育はもちろん必要だが、被害者への保護、支援はかなりの充実さを希望。ただし、自立を目的とした内容も必要だと思う。また、施設や相談員への援助の求めやすさもあるといいです。(いつでも受け入れてもらえる、もってもらえる安心感等) (女性、30代後半、未婚)
- 配偶者やパートナー等からの暴力はとても悲しい事ですが、私自身、知らない人や知人から2度も性的暴力の被害にあっています。男女平等とはいえ、力で押さえられてしまえば、女性はとても弱いものです。色んな角度から女性を守る態勢ができるといいなと思います。それから、被害に遭ってしまった方たちのアフターケアをしてもらえる場所等をもっと充実させてほしいです。そのようなものがあることを今回のこのアンケートで初めて知ったので、もっと存在をアピールしてもいいんじゃないでしょうか。私は被害後に、宮城県に来たのですが、病院等も、とても少ないと感じました。カウンセラーや良い精神科の先生等にも今もめぐりあえずにいます。不眠やフラッシュバック、摂食障害に今も苦しんでいます。こんな思いをする女性が、もう増えてしまうことがないよう願うばかりです。  
(女性、20代前半、未婚)
- 自営業や家族経営などの場合、DVに加えていわゆるパワーハラスメント的な被害を受けるケースもあるのでは。私自身自営の補助的な立場で仕事しているので多少なりとも、複合的な圧力を感じる事があります。(女性、50代後半、既婚)
- 年配の人だと、配偶者からの暴力行為を『恥ずかしいこと』だと思い、誰にも相談することができないようでした。回りや近所の方々が少しでも気をつけていただければ発見されやすいと思います。施設もどこに相談したらいいかわからないようです。施設や相談窓口がもう少しわかりやすいように又相談しやすいような体制にした方がいいと思います (女性、30代後半、既婚)

- 被害者・加害者とも「それが当たり前」と思っているのに、「当たり前ではない」ということをアピールしていかなければならないと思う。また、「どうせ相談しても…」と思わせないためにも、関係機関の職員の意識向上は必須である。身近なところに助けを求められる環境をつくるべきだと思う。  
(男性、20代前半、未婚)
- 相談する場があることや、気軽に行ける事を知らない為に家で我慢してしまう人が多いと思います。TVやCM、チラシなどを通して一歩ふみ出せる工夫が必要だと思います。(女性、30代前半、既婚)
- パートナーから暴力を受けた本人はもちろんのことですがそのような環境におかれた子どもへの影響は非常に大きいものがあると思います。子どものフォローももっと考えるべきだと思います。何十年もトラウマになる人もいます。(女性、30代後半、未婚)
- 思いがけなくリストラに遭い、うさ晴らしが家庭の中に持ち込まれて苦しい2年間でした。家庭の中が暗くなり、子どもにも悪い影響ばかりです。なかなか相談する事が出来なく辛いものです。世の中には、同じ様な経験をされた人が多くいると思います。オープンにしてしゃべる事が出来ていたら、もっと気持ちの上で、楽だったと思います。人に直接暴力を振るわなくても、家庭の中が暗くなるのは、決して良い事はありません。(特に子どもに見せるのは) (女性、50代前半、既婚)
- 問2でさまざまな法律や施設があることを知ったが、今までほとんど全く知らなかった。知らなければ相談することもできない。誰のための法律、施設なのか？疑問に思った。もっと、すべてのことを同じガイドブックにおさめて、全家庭に配布するなどしてほしい。知られてなければ意味がないのです。(女性、30代後半、既婚)
- 私は前夫からDVを受けていました。初めは暴力後に泣いて謝られ、更生できるものと信じていました。私も若かったので、立ち向かった時期もありますが、やはり男性の力には勝てず、どんどん自分の意見も言わなくなりました。身近な人には相談ではなく、聞いてもらうだけでした。身内に被害が広がるのが考えられたからです。義父・母・姉とも同居でしたが、止めに入ることは1度もありませんでした。そうやって、自分1人で抱え込んでいる方がたくさんいらっしゃると思います。被害者は一番加害者の怖さを知っていますから、現に今もその環境にいる人には、身の隠せる施設があるのは知っていても、見つかった時の恐怖の方が大きいのです。たくさんの支援があるのでしたら、もっとわかりやすく、安全・安心だということを確実にしめしていただきたいです。被害者が行動できる範囲は限られています。インターネットや施設などに自分から行動を起こした時は、もう決めた時ですので、その前に、テレビや新聞・チラシなどで、日常的に目にするものに分かりやすく示して下さい。どうか助けて下さい。宜しくお願いします。(女性、30代前半、離別)
- 私の友人も夫からDVに遭い、離婚した人がいます。その際、女性相談センターや役所の女性相談などで親切に助言され、離婚を決意したそうです。彼女にはちゃんと仕事があり、慰謝料ももらったので、協議はスムーズに進みましたが、中には生活のため別れられない女性や裁判がドロ沼化する夫婦もいると思います。被害者に適切なケアや保証がされることを希望します。(女性、30代後半、未婚)

## IV 資 料



「調査票」(単純集計付き) ※以下、( )の数値は回答構成比(%)を表し、Nは比率算出の基数とする。

## 配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査

はじめに、男女の役割に関する日頃の意識についておたずねします。

問1 次にあげる考え方について、あなたはどのように思いますか。A・Bについて、1から4のうちあなたの考えに最も近い番号1つに○をつけてください。

(それぞれ○は1つ)

N=1,088

		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
A	共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい	1 (5.7)	2 (31.3)	3 (22.5)	4 (39.4)
B	しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえないことである	1 (15.6)	2 (37.5)	3 (25.0)	4 (20.3)

配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律、施設などの認知度についておたずねします。

問2 あなたは次のような法律や仙台市、宮城県、国及び民間団体の施設などを知っていますか。AからLについて、1から3のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。(それぞれ○は1つ) N=1,088

		名称と内容を知っている	名称は知っているが内容は知らない	全く知らない
A	配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律（DV防止法）	1 (35.0)	2 (51.4)	3 (12.3)
B	仙台市男女共同参画推進条例	1 (8.9)	2 (41.5)	3 (48.3)
C	男女共同参画せんだいプラン2004	1 (3.4)	2 (19.6)	3 (75.1)
D	エル・ソーラ仙台	1 (14.6)	2 (42.4)	3 (41.6)
E	仙台市で行っている「女性への暴力電話相談」	1 (20.4)	2 (37.8)	3 (40.4)
F	仙台市の各区役所で行っている子供家庭総合相談	1 (15.1)	2 (35.6)	3 (47.8)
G	宮城県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）	1 (13.8)	2 (33.0)	3 (51.4)
H	宮城県警「性犯罪相談電話」	1 (15.5)	2 (33.9)	3 (49.2)
I	日本司法支援センター（法テラス）	1 (5.9)	2 (17.6)	3 (74.9)
J	仙台法務局「女性の人権ホットライン」	1 (7.6)	2 (30.3)	3 (60.0)
K	ハーティ仙台（仙台女性への暴力防止センター）	1 (3.0)	2 (13.8)	3 (81.4)
L	みやぎ被害者支援センター	1 (7.2)	2 (28.0)	3 (63.2)



**配偶者やパートナー間での暴力等に関する意識についておたずねします。**

問3 次のようなことが「配偶者やパートナー」間で行われた場合について、どう思いますか。配偶者やパートナーがいない場合は、いると仮定してお答えください。AからNのそれぞれについて、あなたの考えに最も近い番号に○をつけてください。(それぞれ○は1つ) N=1,088

※配偶者やパートナーとは「夫、妻、前夫、前妻、同棲相手、恋人、元恋人」など、一定期間親密な関係のある(あった)相手をさします。

※配偶者とは、婚姻届を出していない事実婚や別居中の場合も含まれます。

		あ た ら ん と 思 う	ど ん な 場 合 で も 暴 力 に あ た ら ん と 思 う	で な い 場 合 も あ る と 思 う	暴 力 に あ た ら ん と 思 わ ない
A	物を投げつける	1 (66.1)	2 (32.2)	3 (1.1)	
B	平手で打ったり、足で蹴ったりする	1 (87.9)	2 (10.8)	3 (0.8)	
C	(ものや手で)殴るふりや(足で)蹴るふりをして威嚇する	1 (53.5)	2 (39.7)	3 (5.8)	
D	相手が話しかけても長い間無視する	1 (28.0)	2 (52.3)	3 (18.8)	
E	相手を大声でどなる	1 (42.3)	2 (49.6)	3 (7.6)	
F	相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う	1 (58.8)	2 (33.0)	3 (7.4)	
G	相手の大切にしているものを捨てたり、壊したりする	1 (69.3)	2 (25.5)	3 (4.5)	
H	相手の外出や(携帯)電話・メールを細かく監視する	1 (49.3)	2 (37.1)	3 (12.2)	
I	相手が社会活動や仕事をするのをいやがる	1 (23.0)	2 (45.6)	3 (29.7)	
J	必要な生活費を勝手に使う	1 (51.0)	2 (32.1)	3 (15.4)	
K	必要な生活費を相手に渡さない	1 (63.5)	2 (22.7)	3 (12.0)	
L	相手の意に反して性行為を強要する	1 (71.7)	2 (23.2)	3 (3.6)	
M	相手が見たくないのに、ポルノ(アダルト)雑誌・ビデオを見せる	1 (67.3)	2 (22.6)	3 (8.5)	
N	避妊に協力しない	1 (63.8)	2 (26.2)	3 (8.2)	

配偶者やパートナー間での暴力等の行為を受けた経験などについておたずねします。

問4 あなたには「配偶者やパートナー」がいますか(いましたか)。(○は1つ)N=1,088

(88.7) 1. いる(いた) (11.3) 2. いなかった → 11ページ問13へ

(問4で「1. いる(いた)」と答えた方のみ)

問5 あなたは「配偶者やパートナー」から次のような行為を受けたことがありますか。AからNのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。(それぞれ○は1つ) N=966

		何 度 も 受 け た	1、 2 度 受 け た	全 く な い
A	物を投げつける	1 ( 5.6)	2 (16.0)	3 (77.3)
B	平手で打ったり、足で蹴 <sup>け</sup> ったりする	1 ( 4.0)	2 (16.5)	3 (78.5)
C	(ものや手で) 殴 <sup>なぐ</sup> るふりや(足で) 蹴 <sup>け</sup> るふりをして威嚇 <sup>いかく</sup> する	1 ( 5.4)	2 (17.4)	3 (76.1)
D	あなたが話しかけても長い間無視する	1 ( 9.6)	2 (24.6)	3 (64.7)
E	あなたを大声でどなる	1 (14.7)	2 (28.1)	3 (56.1)
F	あなたに「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う	1 ( 5.3)	2 (10.1)	3 (83.5)
G	あなたの大切にしているものを捨てたり、壊 <sup>こわ</sup> したりする	1 ( 3.0)	2 ( 8.1)	3 (87.9)
H	あなたの外出や(携帯)電話・メールを細かく監視 <sup>かんし</sup> する	1 ( 4.1)	2 ( 9.5)	3 (85.2)
I	あなたが社会活動や仕事をすることをいやがる	1 ( 2.7)	2 (11.3)	3 (84.6)
J	必要な生活費を勝手に使ってしまう	1 ( 3.4)	2 ( 6.3)	3 (88.8)
K	あなたに必要な生活費を渡さない	1 ( 2.8)	2 ( 3.4)	3 (92.3)
L	あなたの意に反して性行為を強要する	1 ( 4.5)	2 (12.7)	3 (81.1)
M	あなたが見たくないのに、ポルノ(アダルト)雑誌・ビデオを見せる	1 ( 1.0)	2 ( 3.7)	3 (93.6)
N	避妊に協力しない	1 ( 2.4)	2 ( 7.6)	3 (87.8)

《問5で1つでも行為を受けたと答えた方は、以下、問6～11にお進みください。  
 全ての項目で、『全くない』と答えた方は、10ページの問12にお進みください。》

問6 あなたが、問5における行為で、最初に受けたのは、どの行為ですか。

問5（前ページ）のAからNより記号を1つ選び、下枠にご記入ください。N=591

A( 8.1), B( 6.6), C( 3.9), D(23.4), E(31.1), F( 3.4), G( 1.9),  
 H( 4.7), I( 3.6), J( 2.0), K( 1.7), L( 5.2), M( 0.5), N( 3.2),  
 無回答( 0.4)

問6-1 あなたが、問6で記入した行為を受けたのは、いつですか。(○は1つ)

N=587

- (26.0) 1. 交際中 (1.9) 2. 婚約してから (55.3) 3. 結婚(同居)してから  
 (0.7) 4. 出産直後 (5.4) 5. 育児中 (0.8) 6. 離婚前後  
 (1.9) 7. その他(具体的に ) (8.0) 無回答

問7 あなたがこれまで問5における行為を受けて、あなた自身の生活や心に与えた影響はあります(ありました)か。(○は1つ) N=591

- (44.2) 1. ある(あった) (49.3) 2. ない(なかった) (6.4) 無回答

→ 7ページ問8へ

(問7で「1. ある(あった)」と答えた方のみ)

問7-1 その具体的な影響は何ですか。(○はいくつでも) N=261

- (47.1) 1. おどおどして相手の顔色をうかがうようになった  
 (27.4) 2. 会話ができなくなった  
 (2.3) 3. また暴力を振られると思うと安心して生活することができなくなった  
 (9.9) 4. 恥ずかしくてかくそうと思った  
 (24.0) 5. 無気力になり、何もする気がなくなった  
 (21.7) 6. 悪いことがおきる原因は、全て自分にあると考えるようになった  
 (8.3) 7. 子どもへの態度や接し方が以前と変わってしまった  
 (7.2) 8. 職場に行きづらくなったり、休みがちになった  
 (9.1) 9. 周囲の人間を信じられなくなり、人間不信になってしまった  
 (10.6) 10. うつ病やケガなど心身の不調をきたして、病院に通った

( 診療科を具体的に )

- (37.6) 11. 自分がしっかりしなければ、などと気持ちを奮い立たせるようになった  
 (22.1) 12. その他(具体的に ) (0.8) 無回答

問8 あなたは、問5における行為を受け、どうしましたか。(〇はいくつでも) N=591

- (17.3) 1. 身近な人(父・母・きょうだい・友人など)に相談した
- (4.6) 2. (公的機関など)何らかの相談機関に相談した
- (30.8) 3. 相手と話し合った
- (1.4) 4. 仕事を変えたり、転居して相手から身をかくした
- (7.4) 5. 離婚や別居(相手と別れること)をした
- (3.2) 6. その他(具体的に )
- (49.4) 7. 特に何もしていない(しなかった)
- (8.0) 無回答

(問8で「2.(公的機関など)何らかの相談機関に相談した」と答えた方のみ)

問8-1 どこに相談しましたか。(〇はいくつでも) N=27

- (37.0) 1. 市や県などの公的な相談窓口
- (18.5) 2. 弁護士会やNPOなどの民間の相談窓口
- (33.3) 3. 病院などの医療機関
- (22.2) 4. 警察
- (22.2) 5. 裁判所
- (7.4) 6. その他(具体的に )

問9 あなたは、問5における行為を受けた時、どのような支援があればよいと思  
いましたか。(〇はいくつでも) N=591

- (24.5) 1. 身近な人からの助言、援助
- (17.3) 2. 同じような経験をした人からの助言
- (6.9) 3. 法律や医療等の専門家からの助言
- (14.9) 4. いつでも相談にのってくれる窓口
- (5.2) 5. 一時的に身を隠せる安全な場所
- (8.3) 6. 金銭的な援助
- (4.6) 7. 就職のための就労訓練
- (3.2) 8. 子どもの転校や保育所の入所に関する支援
- (1.9) 9. その他(具体的に )
- (52.6) 10. 特に助けは必要と思わなかった
- (10.3) 無回答

「問10と問11は、問5で1つでも行為を受けたと答えた方のみお答えください。  
全ての項目で、『全くない』と答えた方は、10ページ問12にお進みください。」

問10 あなたは、問5における行為を受けてから、これまでに、次のような支援を利用したことがありますか。(○はいくつでも) N=591

- (0.5) 1. 自助グループ、サポートグループなどでの精神的な支援や情報交換
- (0.7) 2. 配偶者暴力支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言
- (1.9) 3. 心理カウンセラー等によるカウンセリング
- (0.3) 4. 公的施設(母子生活支援施設など)への入所
- (0.0) 5. 公的または民間賃貸住宅に入居またはあっせん・紹介
- (0.5) 6. パソコン操作などの職業訓練
- (2.9) 7. ハローワーク等での職業紹介や相談
- (0.5) 8. 当座の生活資金(引越費用など)の貸付
- (1.9) 9. 生活保護または児童扶養手当の受給
- (1.0) 10. 国民健康保険等への新たな加入
- (0.0) 11. 住民基本台帳の閲覧等の制限
- (0.8) 12. 子どもの転校や保育所への入所に関する支援
- (0.0) 13. 児童相談所等で子どもへのカウンセリング
- (0.3) 14. その他

具体的に

(81.9) 15. 利用したことはない

(11.0) 無回答

(問10で「15. 利用したことはない」と答えた方のみ)

問10-1 利用しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも) N=483

- (0.6) 1. 利用を申し込んだが、実現しなかった
- (5.0) 2. 利用する必要があったが、利用しなかった
- (83.9) 3. 利用する必要はなかった
- (3.1) 4. 利用できるものがなかった
- (10.1) 5. 利用できる支援のことを知らなかった
- (0.5) 6. その他(具体的に )
- (1.2) 無回答

◀問5の行為を受けたことがあると答えた方で、子どもがいる方は、以下、問11にお答えください。それ以外の方は、10ページ問12にお進みください。▶

問11 あなたが問5における行為を受けた時、18歳未満のお子さんはその場にいたことがありますか。(○は1つ) N=456

(42.1) 1. いたことがある (44.1) 2. いたことはない → 10ページ問12へ  
(13.8) 無回答

(問11で「1. いたことがある」と答えた方のみ)

問11-1 その時お子さんはあなたと同じような行為を受けたことがありますか。(○は1つ) N=192

(35.4) 1. 受けたことがある (64.1) 2. 受けたことはない  
(0.5) 無回答

問11-2 その時、お子さんがその場にいたことや同じような行為を受けたことで、お子さん自身に影響を与えたと思いますか。(○は1つ) N=192

(55.7) 1. 影響を与えたと思う (37.0) 2. 影響を与えなかったと思う  
(7.3) 無回答 → 10ページ問12へ

(問11-2で「1. 影響を与えたと思う」と答えた方のみ)

問11-3 その具体的な影響は何ですか。(○はいくつでも) N=107

(3.7) 1. ケガをした

(9.3) 2. おもらし、チックなどが多く見られるようになった

[ \*チックとは無意識な、突発的・急速・反復性などのある運動または発声をいう。  
例えば、まばたき・舌つづみ・うなずき・拍手などをくりかえすこと。 ]

(5.6) 3. 例えば壁に頭をぶつけるなどの奇妙な行動をするようになった

(12.1) 4. 暴力をふるう親をこわがるようになった

(62.5) 5. 親(大人)の顔をうかがうようになった

(3.7) 6. 身体的症状(発育不良など)がみられる

(13.1) 7. 無気力・無感動になった

(8.4) 8. いらいらして落ち着きがなくなった

(7.5) 9. 一人でぼつんとしていることが多くなった

(2.8) 10. 友だちからいじめられるようになった

(3.7) 11. 友だちをいじめたり、暴力をふるうようになった

(4.7) 12. 不登校になった

(3.7) 13. 生活習慣の乱れ(酒、たばこなど)がみられるようになった

(1.9) 14. 暴力をふるわれ続ける親を憎むようになった

(27.1) 15. その他(具体的に ) (2.8) 無回答

配偶者やパートナー間での暴力等の行為を行った経験についておたずねします。

問 1 2 あなたは「配偶者やパートナー」に対し、次のような行為を実際に行ったことがありますか。AからNのそれぞれについて、1から3のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。(それぞれ○は1つ) N=966

		何 度 も 行 っ た	1、 2 度 行 っ た	全 く な い
A	物を投げつける	1 ( 1.9)	2 (16.8)	3 (77.0)
B	平手で打ったり、足で蹴 <sup>け</sup> ったりする	1 ( 2.1)	2 (12.9)	3 (80.6)
C	(ものや手で) 殴 <sup>なぐ</sup> るふりや (足で) 蹴 <sup>け</sup> るふりをして威嚇 <sup>いかく</sup> する	1 ( 2.1)	2 (13.4)	3 (79.4)
D	相手が話しかけても長い間無視する	1 ( 6.6)	2 (27.8)	3 (61.3)
E	相手を大声でどなる	1 ( 8.6)	2 (27.6)	3 (59.7)
F	相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしようなし」などと言う	1 ( 1.8)	2 ( 5.9)	3 (88.4)
G	相手の大切にしているものを捨てたり、壊 <sup>こわ</sup> したりする	1 ( 0.7)	2 ( 3.7)	3 (91.5)
H	相手の外出や (携帯) 電話・メールを細かく監視 <sup>かんし</sup> する	1 ( 1.3)	2 ( 7.4)	3 (87.1)
I	相手が社会活動や仕事をすることをいやがる	1 ( 0.3)	2 ( 2.5)	3 (93.1)
J	必要な生活費を勝手に使う	1 ( 0.9)	2 ( 4.1)	3 (90.8)
K	相手に必要な生活費を渡さない	1 ( 0.3)	2 ( 1.2)	3 (94.1)
L	相手の意に反して性行為を強要する	1 ( 1.2)	2 ( 4.4)	3 (90.1)
M	相手が見たくないのに、ポルノ (アダルト) 雑誌・ビデオを見せる	1 ( 0.3)	2 ( 1.7)	3 (93.7)
N	避妊に協力しない	1 ( 0.6)	2 ( 2.3)	3 (92.3)

《 全ての方にお伺いします 》

子どもの頃の暴力等に関する経験などについておたずねします。

問13 子どもを振り返って、次のような経験がありましたか。AからFについて、あてはまる番号に○をつけてください。

(それぞれ○は1つ) N=1,088

		何度もあった	1、2度あった	全くない
A	親（養父母も含む。以下同じ）からどなられた	1 (35.6)	2 (31.5)	3 (30.2)
B	親から殴 <sup>なぐ</sup> られたり、蹴 <sup>け</sup> られたりした	1 (15.1)	2 (25.3)	3 (56.9)
C	親が食事の世話などをしてくれなかった	1 (1.7)	2 (3.0)	3 (92.3)
D	親が自分を長い間、無視した	1 (2.3)	2 (4.2)	3 (90.6)
E	親から性的な行為をされた	1 (0.1)	2 (0.5)	3 (96.6)
F	親が配偶者やパートナーから殴 <sup>なぐ</sup> られたり、蹴 <sup>け</sup> られたりしたのを見た	1 (8.2)	2 (13.4)	3 (75.3)

(問13のAからFのうちで1つでも、「1. 何度もあった」「2. 1、2度あった」と答えた方のみ)

問13-1 それらの経験があったのはいつですか。AからFについて、あてはまる番号に○をつけてください。

(それぞれ○はいくつでも)

		小学校入学前	小学生のとき	中学生のとき	19歳まで 中学卒業から
A	親（養父母も含む。以下同じ）からどなられた <b>N=730</b>	1 (26.7)	2 (72.1)	3 (34.9)	4 (22.5)
B	親から殴 <sup>なぐ</sup> られたり、蹴 <sup>け</sup> られたりした <b>N=439</b>	1 (26.4)	2 (73.6)	3 (23.7)	4 (11.6)
C	親が食事の世話などをしてくれなかった <b>N= 51</b>	1 (17.6)	2 (51.0)	3 (29.4)	4 (27.5)
D	親が自分を長い間、無視した <b>N= 71</b>	1 (22.5)	2 (49.3)	3 (36.6)	4 (35.2)
E	親から性的な行為をされた <b>N= 6</b>	1 (0.0)	2 (66.7)	3 (50.0)	4 (16.7)
F	親が配偶者やパートナーから殴 <sup>なぐ</sup> られたり、蹴 <sup>け</sup> られたりしたのを見た <b>N=235</b>	1 (31.1)	2 (64.3)	3 (33.2)	4 (23.0)



《子どもがいる方は、問14にお答えください。

それ以外の方は、13ページ問15にお進みください。》

問14 あなたは「あなたの子どもまたは子どもの配偶者（婿・嫁）」から次のような行為を受けたことがありますか。AからJについて、あてはまる番号に○をつけてください。（それぞれ○は1つ）N=718

		何度も受けた	1、2度受けた	全くない
A	物を投げつける	1 ( 1.5)	2 ( 5.7)	3 (86.5)
B	平手で打ったり、足で蹴ったりする	1 ( 1.1)	2 ( 4.5)	3 (88.0)
C	(ものや手で)殴るふりや(足で)蹴るふりをして威嚇する	1 ( 1.4)	2 ( 4.0)	3 (88.0)
D	あなたが話しかけても長い間無視する	1 ( 2.8)	2 ( 5.2)	3 (85.8)
E	あなたを大声でどなる	1 ( 2.9)	2 ( 7.8)	3 (82.7)
F	あなたに「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う	1 ( 0.1)	2 ( 0.7)	3 (92.6)
G	あなたの大切にしているものを捨てたり、壊したりする	1 ( 0.1)	2 ( 1.1)	3 (92.2)
H	あなたの外出や(携帯)電話・メールを細かく監視する	1 ( 0.0)	2 ( 0.1)	3 (93.3)
I	あなたが社会活動や仕事をすることをいやがる	1 ( 0.1)	2 ( 1.3)	3 (92.1)
J	あなたの意に反して性的に不快な言動をおこなう	1 ( 0.1)	2 ( 0.0)	3 (99.9)

《全ての方にお伺いします》

問15 あなたは「あなたの親または配偶者の親（<sup>しゅうと</sup>舅・<sup>しゅうとめ</sup>姑）」に対し、次のような行為を実際に行ったことがありますか。AからJについて、あてはまる番号に○をつけてください。（それぞれ○は1つ） N=1,088

		何 度 も 行 っ た	1、 2 度 行 っ た	全 く な い
A	物を投げつける	1 ( 1.5)	2 ( 7.1)	3 (91.3)
B	平手で打ったり、足で蹴 <sup>け</sup> ったりする	1 ( 1.3)	2 ( 4.0)	3 (94.7)
C	(ものや手で) 殴 <sup>なぐ</sup> るふりや(足で) 蹴 <sup>け</sup> るふりをして威嚇 <sup>いかく</sup> する	1 ( 1.0)	2 ( 4.0)	3 (94.9)
D	相手が話しかけても長い間無視する	1 ( 4.3)	2 (10.4)	3 (85.3)
E	相手を大声でどなる	1 ( 5.8)	2 (14.0)	3 (80.2)
F	相手に「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う	1 ( 0.5)	2 ( 1.2)	3 (98.3)
G	相手の大切にしているものを捨てたり、壊 <sup>こわ</sup> したりする	1 ( 0.2)	2 ( 1.4)	3 (99.5)
H	相手の外出や(携帯)電話・メールを細かく監視 <sup>かんし</sup> する	1 ( 0.1)	2 ( 0.4)	3 (99.5)
I	相手が社会活動や仕事をすることをいやがる	1 ( 0.4)	2 ( 0.6)	3 (99.0)
J	相手の意に反して性的に不快な言動をおこなう	1 ( 0.2)	2 ( 0.1)	3 (99.7)

今後の配偶者やパートナー間での暴力等の防止対策についておたずねします。

問 1 6 配偶者やパートナー間での暴力をなくすために、これからどのような対策が必要になると思いますか。(○はいくつでも) N=1,088

- (51.0) 1. 男女平等や人権を重視した学校教育を充実させる
- (30.0) 2. 新聞・雑誌やテレビなどの性差別的表現をなくす
- (49.5) 3. 医療機関、警察、国、県、市、民間団体とのネットワークをつくり、被害者支援をする
- (41.1) 4. 福祉施設、医療機関、警察、裁判所など関係機関の職員の認識(意識)を向上させる
- (31.9) 5. 配偶者やパートナー間での暴力について、公共機関がもっと広報を実施する
- (48.1) 6. 親身に相談にのってくれる専門の相談員を設置する
- (51.6) 7. 24時間いつでも相談できる体制を作る
- (47.6) 8. 被害者が一時的に身を隠せる施設を設置する
- (46.4) 9. 被害者の心やからだのケアを行う施設や体制を充実させる
- (45.4) 10. 被害者の経済的自立を支援する
- (44.9) 11. 被害者を保護する法律を充実させる
- (36.9) 12. 被害者に一時避難費用や生活保護費用など金銭的支援を行う
- (47.0) 13. 加害者が暴力を繰り返さぬよう、更生・教育などの体制を作る
- (56.1) 14. 加害者に対する厳しい罰則を作る
- (1.6) 15. 特に対応の必要はない
- (6.9) 16. その他(具体的に )
- (6.1) 17. わからない
- (4.3) 無回答

最後に、この調査を統計的に処理するため、あなたご自身のことについておたずねします。

F 1 あなたの性別はどちらですか。(○は1つ) N=1,088

- (39.1) 1. 男性
- (59.5) 2. 女性
- (1.5) 無回答

F 2 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ) N=1,088

- (8.1) 1. 20~24歳
- (8.2) 5. 40~44歳
- (7.7) 9. 60~64歳
- (11.9) 2. 25~29歳
- (7.3) 6. 45~49歳
- (6.8) 10. 65~69歳
- (10.1) 3. 30~34歳
- (10.1) 7. 50~54歳
- (7.5) 11. 70歳以上
- (10.2) 4. 35~39歳
- (10.9) 8. 55~59歳
- (1.2) 無回答

F 3 あなたの現在の職業は、次のどれですか。(○は1つ) N=1,088

- (39.2) 1. 勤め人 (常勤)
- (15.7) 2. 勤め人 (非常勤・パートタイム・アルバイトなど)
- (7.9) 3. 自営業 (事業の経営者・家業の手伝い・内職など)
- (3.1) 4. 学生
- (31.8) 5. 無職
- (0.2) 6. その他の仕事 (具体的に ) (2.0) 無回答

F 4 あなたの最近1年間の年収(税込)は、次のどれですか。(○は1つ) N=1,088

- (14.9) 1. 0円
- (17.2) 2. 100万未満
- (17.8) 3. 100～200万未満
- (30.1) 4. 200～500万未満
- (10.1) 5. 500～800万未満
- (3.2) 6. 800～1,000万未満
- (2.4) 7. 1,000万以上
- (4.2) 無回答

F 5 あなたは、ご結婚されていますか(事実婚を含む)。(○は1つ) N=1,088

- (66.6) 1. 既婚(有配偶)
- (8.4) 2. 既婚(離別または死別)
- (24.0) 3. 未婚
- (1.0) 無回答

F 6 あなたは、お子さんがいますか。同居・別居も含めてお答えください。

(○は1つ) N=1,088

- (65.8) 1. 子どもがいる
- (33.9) 2. 子どもはいない → F7へ
- (0.3) 無回答

(F6で「1. 子どもがいる」と答えた方のみ)

F 6-1 一番下のお子さん(ひとりっ子も含む)は、次のどれにあたりますか。

(○は1つ) N=717

- (5.4) 1. 乳児(1歳未満)
- (15.1) 2. 幼児(1歳以上小学校就学前まで)
- (12.1) 3. 小学生
- (4.7) 4. 中学生
- (14.2) 5. 高校、大学、大学院生  
(高専、短大、専門学校を含む)
- (43.9) 6. 学校は卒業した(中退も含む)
- (4.5) 無回答

F 7 現在お住まいの場所での、ご家族の構成は次のどれにあたりますか。

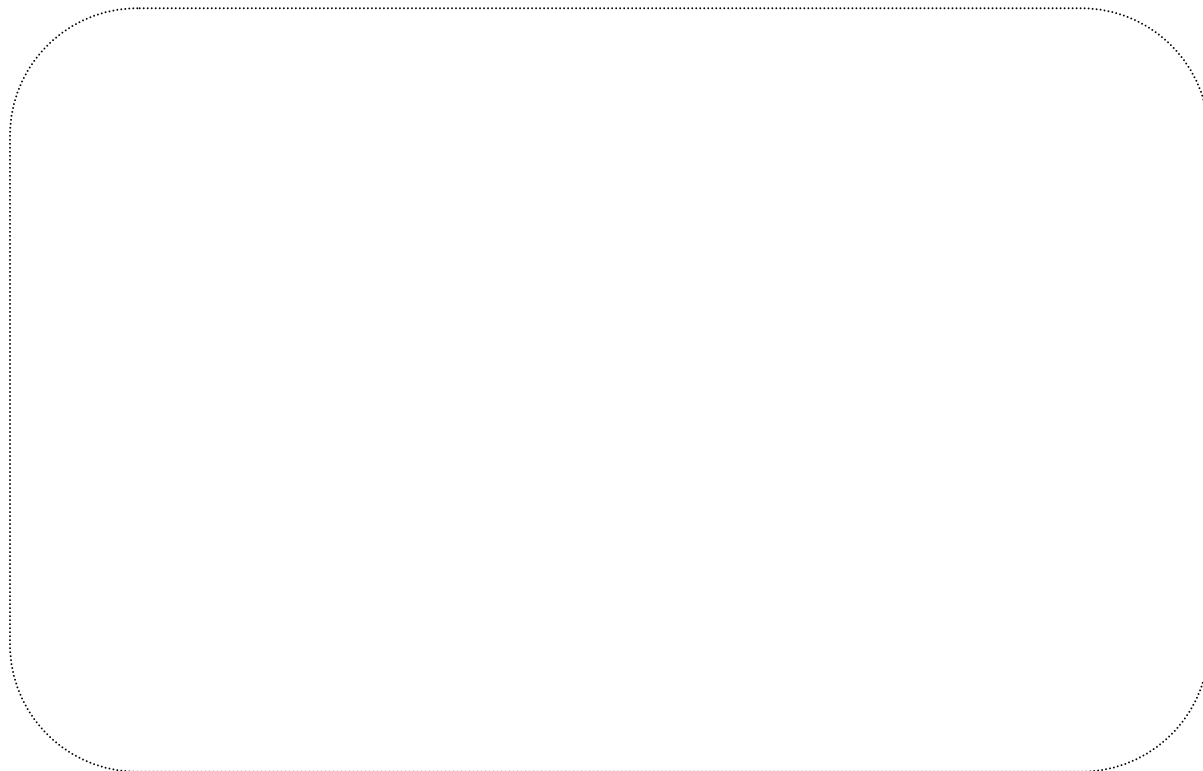
(○は1つ) N=1,088

- (15.3) 1. ひとり暮らし
- (23.4) 2. 夫婦ふたり暮らし(一世代世帯)
- (49.1) 3. 親と子ども(二世代世帯)
- (7.4) 4. 親と子どもと孫(三世代世帯)
- (2.6) 5. その他(具体的に )
- (2.3) 無回答

F 8 あなたのお住まいの区はどちらですか。(○は1つ) N=1,088

- |                |               |                  |
|----------------|---------------|------------------|
| (29.4) 1. 青葉区  | (12.0) 3. 若林区 | (20.7) 5. 泉 区    |
| (16.7) 2. 宮城野区 | (19.7) 4. 太白区 | ( 1.5) 6. その他の地区 |
| ( 2.3) 無回答     |               |                  |

\* 配偶者やパートナーからの暴力や暴力被害の防止、その他男女共同参画に関して、ご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください \*



お忙しい中調査にご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて

平成20年6月30日(月)までにご投函ください。

なお調査票や返信用封筒に住所、氏名をお書きになる必要はありません。



## 第Ⅱ部

### 個別面接調査





# 目 次

I 調査の概要	97
1. 調査の目的	97
2. 調査の項目	97
3. 調査の設計	97
4. 本資料を読む際の注意	98
II 調査結果の詳細	99
1. 回答者の属性	99
2. 暴力を振るう相手の属性	100
3. 受けた暴力の具体的な内容	101
A. 精神的暴力	101
B. 身体的暴力	102
C. 経済的暴力	102
D. 性的暴力	103
4. 最初に受けた暴力	104
5. 暴力の頻度と受けてきた期間	105
6. 暴力から逃げられない（なかった）理由	105
7. DV と医療	106
8. DV と警察	107
9. 暴力が生活や心に与えた影響	109
10. 被害時の子どもの存在、子どもへの暴力の有無	109
11. 暴力から逃れたいと考えてから、最初の援助を求めるまでの期間	110
12. 今まで利用した支援等 ～利用した場所・どう感じたか	111
13. 回答者は今後どうしたいと思っているか	113
14. 自立にあたって困難を感じていること	114
15. 今不安を感じていること	115
16. 今後の生活に関する支援の要望	117
III 資料	121
使用した面接カード	123



# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

第 I 部では、配偶者やパートナー間での暴力の意識や実態などを包括的に調査するため市民 3,000 人を対象にアンケート調査を行ってきた。これに加えて、より詳細な現状と支援のニーズの把握のため、実際に暴力を受けた被害経験を有する女性に個別面接を実施した。どのような暴力がどのような状況で行われたのか、またその後の相談経路、被害者にとって必要な支援などを明らかにし、暴力の防止及び被害者の保護に関する今後の施策作りのための基礎資料とすることを目的とする。

## 2. 調査の項目

- (1) 回答者の属性
- (2) 暴力を振るう相手の属性
- (3) 暴力の具体的な内容
- (4) 最初に受けた暴力
- (5) 暴力の頻度と受けてきた期間
- (6) 暴力から逃げられない（なかった）理由
- (7) DV と医療
- (8) DV と警察
- (9) 暴力が生活や心に与えた影響
- (10) 被害時の子どもの存在、子どもへの暴力の有無
- (11) 暴力から逃れたいと考えてから、最初の援助を求めるまでの期間
- (12) 今まで利用した支援等 ～利用した場所・どう感じたか
- (13) 回答者は今後どうしたいと思っているか
- (14) 自立にあたって困難を感じていること
- (15) 今不安を感じていること
- (16) 今後の生活に関する支援の要望

## 3. 調査の設計

- (1) 調査対象 : 仙台市に居住しているか、仙台市の民間支援団体で支援を受けている配偶者やパートナーから暴力を受けた経験のある女性
- (2) 標本数 : 10 名
- (3) 調査方法 : 個別面接聴取法
- (4) 調査期間 : 平成 20 年 10 月～11 月
- (5) 調査実施主体 : 財団法人 せんだい男女共同参画財団
- (6) 調査協力 : 仙台女性への暴力防止センター・ハーティ仙台

#### 4. 本資料を読む際の注意

- (1) 調査の回答者は、民間支援団体の依頼に応じ、調査協力を申し出てきた被害経験者であり、仙台市全域の配偶者等暴力被害者の傾向を反映しているとは必ずしも言い切れない。
- (2) インタビューは協力者に同意を得た上で、協力者の安全を確保して行われ、プライバシー保護の観点から、個人や場所が特定できないように修正を加えている。

## Ⅱ 調査結果の詳細

### 1. 回答者の属性

#### (1) 年代

回答者の年代	人数(人)
20代	1
30代	3
40代	4
50代	2
60代	0
合計	10

#### (2) 住所

##### ①現在の住所

住まい	人数(人)
市内	9
県内	1
県外	0
合計	10

##### ②現住所は、住民票と同じか

	人数(人)
同じ	7
違う	2
無回答	1
合計	10

#### (3) 回答者の子ども

##### ①子どもの有無

	人数(人)
いない	3
いる	7
合計	10

##### ②子どもの数と年齢

年代	人数(人)
3～6歳(幼児)	2
7～12歳(小学生)	4
13～15歳(中学生)	1
16～18歳(高校生)	1
19～22歳	1
23歳以上	4
合計	13

#### (4) 回答者の仕事・年収

##### ①仕事

	人数(人)
専業主婦	1
パート勤務(生活保護受給中)	1
フルタイム勤務	2
自営業	1
無職	4
その他	1
合計	10

##### ②年収

年代	人数(人)
年収なし	2
103万円まで	2
150万円まで	3
250万円まで	1
250万円以上	1
不明	1
合計	10

## 2. 暴力を振るう相手の属性

### (1) 相手との関係

	人数(人)
夫	6
元夫	4
恋人	0
元恋人	0
合計	10

### (2) 現在の同居／別居の区別

#### ①同居／別居

	人数(人)
同居	1
別居	9
合計	10

#### ②「別居中」の内訳

	人数(人)
婚姻中だが別居	5
既に離婚した	4
合計	9

#### ③別居の期間

	人数(人)
1 か月半	1
2～4 か月	2
1 年半	1
3 年以上	2
不明	3
合計	9

### (3) 相手の仕事・年収

#### ①仕事

	人数(人)
会社員(農業兼業)	1
公務員	1
自営業	3
会社役員	2
無職	3
合計	10

#### ②年収

年代	人数(人)
年収なし	0
100万円未満	0
100万円～400万円未満	2
400万円～700万円未満	3
700万円～1000万円未満	2
知らない	1
無回答	2
合計	10

### 3. 暴力の具体的な内容

#### A. 精神的暴力

- 「非難」や「侮辱」の事例が多く挙げられている。被害が親にまで及ぶことや、逆に加害者の親からも暴力が行われるケースもある。

##### (1) 非難

- 「おまえが働いて車を買えば仕事がみつかる」、「仕事がないのはおまえのせいだ」と言う。(30代)
- 必ず非難されるので話ができなくなった。(40代)
- 「自分の仕事が見つからないのは君のせいだ」と言う。風呂の水が溢れても電球が切れても「君のせいだ」と言う。(40代)
- 作った料理を口に合わない、こんな味ダメだと言う。また、テーブルの拭き方など…日常行動のすべてを否定する。水の使い方、茶碗の洗いか、掃除機のかけ方、すべてに文句をつけてきた。今考えると意味のない非難だった。付き合っていた9年間は私の精神的問題を支援してくれる人だと思っていたが、同棲、入籍してからは一方的に攻撃される日々だった。(40代)
- 「お前が人格障害だから俺はストレスが貯まる。その為に酒飲まないとやっていけない」と非難を続けた。(40代)
- 自分が大事に思っている本を「捨ててしまえ」と言う。(40代)
- 「会社経営のやりくりの為に金を都合しろ」といつも言われたが、どうにもならず、辛い気持ちだった。とにかく金銭要求が激しく、出来ないと言われた。(40代)
- パートの仕事を大事に思っているのにすべて否定した。なのに、その金は支出させる。(50代)

##### (2) 侮辱

- 夫の友人を自宅に招いての飲み会で妻の独身時代あるいは若い頃の悪口を言われた。(40代)
- 「誰のおかげでぜいたくな生活をしている」、「出て行け…」としょっちゅう言われていた。(40代)
- 「おまえはバカだから俺の言うことを聞いていけばいいんだ」と言う。(30代)
- 「人間関係は全然だめ」、「無能だ」と言われた。(40代)
- 同居している義父が、作った料理を「ひどい味だ」、「家計のやりくりが下手」と言ったり、食品購入のすべてに文句を言うが、夫は守ってくれない。(40代)
- 「何をやっても、だめだ」と文句を言う。(50代)
- 親の悪口を言う。(30代)

##### (3) 脅迫

- 「お前がいなくて死ぬかヤクザに戻るしかない」と脅す。(30代)
- 昔、認知症の実母(同居)をどなり、叩く等の虐待をした。それを見て怖かった。虐待に対して意見を言うと、「出て行け」と脅された。(50代)

##### (4) コミュニケーションの遮断と孤立化

- 逃げ出さないように、現金を持たされなかった。(30代)
- 外出に必ずついてくる。逃げられない様にぴったり離れない。(40代)
- 友達と交際するのについてくる。自分は全く友人がいなかった。しかし、私が友人と泊まるという事は許可しない。(50代)

##### (5) 日常生活における細則の強制

- 外出から帰ったら家に鍵を掛け入れてもらえなかった。(そのことが別居の直接のきっかけとなった)(40代)
- 少しでもパートから帰るのが遅いと叱られた。(30代)

## B. 身体的暴力

➤ 身体への直接的な暴力は、通院を要するものが多く、中には生命の危険を感じる程のものもある。

### (1) 壮絶な暴力

- 夫は夜、窓、カーテンを開け、外から中が見えたり、声が聞こえたりするような状況で殴ったりする。(40代)
- 暴力によるあざで、仕事に行くとき大きなマスクで顔のあざを隠して行ったこともある。(40代)
- 肋骨骨折3本、前歯5本折れた。(30代)
- 腰部をけられ腰痛、顔を殴られ鼻血がよく出ていた。(30代)
- 顔は腫れあがった。(30代)
- 膝蹴りでお尻を蹴られた。顔以外の所をひどくつねり、痣ができた。とても痛かった。(40代)
- 20年以上前のことだが、馬乗りになって殴られ、顔が腫れあがった。(50代)
- 鍋で水をかけられた。(30代)

### (2) 物を投げつける、物にあたる

- 結婚後2年目ぐらいから、物を投げつける。5年後からは、その行為が激しくなった。(40代)
- 熱湯の入ったカップ麺を投げつける。(40代)
- ワインの瓶を割ることもある。(40代)
- 気に入らないことがあると、コップを壁や妻に向かって投げつける。割れて砕けた。(50代)

### (3) 生命の危険を感じる程の恐怖

- 首を絞められた。(40代、50代)
- 首にのこぎりを当て壁に押しつけられた。(30代)
- 包丁をむき出しにした事もある。(40代)

## C. 経済的暴力

➤ 生活費に関する事例が多く、妻へ生活費を渡さないが、夫が自分で管理することなく浪費していることがうかがわれる。生活費の不足を妻がパート等で埋めているケースが多く、妻の負担が非常に大きい。

### (1) 家計を細かくチェック

- 家計のやりくりについて、レシートを見てくどくど説教する。(40代)
- 家計のやりくりにくどくど文句を言い、支出に細かくチェックを入れる。家族(子ども)が増えて、どうやっても無理なのに節約が下手だと小言を言う。(40代)

### (2) 生活費を渡さない

- 少ない生活費しか入れず、浪費をおさえることもない。(40代)
- 生活費を入れず、パートで働かされ生活費と彼の酒代になった。(30代)
- 生活費を部分的に半分隠された。(50代)
- 生活費を入れてくれず、生活費は私の障害年金を充てた。同棲前に仙台に出る為40万円渡し、全て使われた。その後、貯金20万円、入院による保険金45万円も全て彼の生活費、彼の借金の支払に消えた。貯金はゼロになり最後は食費もなかった。(40代)
- パートの収入のすべてをとりあげる。小遣いは一切なくタバコも現物でよこした。現金を渡すと逃げると思ったのだろう。(30代)
- 生活費を入れてもらわないと困るので要求すると生活費を投げてよこす。そして、生活費を一括ではなく細かく分けてよこす。会社経営のため保証人にさせられていた。(40代)



- 生活費を充分渡さず、最低額を下回ってしか渡さない。パート収入3万円を使い、必死に家計を支えた。私は、ろくに自分のものを購入できなかったので、服も古いものばかり、泊まる旅行も1度もできず、日帰り温泉に自転車で行くのが唯一の楽しみだった。夫の母の介護を一身に引き受けたのに感謝された事はない。彼は病院から連絡しても一切連絡がつかず、自分だけ遊んでいた。義母の死後、私の趣味のサークルについて来たが、つきまとわれ嫌なだけだった。その会費さえ、私は自分で出し、夫は一切出費しなかった。私のパート代は、すべて生活費に消え貯金がなかった。夫は退職金もすべて自分の貯金にして浪費していた。(50代)

### (3) 浪費

- 蓄えどころか生活費が不足でカードローンで補った。(40代)
- 結婚前に貯金したお金をすべて使われた。(30代)
- 「酒を買う金がない」と文句を言う。障害年金で家賃・光熱費支払った上、彼の酒代も支払い、食費がなくなった。耐えられず逃げ出したが、(公的)住宅も私の名義で借りたので、家賃・光熱費の滞納の請求は私宛になっている。その為、離婚は済んでいるが、弁護士を頼み精算することになった。法律扶助の借金もできた。(40代)
- 妻名義のカードを作らせようとしたが、私の名義では無理だった。夫は借金で作れなかった。(30代)

### (4) 妻名義の財産をあてにする

- 彼は私の障害年金が必要で、「もらえるものはもらえ」と言う。(30代)

### (5) 妻に協力しない

- 夫が体調不良で無職のとき、パート勤務を行った。しかし子どもが病気を繰り返し、仕事を休むため首になった。夫も義父も保育園の送迎等何も手伝わないので仕事を失った。義父は農業収入を別居の娘・息子には過剰に出費し与えていた。なのに、私には出費をいやがった。農業の手伝いをしたが、何の手当てもなかった。(40代)

## D. 性的暴力

- 性的暴力では、加害者の意のままに行為が行われることが多く、拒否すると身体的暴力や精神的暴力(非難、侮辱)へと移行している。

### (1) 性行為の強要

- セックスを断ったとき、裸にされ家の外へ出された(寒い季節)ことがある。こたつの中に逃げ込み、引きずり出されまいと必死でこたつの足につかまっていたこともある。(40代)
- 後つぎの男の子を産めと強くプレッシャーをかけられた。2人目は流産もした。だから、セックスがとてもいやだったが連日応じさせられた。(40代)
- どなられた後、いやなのにセックスをいつも強要する。拒否するとたたく、つねる。(50代)

### (2) いやなポルノ(アダルト)ビデオ等を見せる

- いやなポルノをネットで出し、「性教育だ」と言って見ることを強要した。(40代)
- アダルトビデオを放置する。夫はアダルトビデオを多数持っていて、子どもたちが目にするので処分したかったが、とても怒ってさせられなかった。子どもが手にしても全く無視していた。(40代)

### (3) 避妊に協力しない

- 避妊は不確実なので不安はあった。今思うと、自分もさみしさから彼との性関係を求めていた。妊娠しないうちに逃げられてよかったと思っている。(30代)

(4) 中絶の強要

- 彼は妊娠した時、おろせと言ったことがある（1度中絶させられた）。（50代）

(5) 婚姻外の女性関係を認めさせる

- 年に3~4回東南アジアへ買春旅行（らしい）に出かけ、妻に話して聞かせる。（40代）
- 他の女性がアパートにいた事もある。しかし、私が病気の為に幻視幻聴だったと言ってごまかしていた。（40代）
- 妻と性行為はないのに精力剤を持ち歩いていた（使用した痕跡を妻にバレても平気だった）。（40代）
- 30代の頃、口紅をつけてきたり、長い髪をつけてきたりした。問いただすと馬乗りになって殴られた。以後は女性の影が感じられても一切口に出さなくなった。（50代）
- 彼は自分の好みじゃない、と言って性関係は持たなかった。前付き合った女性の話ばかりしていた。生活費をひねり出す偽装結婚をしたのだと思う。（40代）

## 4. 最初に受けた暴力

➤ 最初に受けた暴力の種類は多種多様である。

その時期は結婚後が5人であるが、交際中では3人、婚約後では1人と早い段階から暴力を受けていながら婚姻関係となったことがわかる。

(1) 暴力の内容や状況

- 殴る。蹴る。壁に押し付ける。引きずりまわす。ライターを顎に押し付ける。お金をとり上げる。
- 30歳頃、友人宅に招かれたが、「子どもが2人いて一緒に行けない」と言うと、「俺を馬鹿にするな」と寝ていた頭を夫に蹴られた。
- 結婚後は、ひざ蹴り、つねる、髪を引っ張る、馬鹿にする等を行った。人が変わったように思えた。それまでは優しくて誠実な人なんだと思い、貯金もすべて出した。
- 車の中で口論となり、タバコを投げつけられ、車から降ろされ、しばらくして戻って来てお尻を蹴られ動けなくなった。
- 婚約後に夫の暴言が始まった。夫の親族から「あなたは家のものではない」の言葉を受けた。祖母のいじめもあった。夫は姑たちの言いなりで何もかばってくれない。妻の親族の悪口を言う。「俺に従え」と言った。養子縁組をしたが「他の子の親になる気持ちわかるか」と嫌味を言われていた。
- 話しても無視される。義父との間の悩みを無視する。育児も手伝わない。身体的暴力以外の事が毎日あった。肋骨を折って、とても痛いことがあったが訴えは無視され、病院受診も自由にできなかった。家事・農業・育児と心も体も休まる時がなかった。
- 結婚後1年ぐらい経過してから、原因は思い出せないが、口論になり熱湯の入ったカップ麺を投げてよこした。
- 同棲中も馬乗りになって殴られた。結婚はしたくなかったが、仙台新港に車で行き「ここで海に入ると上がらないそうだ」と脅された。別れると殺すという脅しに聞こえた。それでも別れたいと言うと殴られた。
- 交際してすぐに私の所に転がり込んで同棲したが、友人が置いていったラブホテルのチケットを見つけて胸ぐらをつかまれ、浮気しているのではと寝ているところをボコボコに叩かれた。

(2) 時期

	人数（人）
交際中	3
婚約後	1
結婚後	5
育児中	1
合計	10

## 5. 暴力の頻度と受けてきた期間

➤ 暴力は精神的・経済的なものを含め日常のかつ長期的に行われているようだ。

### (1) 暴力の頻度

	人数 (人)
1 度だけ	0
今までに 2~3 回	0
年に数回程度	1
月に 1 回程度	2
週に 1 回程度	0
週に数回	1
毎日	6
合計	10

- 年に数回程度 (身体的暴力)。(40 代)
- 暴力は毎日のようにあった。怒らせないように必死だった。(30 代)
- 初めは月 1 回から週 1 回となり、毎日となった。(30 代)
- 精神的、経済的なことを思うと毎日といえる。(50 代)

### (2) 暴力を受けてきた期間

	人数 (人)
半年未満	0
半年~1 年未満	2
1 年~3 年未満	0
3 年~5 年未満	0
5 年~10 年未満	5
10 年以上	1
20 年以上	2
30 年以上	0
合計	10

- 15~6 年 (40 代)

## 6. 暴力から逃げられない (なかった) 理由

➤ 暴力から逃げられない理由として、借金などの経済的問題や身内への暴力の脅迫などによる精神的不安があげられている。

### (1) 経済的不安

- 生活費が足りなくて妻名義のカードローンで補っていた。その時の借金の返済をパートの収入でしていた。別居後も返済中である。(40 代)
- 夫の会社経営の借金の連帯保証人にさせられていたので、離婚ができないと思っていた。(40 代)

### (2) 離婚は良くない

- 自分の両親も離婚し、母親に捨てられたという思いがあった。継母が家に来たが、孤独だった。家族からの性暴力もあった。離婚して母子家庭をちゃんと行っていけるのか?と、とても不安があった。だから絶望したとき、まず自殺未遂を行ってしまった。死に切れずにいたが、相談に乗ってくれる人々に会って、ようやく考えが前向きになれた。(40 代)
- 「親の顔をつぶすのでは」と思い、自分がいつまで耐えられるか闘っていた。(30 代)

### (3) 支援者

- 親も亡くなり実家もないので。(40 代)
- 元々、実の父親の虐待の中で暮らしてきた。母は DV 被害者、私も性虐待を受けていた。父が暴れたとき警察を呼んだら、怒って「家を出て行け」と父に言われた。知人を頼ったが長い事は無理で、見せかけが優しい彼を頼った。病院関係以外の知人がなく、精神的に弱くパニック発作を起こす自分は、とても 1 人で生きるとか、逃げるとかできないと思っていた。(40 代)

- 実家に居場所がないので。(30代)

#### (4) 身内への暴力

- 子どもにも暴力が及ぶから。(40代)
- 逃げると母・姉妹の家に火をつけると脅されていた(だから逃げて精神科に入院したとき、火災報知機が誤作動で鳴ったとき過呼吸発作を起こした)。(30代)

#### (5) 暴力の非認識

- 暴力を振るうのは夫がアル中のせいと思ったから。最初、DVとは思っていなかった。(50代)

## 7. DV と医療

➤ 暴力が多岐にわたっているため、複数の診療科を受診しているケースもある。医師への説明やそれによる医師からの働きかけは多く見られるが、相談程度で止まっており、具体的な窓口や支援に結びついているものは少ないようだ。

#### (1) 受診した診療科とその時の症状

- 心療内科：不眠、鬱っぽくなった。(40代)
- 同居中は以前からの病気で精神科には受診していた。逃げた後は、整形外科、歯科、精神科を受診して治療した。(30代)
- 頭痛で神経内科へ3週間入院(CTを撮っても原因不明。婦長が話を聞いてくれて心因性とわかった)。心療内科を受診(やはり悩みが深いため、頭痛がすると言われた)。脳神経外科を受診(ある朝、右手が動かさず麻痺、ストレスのせいと言われた)。(50代)
- 精神科病院に入院した。身体・精神・経済暴力のため混乱した。食物がなく、栄養失調にもなっていた。彼だけ食べていた。そのため発作を起こして入院した。その入院で精神障害手帳をもらった。(40代)
- 精神科：眠れなくなり、時々急に自分の気持ちをコントロールできなくなったり、仕事ができなくなったので。(20代)
- 外科：首筋痛め&アザ(30代)
- 内科：糖尿病I型、原因わからない→ストレスでは
- 産婦人科：夫にお腹蹴られて2度切迫流産しそうになり骨折2度、入院(鼻)(40代)
- うつ症状にて神経内科、精神科受診していた。(40代)
- 夫からの電話で動悸がしたが、逃げた後に精神科を受診した。動悸・息切れがあった。無力感で訳がわからなくなった。(40代)
- 心療内科受診：うつ状態になった。動悸、不安感、疲労感、呼吸困難にもなった。(50代)
- 精神科：うつ病(30代)

#### (2) 医者へ説明はできたか？

##### ① できた人は何と言ったのか

- 精神科の女性の医師に夫から殴られている事を話した。夫は病院に必ずついてきた。しかし受診室には入れなかった。医師からDVの相談窓口のメモをもらった。「下着に隠しなさい」と言われた。しかし、なかなか逃げる決心がつかなかった。(30代)
- 同棲して2か月位で貯金はすべて彼の生活費、借金に消えてしまった。ひどい扱いを受けていると話した。(40代)

- 夫から殴られた、と言った。(30代)
- 1番目の老(男性)医師は私を責めた(辛抱が足りないと言われた)。2番目の医師(男性)は私の訴えを理解してくれた。しかし、DVという説明はなかった。(40代)
- DVである事を説明した。(電話相談で、DVであると指摘されたので)(40代)
- 夫から激しくいじめられ、こわいと訴えた。(50代)

②できなかった人の理由と何と言ったのか

<理由>

- 医師が男性だったので。自分も医療業界にいるので、余計知られたくなかった。(40代)
- いつセックスできるのだと責められていた→私が悪いと思っていたから。

<何と言ったか>

- 「職場の人間関係がうまくいかず…不眠になった」と言った。ただ眠れば良いと思って薬を出してもらった。服薬中の約1年は本当に辛かった。(40代)

(3) 医師からの働きかけ

①医師からの働きかけの有無

	人数(人)
あった	8
なかった	2
合計	10

②「あった」場合の具体的内容

- 離脱を勧められ、相談窓口を紹介された。(30代)
- すべて夫から受けたストレスのせいだと言われた。婦長が悩みを聞いてくれた(その婦長もDV経験者だった)。(50代)
- 「彼とは離れた方がよい」と言われた。アルコールも禁止と言われた。しかし、具体的にはどう離脱したらよいのか、何もわからなかった。(40代)
- 「夫は病気のだから別れなさい」、「自分でけじめつけなさい」と言われた。(20代)
- 夫のDVを知り、弱った自分を入院させてくれた。夫を医師が呼び出し、「DVをしてはいけない」と話してくれた。夫を病室に入れなくてくれた。(30代)
- 睡眠薬を処方された。診断書を書いてもらった。(40代)
- 「自分を大事にしなさいね」と言われた。具体的ではないが離婚を勧められているように思えた。それからDVの相談窓口を探した。(50代)
- 「(セックス)いざれできるからと言えればいい」と言われた。(30代)

## 8. DVと警察

- 警察への通報はかなりの窮地に追い込まれてから行われているようだが、対応の仕方はまちまちのようだ。保護命令の申し立てまで至るケースはあまりない。

(1) 警察に通報したこと

	人数(人)
ある	7
ない	3
合計	10

(2) 「ある」場合の警察へ通報に至るまで

- 逃げた後に精神状態が悪化して精神科に入院した。そこに夫がどなり込んできた。看護師がかくまってくれ、警察に通報した。(30代)
- (別居中の)外出時、夫が追いかけてきたので怖くなり、警察へ駆け込んだ。(50代)
- 育った地元の神父さんに状況を話したら、離婚を勧められた。離婚届けのサインはあったので、すぐに出せた。追われないように、神父さんと警察の生活安全課へ相談に行った。(40代)
- 別居して調停裁判中に、夫がアパートを探し出し、押しかけてきた。激しくドアを叩き、チャイムを激しく鳴らした。警察の生活安全課に通報した(住所の閲覧禁止にて一度相談に行っていた)。(50代)

(3) 「ある」場合の警察の対応

- 被害届が出ていないので、「奥さん、精神科に行っていない？」とケラケラ笑いながら話していた。(30代)
- 生活安全課に相談。対応はとても親切だった。(40代)
- 慌てて逃げた夫を警察へ連行し、近づかない様に警告してくれた。(50代)
- 「今更、夫も家出て行って仙台にいないし」、「外傷も特にないしね！」と言われた。(30代)

(4) 警察へ通報しなかった理由

- 子どもの父親を窮地に追い込むことはしたくなかった。(40代)

(5) 保護命令の申し立て

①有無

	人数(人)
行った(調停が始まるので取り下げた)	1
行わなかった	9
合計	10

②「行わなかった」場合の理由

- 知識がなかった。(40代)
- 弁護士にすべて任せた。弁護士が申し立てをしと言わなかった。離婚裁判を始めたら、弁護士の所にも「殺してやる」と脅しの電話が入っていた由。(30代)
- 保護命令を申し立て、夫が逆上するとまずいと弁護士に言われたから。(夫はすぐに切れるタイプなので)(50代)
- 身体的暴力の証拠はないため、無理だろうと思った。ただし、シェルターを出た後、住民票のことが心配で、警察には再度相談に行った。住民票を移した時、閲覧禁止を申請した。(40代)
- 警察等に行ったら、この関係が終わりになると思った。(20代)
- 彼の子どもへの愛情は信じたかった。子どもには、父親に会わせたいと思った。(30代)
- 身体的暴力がないので、無理だと思った。長女を連れて出たので、追いかけるとは思わなかった。(40代)
- 家裁の窓口で、身体的暴力の診断書がないので接近禁止は難しいと言われた。自分の弁護士も、「申し立てても却下されると、裁判にかえて不利になるので、申し立ては止めた方がよい」と言った。不満があったが従った。(50代)
- 1年半寝たきりの生活で何もできなかった。

## 9. 暴力が生活や心に与えた影響

- 暴力が生活や心に与えた影響では、加害者へ恐怖心を強く抱いており、コミュニケーションが正常にとれなくなっていることがうかがえる。そのため生活に困難をきたしたり、次第に無気力状態となるようだ。

### (1) 「ある」と答えた人の内訳（複数回答）

	人数（人）
おどおどして相手の顔色をうかがうようになった	8
会話ができなくなった	7
安心して生活ができなくなった	9
恥ずかしくてかくそうと思った	3
無気力になった	7

### (2) 生活に与えた具体的影響や、身体的精神的症状

- 相手を怒らせないように話を合わせていた。心も体も辛かったが、脅されていたので生活費を作るため働くしかなかった。（30代）
- 無気力になって、もう死んだ方がましだと思った。（孤立無援だったから）（50代）
- すべて億劫、何もしたくない、不眠、過換気発作、苛々すること等があった。（40代）
- 眠れなくなり不安だった。自殺願望が出てきた。（自分が無くなっていく感じがして）（30代）
- 常に自分を否定されるので、どんどん自信を無くした。長女への夫の性暴力を知った時は、混乱し、子どもを守ることもしできないと自分を責め、首を吊った。しかし、未遂に終わった。その後、一段と自己嫌悪になった。（40代）
- 自分に対して自信が無くなった。（40代）

## 10. 被害時の子どもの存在、子どもへの暴力の有無

- 被害時に子どもがその場にいた場合は、子どもにも暴力が及ぶことが多い。その内容は多種であり、頻度も事例によってばらばらであった。ほとんどの子どもに影響があったと回答されており、具体的な内容からその深刻さがうかがえる。

### (1) 子どもの存在

	人数（人）
いたことがある	5
いたことはない	2
合計	7

### (2) 子どもへの暴力の有無（子どもがいた場合）

	人数（人）
受けたことがある	5
受けたことはない	0
合計	5

### (3) 子どもへの暴力の具体的な内容

- 他人の見ているところで殴る。口の中が切れて、顔が血だらけになった。胸ぐらをつかんで怒鳴った。（40代）
- 上の子へは言葉での暴力、下の子へは身体への暴力がそれぞれあった。長男へは言葉で罵り、次男へは首を絞め持ち上げ、呼吸困難にしたり、足で蹴りを入れたり、髪の毛をつかんで引っ張り回す。養子にした2人に「勉強できない子はオレの子として認めない」と言った。（30代）
- 長女に対して、夫はわいせつ行為をしていた。長男に対しても「男は泣くな」と言って育てた。長男は“痛い”、“悲しい”という表現をしないうちにならなくなっていった。（40代）

- 息子がどなられる母をかばって意見を言うと、「大学の費用を打ち切るぞ」と脅した。(50代)
- 息子は、大学生になっても携帯電話を持つ余裕もなかった。子どもが意見を言っても、「親に向かってなんだ」と怒鳴るので、息子は諦めて父親に合わせ、聞き流しているようになった。心の中では母親を支援してくれていた。(50代)
- 夫は、何も世話をしなかった。子どもを抱いているのに、突然布団に投げつけられた。子どもを睨む。怒鳴る。私は追い詰められ、子どもを足で蹴る等していた。「育てられないのなら俺の実家に預けるぞ」と言われた。(30代)

(4) 子どもへの暴力の頻度

- ひどいのは年に数回程度。学童期は“しつけ”として度々殴っていた。(40代)
- 月に2回位。(30代)
- 週に数回。(40代)
- 年に数回程度。(息子はさけていたから) (50代)
- 毎日。(30代)

(5) 暴力が子どもに与えた影響

① 影響の有無

	人数(人)
ある	6
ない	1
合計	7

② 「ある」と答えた人の内訳(複数回答)

	人数(人)
身体的症状	0
親の顔色をうかがう	4
ひきこもり	1
家庭内暴力	0
問題行動	2

③ 暴力が子どもに与えた具体的な影響

- 「いつか、僕がお父さんに殴られた時、お母さんは助けてくれなかった…」と言われ、とても辛かった。(40代)
- 子ども自身に暴力はないが、子どもたちが自立して家を出たら、夫の暴力が激化した。首を絞められた時、長男と次男に連絡し、かけつけた。その時は、夫は土下座して謝ったが、ますます暴力は陰湿的になった。冷静な息子たちは父親にはむかわなかった。夫は、自分に都合のよいことだけを子どもたちに吹き込んで、味方につけようとした。(50代)
- 次男：次第に口数少なくなり、家から出られなくなった。(30代)
- 性暴力被害にあった長女は男の人を怖がるようになった。離婚した後も、学童保育にて年下の男の子に下着の上から触られた時パニックを起こしてしまった。(40代)
- 家庭の雰囲気を感じて父母の機嫌を取る。気を使って子どもが自分たちのテンションを高くしていた。爪を噛む。(40代)
- 爪かじり、夜泣きをする。キレやすい。外でギャーと喚き散らすことが多い。「このやろう」等世間に対して攻撃的になる。(30代)

**1 1. 暴力から逃れたいと考えてから、最初の援助を求めるまでの期間**

- 援助を求めるまでの期間では「1年以下」という場合が多いが、その期間が3年を超えると求援助しなくなる傾向がある。



## (1) 家族・友人、私的な相手

	人数(人)
1年以下	7
2～3年程度	1
4～6年程度	0
7～10年程度	0
11年以上	0
求援助しなかった	2
合計	10

## (2) 民間機関

	人数(人)
1年以下	6
2～3年程度	1
4～6年程度	1
7～10年程度	2
11年以上	0
求援助しなかった	0
合計	10

## (3) 公的機関

	人数(人)
1年以下	5
2～3年程度	2
4～6年程度	0
7～10年程度	0
11年以上	0
求援助しなかった	3
合計	10

## 12. 今まで利用した支援等（複数回答） ～利用した場所・どう感じたか～

- 精神的支援を利用している被害者が多い。「役に立った」との事例が多くあげられているものの、中には「役に立たなかった」事例で二次被害を受けている実態もみられる。

	人数(人)
金銭的支援	6
住宅支援	6
就労支援	4
精神的支援	9
子どもに関する支援	3
住民票に関する支援	6
加害者に対する対策	7

## (1) 「役に立った」との回答の具体的内容

## ①金銭的支援

- 離婚後、精神科入院し生活保護となった：現在もそれで暮らしている。(30代)
- 民間支援団体：入居費用を借金し、入居できた。(40代)
- 神父さん：自立時(40代)
- 民間支援団体：入居期間中、費用を貸してくれた。自立する時、不足の3万円を貸してもらい、とても助かった。(40代)
- 民間支援団体：シェルターの入居費を借りた。脱出前、財産分与について指導を受け、準備ができた。(50代)
- 県の女性センター電話相談：県内の母子障害班につながった。(30代)

## ②住宅支援

- 民間シェルター、姉宅、友人宅（50代）
- 神父さん：保証人を引き受けてくれた。（40代）
- 民間支援団体：アパート探しを手伝ってもらい、家財すべて援助を受けた。（40代）
- 弁護士：元住居の始末は交渉をすべて依頼（40代）
- 警察、公的シェルター：10日位逃げた。（30代）
- 民間支援団体：一緒にアパートを探してくれた。（40代、50代）

## ③就労支援

- ハローワーク：民間支援団体の口添えで面接し、仕事を見つけた。（40代）
- 民間支援団体：身元保証人の役割をしてくれた。おかげで会社の信用を得て入社できた。（50代）

## ④精神的支援

- 民間支援団体の電話相談⇒自助グループ：辛い気持ちを聞いてもらって気持ちが楽になった。何度か電話しているうち「自助グループ」を覚えてもらい、昨年初めて参加した。その時、勇気ももらった。その後ようやく別居できて、自助グループに参加して報告した。（40代）
- 精神科の医師（外来）、県の保護施設、入院した精神科病院、退院後は民間支援団体（継続している）、教会関係の人々。（30代）
- 友人たち（50代）
- 民間支援団体の面接日常支援、定期カウンセリング、精神科医師、教会の人々。（40代）
- 民間支援団体：気持ちの制度等聞いてもらい、今後の行動について知ることができた。（20代）
- 姉：私の気持ち次第で、その方向への支援をしてくれると言ってもらえた。（20代）
- 自助グループへ参加（30代）
- カウンセリング：夫と2人でカウンセリングを受けていた（夫が辞めてしまい受けられなくなった）。夫にカウンセリングを受けてほしい。（30代）
- 民間支援団体：個別相談、定期カウンセリング（退所後1年継続）、その後もメールや面接、イベントへの参加（講演会など）でずっと支えてもらった。（40代）
- みやぎ男女共同参画相談室：自分の辛さがDVであることを教えてもらって役に立った。無料法律相談も受けることができてよかった。（40代）
- 民間支援団体：シェルターに身を隠す方法、家を出る時の準備、離婚までの流れを知った。（40代）
- 民間支援団体の「エンパワメント講座」：気持ちの整理ができた。（30代）
- みやぎ男女共同参画相談室：県内の公的機関でのカウンセリングにつながった。（30代）

## ⑤子どもに関する支援

- 児童相談所、弁護士、児童精神科（40代）
- みやぎ男女共同参画相談室：子どもへの接し方、学校・保育所への対応を具体的に教わった。（40代）
- 保育所の園長先生：子どもの様子を知ることができるので。（30代）

## ⑥住民票に関する支援

- 離婚後1年間、住所はそのまま、その後引っ越しする時に住民票を移し閲覧禁止にした。→継続申請している。（30代）
- 市役所で住民票の閲覧禁止。（50代）
- 警察：住民票に閲覧禁止がかかる予定。（40代）
- 警察生活安全課：住民票は移さないでもいられること、閲覧禁止をかけることを知った。（40代）
- 警察生活安全課：相談し、住民票を閲覧禁止にしてもらった（50代）

⑦加害者に関する対策

- 警察：病院に怒鳴り込んできた時に呼んだ（30代）
- 夫はすぐ辞めてしまったが、夫婦でカウンセリングを受けていた。（30代）
- 家庭裁判所：子の面会は離婚後も弁護士を通すことと決めた。子どもからも、元夫からも1度も面会希望はない。自分も置いてきた子どもには面会していない。お互い1人ずつ親権を取り、養育費も支払いはなしと決めた。（40代）
- 警察：アパート（別居中）に押しかけてきたとき、夫を連れて行き説教してくれた。アパートから脱出を手伝ってくれた。（50代）
- 年金課：年金番号だけで夫の住所を知ることができた。（30代）

(2) 「どちらとも言えない」との回答の具体的内容

- 姉：姉妹は最初理解を示してくれたが、夫からの影響で振り回されて「夫に詫びを入れて家に帰ったら」と言われた。（50代）
- 女性相談センターでの電話相談：家庭裁判所へ行って調停出すように言われた。（20代）

(3) 「役に立たなかった」との回答の具体的内容

- 友人：「あなたがおかしいのでは」、「あなたがヒステリックなのでは」と言われた。（20代）
- 医師：夫への働きかけがあったが、効果はなかった。（30代）
- 保健所の育児相談：（娘に対して）「あなたはひどいことしたね」、「このままではいけない」の言葉の連続だった。他に「子の心に大きな負担与えたね」の言葉も受けて、辛かった。（30代）
- 生活費を私の障害年金から出していた。その他に光熱費もすべて渡していたのに滞納になっていた。結局、私の借金として膨らんだ。そんな金を請求できないのはとても悔しい。このような経済的なDVは処罰されないのです、とても悔しい。（40代）

### 13. 回答者は今後どうしたいと思っているか（複数回答）

- ほとんどが加害者から離脱し、自立の道を目指しているが、同時に経済面、精神面などで問題を抱えていることがうかがえる。

	人数（人）
自立していききたい	4
自立していききたいが経済面などがネック	5
結論が出ていない	0
加害者に変わってもらいたい	1
その他	1

(1) 自立していききたい

- 弁護士を依頼して調停で夫との離婚が成立したのでホッとしている（仕事をしている夫は面子が潰れるのを嫌い、裁判を避けた）。健康に留意して仕事をし、自立したい。（50代）
- ネイルアートを再び始めたい（新たに店を開きたい）。私が考えていること、感じた事を若い人々に伝えたいし、若い人々の話の聞き役にもなりたい。そういうサロンを作りたい。（20代）
- ピアノ教師をしながら暮らしたい、その他にも、今まで夫の会社での仕事（経理と総務）経験を生かして働きたいと思う。（30代）
- 2人の子どもの生活できる仕事を見つけない。（40代）

(2) 自立していきたいが経済面などがネック

- もちろん離婚して自立したいが…
  - ・今の住宅が長く住めそうもないので、引越しの資金も貯めなくてはいけない。
  - ・若い頃から、ストレスが原因か高血圧の薬を飲んでいて、健康不安があり、老後の年金も分割を求めたい。
  - ・子どもの養育は夫にお願いしたい。(40代)
- 今は精神科に通院し、精神障害手帳がある。生活保護も受けている。ようやく外出できるようになったので、昔のように外に出て働きたいと思っている。  
現状は、身内間のトラブルで精神状態悪化。TVでDVの場面が出ると、不安が大きくなり具合悪くなる等心身の状態が不安定である。すぐ長時間労働は無理だと思っている。(30代)
- 仕事に就けない状態にて、障害年金で暮らす。生活保護申請もしたいと思っている。(40代)
- 自立できる収入が得られる程に働きたいが、全身体調不良にて週3回の勤務が限界。自分自身の子ども時代の被虐待体験、長女の被虐待体験と重なって、トラウマが大きい。今も精神科とカウンセリングに通っている。朝、激しい疲労感と頭痛にて起きられないことがある。(40代)
- 精神障害年金をもらって暮らしている。自立したいが、難しいので両親のサポートを受けている。できれば、パートから始めていって高齢になったときのことを考えて、年金が払える生活をしたい。住んでいる地方でDVについての活動をしていきたい。(30代)

(3) 加害者にならなりたい

- 私の周りに二度と現れないでほしい。もし直接押しかけてきたらやはり怖い。(40代)
- カウンセリングを受けてほしい、怖いから。(30代)
- つきまとわれない人間になってほしい。怖い。(50代)

(4) その他

- すでに経済的には自立できた。70歳まで働けるので継続していきたい。(50代)

#### 14. 自立にあたって困難を感じていること (複数回答)

- 自立にあたって困難を感じていることとしては、心身の後遺症から立ち直ること、諸手続の煩雑さやそれにかかる費用などが多い。

	人数 (人)
住居	5
就労	5
経済面	4
手続	2
健康 (自身と子ども)	7
裁判・調停	4
加害者	2
支援者	0

(1) 住居

- 仕事をしていないと、不動産屋で不審者扱いされたように思えた。障害手帳を出すと余計に嫌われると思い、言えなかった。保証人は三親等以内の人と言われ、とても困った。実の父親から虐待を受けて育ったので、親・姉たちは保証人を引き受けてくれない。ようやく教会の神父の保証人で家を借りられた。(40代)

- 親のところに戻っているが、親は私のことですごく悩んでいるのを見るのが辛い。家を出たいと思っても何から手をつけたらいいのかわからない。(20代)
- 住居を夫に知られたのでまた引っ越した。(40代)

(2) 就労

- 住民票を閲覧禁止にして自分は守られているが、不便なことがたくさんある(離婚は成立したが、しつこい元夫からの迫害がまだあるだろうと思うので閲覧禁止は続けたい)。年金的にも心細い。健康面の不安で、仕事を選ぶのは大変。ヘルパーの勉強中。(50代)
- 過去のトラウマのため、人と会うのが苦手。そのため仕事選びが狭められている。(40代)
- 親子3人が生活できる仕事を探すのに苦労している。(40代)

(3) 経済面

- 働いていなかったのに、生活できるかとても不安だった。(40代)

(4) 手続

- 手続がとても面倒で気持的に辛い思いがした。(40代)

(5) 健康(自身と子ども)

- 心身の状態が不安定。ストレスで乖離症状を起こすことがある。疲労感が大きい。食べられなくなることもある。(30代)
- 私の中での精神面で「やってみようと思う気が起きない」のが現実。まだ私の中に「相手を優先して自分を抑えて行動する」思考が抜け切れない。(20代)
- 現在も・めまい、疲労感で産婦人科  
・腰痛、膝の痛みで整形外科  
・トラウマ治療でカウンセリング専門クリニック } 受診中(40代)
- 子どもの心、私の気持ちの整理、回復がまず先かなと思う。仕事はまだ何もできない。(30代)
- 子どもの心の傷付きに対しては、児童精神科医の勧めで、中学校のスクールカウンセラーのところへ週1回通っている(今は小学生)。(40代)

(6) 裁判・調停

- 裁判・調停にお金がかかりすぎてとても苦労した。(40代)
- 年金は確実に分割できると思うが、夫がすべて経済をにぎり、財産をにぎっているため財産分与がどれほど認められるのかとても不安である。夫は贅沢し、私は節約し質素な生活をしてきたことを、詳しく申し立てたが、裁判官に理解されるか不安である(夫は、裁判官や夫の弁護士のアドバイスも無視する人)。(50代)
- 調停を起こしていきたいが、夫は県外に出ているらしいので出て来てくれるかどうか、心配。(30代)

(7) 加害者

- 夫は私たちの行方を捜して妻の友人・知人に尋ね回り、不安でとても迷惑した。(40代)

## 15. 今不安に感じていること(複数回答)

- 現状で不安に感じることは、自身の心身に関することや経済的なことが多い。

	人数 (人)
経済的不安	6
加害者の追跡	4
仕事	4
住宅	2
子どもに関すること	1
健康	7
今後の生活・将来の見通し	5
PTSD 症状	6
離婚	1
その他	2

(1) 経済的不安

- 調停・裁判はこれからなので、年金分割はうまくいくか？慰謝料、弁護士費用など不安。(40代)

(2) 加害者の追跡

- 街を歩いていて、元夫に会うかもしれないと不安になる。(30代)
- 夢にときどき夫が出てくる(暴力を受けた記憶は生々しいが、自分が少しずつ強くなったのか夢の中で夫に「弱虫!」と叫んでいた)。(50代)
- 身体的暴力は20年前のこと、診断書を書いてもらわないでしまい、接近禁止の申し立てはしなかった。しかし、夫は弁護士事務所に手紙を送りつけ、裁判中なのに行方不明捜索といって私の顔入りチラシを知人宅にまいた。私の別居宅を探し出し、押しかけてきた。多分、探偵などを使って、仕事場を探し追跡したのではないか。夫はとても執念深いので、裁判で判決が出た後が怖い。アパートは引っ越し、仕事はやめようと思う。それだけ、何をするか怖い。絶対復讐するだろうと思う。病的なタイプの間人は、長期的に復讐すると思えて、とても怖い。(50代)
- 父親でも、男性に自分の後ろを通られるだけで怖いし、エレベーター等に1人は乗れない。(30代)

(3) 子どもに関すること

- 子どもの心のケアをどうしたらいいのかと思っている。(30代)

(4) 今後の生活・将来の見通し

- 1人暮らしが初めてなので不安がある。(40代)
- 婚姻費用15万円+失業保険もらったの生活だが、夫は多いと言ってきている。減らされたらという不安がある。又、夫は会社を辞めたのも自己都合にしろと電話で迫ってきている。弁護士がいるのに、夫が直接別居先に来て会う、電話攻撃もある。(30代)
- 以前は、生活できるかどうか不安だった。すべてが不安だった。子どもを1人で育てる不安が強かった。離婚後も、自分の実家に迷惑がかかるか不安(私は、夫の会社の保証人にされている)。(40代)

(5) PTSD 症状

- 仕事を始めたとき、ストレス等があったとき、乖離や摂食障害を起こすかもしれない…という不安がまだある。
- 発作が起きるか不安。(40代)
- いまだに夢を見て過換気発作を起こし、眠れなくなることがある。朝の激しい疲労感、他の人と会うときの強い緊張感、慢性の頭痛、うつ気分に落ち込みやすい。(40代)

(6) その他

- 支援の場所と支援者について知りたい。(20代)

## 16. 今後の生活に関する支援の要望（複数回答）

- 支援の要望は〔広報・啓発の充実〕が一番多く、DV そのものについてや支援機関についての広報が求められている。次いで〔施設の充実・増設〕、〔金銭的支援〕、〔住宅支援〕、〔精神的支援〕の要望が多い。

	人数（人）
金銭的支援	7
住宅支援	7
就労支援	6
公的職務関係者の対応改善	4
精神的支援	7
子どもに関する支援	4
施設の充実・増設	8
広報啓発の充実	9
住民票に関する支援	4
加害者に対する対策	6
その他	3

### （1）金銭的支援

- 別居するためにはお金が必要だった。（40代）
- 病状安定し、仕事が1人前になるまで生活保護を続けて受給させてほしい。（30代）
- 生活保護を受けたい。（40代）
- 住居に必要なお金がほしい。（20代）
- 生活保護を継続してほしい。（40代）
- 一人親の子どもへの経済的支援（40代）
- 被害回復のためのカウンセリング等の経済的支援（40代）
- 生活への支援へのサポートする人がもっと多くいたらと思う。（30代）

### （2）住宅支援

- 別居するための住宅探しが大変である。（40代）
- 安い公的アパートに入居したい。（50代）
- 生活保護による住宅援助の継続を希望。（40代）
- 保証人協会でアパートを借りた。次の引っ越しも保証人で引っかかると思う。離婚は身内の支援なく反対されているので、保証人の心配がなく賃貸ができればいい。（50代）

### （3）就労支援

- 少しずつ社会に出たい。作業所のような所ではなく、一般の仕事をしたい。でも、短時間の仕事からスタートしたいのでその様なチャンスがほしい。（30代）
- 中高年向けの仕事の情報がほしい。（50代）
- 働く所（30代）
- 現在の仕事が合っているので継続したい。（40代）

### （4）公的職務関係者の対応改善

- 警察に相談した時、興味本位の目で見られた。不慣れな警察官に対応された時、手間取った。（50代）
- すぐに離婚できない時、離婚と決めつけないで1つ1つの相談に乗ってほしい。（20代）
- 離婚前混乱し、子どもの事を、地元の保健師、保育士、相談窓口にも色々あったが、深いDVの問題まで踏み込む事はなかった。子どもに手を上げてしまう問題のある母親として見えていたと思う。（40代）
- 男女共同参画社会を実現するための施策を具体的に実行すること（40代）

(5) 精神的支援

- DV と離婚の話し合いの場がもっと回数が多い。仕事をしていると参加難しい。(40代)
- 病院関係の心の病気の自助グループもあるが、DV や性暴力について話せる場所がもっと必要。民間支援団体の人と会う事は、助けになった。(30代)
- 今後も民間支援団体、教会、病院を頼って生きるつもり。(40代)
- 女性の方から意見を言うのは良くない等と言われてきたので、女性が話し合っていける所、気持ち見つめる所が、もっとあったらいいと思う。(20代)
- 男女共同参画センターの継続的講座(心のケア)の様な講座に出続けたい。そして、自分も他の人を支援する立場になりたい。生きていくだけでなく、自分も役に立っていききたい。その様な場があれば…と思う。(40代)
- 困った時、辛い時、民間支援団体の人に TEL・メール・遊び・講演等で支援を受けている。(50代)

(6) 子どもに関する支援

- 保育所(30代)
- DV から離脱した・母子家庭の子どもの心の傷付きに対する支援の企画があってほしい。(40代)
- 母と子どもの心のケアのところがあればと思う。(30代)

(7) 施設の充実・増設

- 県の保護施設に保護されて助かった。もっと必要と思うが、場所が公開されているのは不安だ。(30代)
- シェルターをもっと増設してほしい。(50代)
- 民間シェルターがあってようやく離脱できた。私の様な DV は公的保護施設に入る事は困難だったと思う。また、PTSD の発作についても支援が難しかったと思う。民間シェルターを存続させてほしい。その後のステップハウスもあってほしい(アパートを借りるのが困難だから)。(40代)
- 民間シェルターを存続してほしい。身体的暴力がないケースは公的シェルターに入れてもらえないと聞いた。(40代)
- 私のような DV 被害者は公的シェルターに入りにくい。シェルターがないと離脱できなかった。民間シェルターを存続させてほしい。(50代)
- もっともっと数多く女性だけが、どんな理由であれ逃げ込むところが必要。(30代)

(8) 広報・啓発の充実

- シェルター等あることを知らなかった。(40代)
- 病院にもっとポスター、トイレにもパンフレットを地方の病院などすべての病院に置かれると良い。(30代)
- 事件の裏側に DV があるという事、被害者の立場に立ったものを知らせてほしい。(50代)
- 病院で DV のパンフレットを見た。その頃は、自分が DV に遭っているという考えが浮かばなかった。精神的・経済的虐待の事は広まっていないと思う。もともと激しい DV 家庭で育った。親からの性虐待もあって精神症状が激しかった。親から逃げようと、危ない男性との関係が続いた。見せかけの優しさに騙されお金をすべて吸い取られる男と結婚に至った。教会の神父に強く言わなければ一生支配されていたと思う。高校までの教育で児童虐待(ネグレクト・性暴力)、DV の事は、教わった事もなかった。病院の受診、入院繰り返してきたが、病院でもその様な言葉の説明を受けた事はなかった。「家を出なさい」と精神科医に言われても、どうやって出て暮らせるのか想像もできなかった。子ども時代からもっと情報があれば、私の人生は別の生き方があったように思う。自分の過去を消したいと思うが消せない。この傷付きを抱えて生きていくしかない。DV・性暴力について子ども時代から学校・病院で教え、発見し、適切に保護してほしい。(40代)
- スーパーや病院等にもパンフレットを置いてほしい。(30代)



- ①年に何回も DV についての講座が開かれてほしい。男女共同参画センターの DV・性暴力の講演に参加したが、外国の話ではあまりピンとこなかった。日本の、女性や子どもの性暴力について、もっと詳しく調査し、回復の援助をしてほしいと思った。簡単にわかる DV・性暴力の基本的講座を定期的で開催する事が大事だと思う。被害者が気付くきっかけになると思う。
- ②学校で当たり前に「性暴力について」の教育をしてほしい。私自身、家族からの性暴力を受けて育った。その事が DV 男性との結婚へと繋がっている。子ども時代、身近な親戚の大人に相談しても無視された。高校時代、女性と同級生に話し、ようやく被害に共感してもらえた。それから家族の性暴力を拒否できるようになった。小さい頃から学んでいれば、教師等に訴える事を行えたと思う。(40代)
- もっと広く継続してほしい。

(9) 住民票に関する支援

- もっと手続きしやすくしてほしい。窓口職員の対応が良くなるようにしてほしい。(50代)
- 閲覧禁止をしてほしい。(40代)
- 住民票関係、子どもの手当、保険等の手続きの煩雑さと手数料が高すぎるので改善してほしい。(40代)
- 閲覧禁止を継続的に一生してほしい。(50代)

(10) 加害者に対する対策

- 再び自分の前に現れる事がとても怖い。死んでほしいと思う程怖い。せめて、私に行った事が暴力であり、許されない事だと反省してほしい。彼が行った事は犯罪だと思うが、彼はのうのうと生きている。再び私に行くかもしれないし、他の人に行っているかもしれない。それがとても怖い。犯罪だから、捕まえて、強制的に反省する教育をしてほしい。当時私は、激しく心を病み、彼を処罰する事、つまり訴える事はとてもできなかった。周囲の人も、何も教えてくれなかった。女性の精神状態に関係なく、彼を逮捕する世の中になってほしい。しかし逮捕されても、すぐ出るだろうから、反省心を持つ様な矯正教育をしてほしい。(30代)
- 近付いたら、元夫のストーカー行為で接近禁止命令をとりたい。(40代)
- 男性、自分の気持ちを伝えられないのではないかと。男性向けの講習会があったらいいと思う。(20代)
- 近付いてほしくない。以前の DV 男性はストーカー行為があり、ストーカー規制法を使った。今回の夫は身体的暴力がないので DV 法接近禁止が難しかった。被害者本人の訴えで禁止ができるようにしてほしい。(40代)
- ケガの診断書等がなくても、裁判所は、逃げた妻に対する執拗な行動を見て、接近禁止命令を積極的に出してほしい。事件が起きることを防ぐ、予防的な保護命令の運用をしてほしい。離婚の時に、接近禁止を出してほしかった。(50代)

(11) その他

- 弁護士費用：窓口で「今の安定した月収では法律扶助制度は利用できません…」と言われたが、もっと利用しやすいのではないのだろうか？実際は、借金、ローンを抱えていて弁護士料の支払いの不安がある。(40代)
- 保険証：DV で家を出た時は、被害者にすぐ健康保険証を発行してほしい。とても苦労した。(50代)
- 夫と話し合う時に、弁護士以外の中に入ってくれる人がほしい。いるだろうか。(20代)



### III 資 料



## 平成 20 年度「配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査」面接調査カード

●面談日時 2008 年 月 日 時 分～ 分 ( 分間)

担当者 ( )

1. 回答者	①年代 1.20代 2.30代 3.40代 4.50代 5.60代 6.その他 ( )
	②現在の住所 1.市内 2.県内( ) 3.県外 ( ) 4.NA 住民票と同じか (1 同じ 2 違う) 1.市内 2.県内( ) 3.県外 ( ) 4.NA
2. 子ども	1.無 2.有 ( 人 / 歳、 歳、 歳、 歳) 3.NA
3. 回答者の 仕事・年収	1.専業主婦 2.パート勤務 3.フルタイム勤務 4.自営 5.農漁業 6.無職 7.学生 8.その他 ( ) 9.NA 年収 約 ( ) 万円
4. 関係	1.夫 (届出の有無に関係なく) 2.元夫 3.恋人 4.元恋人 5.その他 ( ) 6.NA
5. 同居/別居	1.同居 2.別居 (期間 ) 婚姻年数 ( 年 ヶ月) 3.NA
6. 相手の仕事 年収	1.会社員 2.自営業 3.会社役員 4.農漁業 5.アルバイト 6.無職 7.学生 8.その他 ( ) 9.NA 年収 約 ( ) 万円
7. 暴力の内容	当てはまる事柄は口にチェックを入れる。表現を変えたい時は、訂正文を記入する。

## 精神的暴力

- 彼は、あなたが あなたの友達や両親と交際するのを嫌がる。
- 彼は、あなたが 外出したり 帰宅が遅くなると 怒る。
- 彼は、あなたを「バカで能無し」と ののしったり 無視する。
- あなたは、彼と会話したくても 非難され、無視されるので いつも深い孤独感を感じている。
- 彼は、癩癩を起こすと 壁をなぐったり、物に八つ当たりしたり、大声でどなる。
- 彼は、上手く行かない事柄は、“すべて”あなたのせいにする。
- 彼は、作った料理をひどい味だ、努力した出来事のすべてをつまらない事だ という。
- こどもの行動は すべてお前の育て方が悪いからだ、お前に似ているからだ、と非難する。
- 彼は、あなたの大事なものを壊し、大切なペットをいじめる。

## 身体的暴力

- 彼は、あなたを平手で打ったり、あざを作らせたりすることがある。
- 彼は、あなたを 蹴ったり、髪を引っ張ったりする。
- 彼は、殴るフリをして、鼻先で止める。
- 彼は、襟元を掴み、壁に押し付けたことがある。

**経済的暴力**

- 彼は、あなたの、家計のやりくりが下手だといって、くどくどチェックする。
- 彼は、生活費をいれない。
- 彼は、あなた名義のカードで 払えないような キャッシングを重ね、買い物をする。
- 彼は、無謀な不動産を購入し、ローンの連帯保証人にさせる。
- 彼は、あなたが働いた収入の分、生活費を減らす、だからあなたは いつまでも蓄えができない。
- 彼は、あなたが仕事を続けるのに、困難な状況をつくりだす。

**性的暴力**

- 彼は、あなたに セックスが下手だという。そのくせ、いつも強要する。
- 彼は、避妊をしない。
- 彼は、妊娠したら生むべきだという、でも 子育てはなにも手伝わない。
- 彼は、あなたに いやなポルノをみせ、同じ事をさせようとする。
- 彼は、他の性関係があることを諦めさせる。
- 彼は、性感染症をうつしたことがある。

<b>8. 最初に 受けた暴力</b>	①暴力の内容や状況
	②時 期 1.交際中 2.婚約後 3.結婚後 4.出産直後 5.育児中 6.離婚前後 7. その他 ( ) 8.NA
<b>9. 頻 度</b>	1.1度だけ 2.今までに2~3回 3.年に数回程度 4.月に1回程度 5.週に1回程度 6.週に数回 7.毎 日 8.その他 9.NA
<b>10. 暴力を受 けてきた期間</b>	1.半年未満 2.半年~1年未満 3.1年~3年未満 4.3年~5年未満 5.5年~10年未満 6.10年以上 7.20年以上 8.30年以上 9.その他 ( ) 10.NA

<p>11. 暴力から逃げられない(なかった)理由</p>	<p>1.経済的不安 2.子どものためにひとり親にしたくない 3.子どもを転校・転園させたくない 4.逃げても見つけられ、より酷い暴力を受ける 5.離婚は良くない 6.周りに支援者がいない 7.加害者が自分を必要としている 8.逃げる方法はない(無力感) 9.身内に暴力が及ぶ 10.暴力の認識がなかった、問題と思わなかった 11.加害者が立ち直ると思った、謝った 12.その他( ) 13.わからない 14.NA</p>
<p>12. 医療機関の受診経験</p>	<p>1.有 →診療科,その時のケガや病気の状況は 2.無 3.NA</p>
<p>医者へ説明はできたか</p>	<p>1.できた 2.できなかった 3.説明したがカルテには別に書かれた 4.NA &lt;なぜ&gt; &lt;なんと行ったのか&gt;</p>
<p>医者からの働きかけの有無</p>	<p>1.有 →どんな( ) 2.無 3.NA</p>
<p>13. 警察への通報の有無</p>	<p>1.有 → その時の警察の対応は( ) 2.無 3.NA</p>
<p>14. 保護命令の申し立ての有無</p>	<p>1 行った → その結果は、1 命令が出た 2 却下された 2 行わなかった → その理由</p>
<p>15. 暴力があなたの生活や心に与えた影響は?</p>	<p>1.有 → [例] 1.おどおどして相手の顔色をうかがうようになった 2.会話ができなくなった 3.安心して生活ができなくなった 4.恥ずかしくてかくそうと思った 5.無気力になった 6.その他 2.無 3.NA</p>
<p>16. 被害時の子どもの存在, 子どもへの暴力の有無</p>	<p>1.有→→→→ → 子どもへの暴力は? 1.有 2.無 3.NA 2.無 3.NA ↓ (具体的に)</p>
<p>子どもへの暴力の頻度</p>	<p>1.1度だけ 2.今までに2~3回 3.年に数回程度 4.月に1回程度 5.週に1回程度 6.週に数回 7.毎日 8.その他 9.NA</p>

<b>17. 暴力が子どもに与えた影響</b>	1.有 → 1.身体的症状 2.親の顔色をうかがう 3.ひきこもり 4.家庭内暴力 5.問題行動 (具体的に)  2.無 3.NA	
<b>18. 暴力から逃れたいと考えてから、最初の援助を求めるまでの期間</b>	〔家族・友人〕 1.1年以下 2.2~3年程度 3.4~6年程度 4.7~10年程度 5.11年以上 〔私的な相手〕 6.不明 7.求援助しなかった 8.NA (民間機関) 1.1年以下 2.2~3年程度 3.4~6年程度 4.7~10年程度 5.11年以上 6.不明 7.求援助しなかった 8.NA (公的機関) 1.1年以下 2.2~3年程度 3.4~6年程度 4.7~10年程度 5.11年以上 6.不明 7.求援助しなかった 8.NA	
<b>19. 今まで利用した支援等</b>  <b>どのような事か</b>	<b>どこで</b>	<b>その支援は役立ったか</b> 1.役に立った 2.どちらとも言えない 3.役に立たなかった 4.NA (なぜ)
1.有 ・金銭的支援 ・住宅支援 ・就労支援 ・精神的支援 ・子どもに関する支援 ・住民票に関する支援 ・加害者に対する対策 ・その他 ( ) 2.無 (な ぜ)  3.NA		
<b>20. 今後の生活への意向</b>	1.自立していきたい 2.自立していきたいが経済的な面などがネック 3.結論が出ていない 4.加害者にならなってほしい 5.その他 ( ) 6.NA (具体的に)	



<p>21. 自立にあたっての困難</p>	<p>1.住居 2.就労 3.経済面 4.手続 5.健康 6.子ども 7.裁判・調停 8.相手 9.支援者 10.その他 ( ) 11.NA (具体的に)</p>	
<p>22. 今不安に感じていること</p>	<p>1.経済的不安 2.加害者の追跡 3.仕事 4.住宅 5.子どもの(安全・学校,保育園・心) 6.健康 7.今後の生活・将来の見通し 8.PTSD 症状 9.離婚 10.その他 ( ) 11.NA (具体的に)</p>	
<p>23. 今後の生活に関する支援の要望</p>	<p>1.金銭的支援 → 2.住宅支援 → 3.就労支援 → 4.職務関係者の対応改善 → 5.精神的支援 → 6.子どもに関する支援 → 7.施設の充実・増設 → 8.広報啓発の充実 → 9.住民票に関する支援 → 10.加害者に対する対策 → 11.その他 ( ) 12.NA</p>	<p>(具体的に)</p>



配偶者やパートナー等との間における  
暴力に関する調査  
平成21年4月

編集  
発行

仙台市企画市民局市民生活部 男女共同参画課  
〒980-8671  
仙台市青葉区国分町三丁目7-1  
財団法人せんだい男女共同参画財団  
〒980-6128  
仙台市青葉区中央一丁目3-1 アエル28階  
☎(022)212-1627

